

宮城学院女子大学大学院

# 人文学会誌

第 20 号



2019年3月

英語・英米文学専攻  
日本語・日本文学専攻  
人間文化学専攻  
生活文化デザイン学専攻

人  
文  
学  
会  
誌

第  
二十  
号

宮  
城  
学  
院  
女  
子  
大  
学  
大  
学  
院

宮城学院女子大学大学院

# 人文学会誌

第 20 号



2019年3月

英語・英米文学専攻  
日本語・日本文学専攻  
人間文化学専攻  
生活文化デザイン学専攻



# 目次

中野重治『甲乙丙丁』の研究―中野重治と日本共産党―

伊狩 弘 1

『新宮雜葉記』研究―いわき明星大学図書館蔵安政七年写本を中心に―

高島 一美 27

---

## 修士論文題目及び内容の要旨

伊勢御師三日市太夫次郎の旦那場と活動 ―盛岡藩を中心に―

今井 亜希 75

ベトナム人技能実習生を対象とした来日前の日本語教育に関する実践研究

栃丸 華緒 (1)



# 中野重治『甲乙丙丁』の研究

——中野重治と日本共産党——

伊 狩 弘

1

中野重治の晩年の長編小説『甲乙丙丁』について考えてみたい。

『甲乙丙丁』は昭和四十年一月の『群像』に第一回が掲載され、以後昭和四十四九月号まで、四年九カ月にわたって途中休載なく五十七回連載された。年齢で言うると六十三歳から六十七歳までである。本論考に使用した本文は新版全集(『中野重治全集』第七巻、第八巻)であるが、この底本は単行本『甲乙丙丁』上下(昭和四十四年九月、十月)であり、さらに著者原稿と雑誌によつて校訂を行い、著者書入れのある雑誌切り抜きをも参照した(全集「解題」による)。原稿も大半が残っていて、原稿枚数は四百字詰め原稿にして二千百三十枚という長編である。

この小説についてこれから考察を進めるわけだが、それについては中野と日本共産党との関係を調べる必要がある。中野が『甲乙丙丁』の稿を起したのは多分昭和三十九年十一月下旬であろう。というのも、十一月二十四日に東京の大田区民会館において日本共産党第九回大会が開かれ、中野は志賀義雄、鈴木市蔵、神山茂夫とともに「大会代議員にたいする四中央委員の訴え」を送った。それに対して蔵原惟人中央委員会幹部会員により「志賀、鈴木、神山、中野の処分承認についての提案」がなされ、吉田資治中央統制監査委員

会議長による「報告」のあった後、志賀や中野ら四人の「除名処分承認に関する決議」が全代議員の一致で決定されるという、中野重治の身の上にとつて重大な変化があった。その三日後に『甲乙丙丁』の第一回分(約二十四枚)が脱稿したのである。だから現に原稿用紙に執筆したのは十一月下旬であろうが、小説の構想や腹案はその年の春頃から徐々に出ていたものと思われる。その年つまり昭和三十九年四月十七日には春闘統一行動として大規模な公労協ストライキが予定されていたのに対して、四月八日に日本共産党中央委員会幹部会がストライキに反対声明を出すという大きな出来事があった<sup>①</sup>。この声明は聴涛克己<sup>きんたうくつき</sup>という北京機関メンバー、『アカハタ』編集局長であった人物が作成したのだが、この声明をめぐっては全国の労働組合において共産党の方針と組合方針の食い違いによつて大きな混乱、軋轢が生じた。その問題の出来する直前には、新日本文学会内の対立によつて中野は共産党と文学会主流派の間に板挟みとなり、非常な苦境に立たされるといった悶着もあつた。

さらにこの頃、中ソ対立と部分的核実験停止条約の問題が顕在化するという出来事も起こった。その以前からソビエト共産党と中国共産党毛沢東との間に様々な離反状況が生じていたが、部分的核実験停止は、地下核実験は停止に含まないもので、地下核実験の技術を持たない中国に不利な内容であつた。そこで日本共産党の宮本顯

治らは中国寄りであったため、国会での批准に反対する立場を採った。ところが五月十五日の衆議院で志賀義雄が社会党などと同調して賛成の投票を行い、参議院の鈴木市蔵もこれに同調すると表明した。そこで宮本ら党中央は五月二十一日の党中央委員会において志賀と鈴木を除名を決めたのだが、その委員会で神山茂夫は態度を保留、中野重治は除名に反対して二人を擁護した。そして七月十五日、志賀と鈴木は日本共産党日本のこえを立ち上げたのだが、それは中野による命名であり、中野は『日本のこえ』（日本のこえ同志会発行）創刊号から無署名で「春夏秋冬」の短文を寄稿し、七月二十九日と八月五日の同誌に谷口新平の名前で「きよときよ」としてはならない——十二知識人の動きにたいする反応——」を連載した。

以上のように中野と日本共産党の主流派宮本らとの間は次第に大きく離反し、決裂は避けられない状態になっていた。中野は八月二十三日、日本共産党第十回中央委員会総会に出席し、幹部会による神山茂夫の党員権停止三カ月の措置に反対し意見を述べた。そして党の「決定」に従わないと表明した。そこで幹部会は第十一回の中央委員会総会で中野の党規律違反について審議することを決定し、八月二十八日付で党員権停止三カ月になること、そして八月三十一日午後一時から査問に付することを告げて、さらに九月二十五日（第十一回の中央委員会総会の日）に党本部に出頭するようにという申し渡しを行った。

右のような党中央の圧力に対抗して中野は九月一日、神山とともに東京千代田区のダイヤモンドホテルで記者会見し、「党内外のみなさんに」の共同声明と「事実立つて」の共同文書を発表した。以下に文書の一部を引用する（全集別巻記述の『を』に「」を変えた）。

世界情勢は御承知の通りであります。日本情勢はいっそう御

承知の通りであります。日本共産党の責任はいよいよ重くなってきたといわなければなりません。

この時、日本共産党中央委員会書記局は、八月三十日の「アカハタ」に神山、中野の「処置」「措置」を発表しました。これは、八月二十三日からの第十回中央委員会決定として発表されています。内容は、二人を査問に付し、党員権を三カ月停止するというものであります。われわれはこれに反対し、この決定にしたがわず、またこの査問に応じないものであります。神山は二十二日夜、中央委員会幹部会にその態度を表明し、中野は二十三日、十中総にその態度を表明しています。

幹部会は、問題を規約第五十九条第二項によるものとしていますが、この項は、スパイ容疑、党破壊活動容疑にかかわっています。われわれは不完全な人間であります。スパイ容疑、党破壊活動容疑に擬せられる人間では決してないと自ら断言する資格あるものと信じます。

問題の实质は、第九回大会をひかえ、特に重要な国際問題についての決定をなすべき十中総の前夜および冒頭に、従来とも幹部会に対して反対意見を出してきたわれわれ二人を組織的措置によって排除したことにあります。問題の实质は、党幹部会が、核停モスクワ条約反対、アメリカの地下核実験・フランスの太平洋実験反対運動のサポータージュ、平和運動の分裂指導、憲法擁護運動の過小評価、四・一七ストライキ反対などに明らかかなように、労働組合運動、農民および中小企業者の闘争、婦人青年運動、文化芸術運動など、すべてひろく大衆の生活に直接かかわる問題を基本的に軽視し、さらに国際共産主義に公然の分裂をもちこもうとしていることにあります。この、世界お

よび特に日本の、大衆の要求と闘争とに對する公然の反抗のため、党綱領、党規律を幹部会自ら破壊しつつあることにこそ問題の真実はあります。われわれは絶対にこれを許すことができません。(以下略)

このような文書が公になり、当然ながら九月二十五日に開かれた中央委員会総会で、「神山、中野の除名にかんする決議」がなされ、十月一日に決議文が中野宅に届き、二日付の『アカハタ』に掲載された。そして三日午前十時から中野は志賀、鈴木、神山とともに衆議院第一議員会館で記者会見をし、共同声明を発表した。煩雑ではあるが以下に引用する。

日本共産党第十一回中央委員会総会は、一九六四年九月二十五日、中央委員中野重治、神山茂夫の二人の除名を決議し、十月二日、これを公表しました。中野、神山は、この不当な除名を決してみとめることはできません。この不当な除名は、志賀義雄、鈴木市蔵の場合と全く同じく、政治的思想的な弾圧であり、党規約をふみにじったものであります。

すでに全国各地で、まじめな黨員にたいしても、除名、黨員権停止などの不当処分がつぎつぎと行なわれています。これらすべてのことは、現在の日本共産党指導部が、国際共産主義運動の総路線にそむき、モスクワ宣言と声明を事実上ふみはずして、分裂の道を進もうとしていることに発しています。これはまた事実上、党綱領の旗をみずから投げすてたことを意味し、現に労働運動をはじめ、平和、民主のあらゆる分野に不幸な分裂と混乱をもちこんで、人民の生活をまもり、平和と社会主義を旨ざす事業に大きな損害をあたえています。こうした事実は、その指導の政治的、道徳的破綻(はたん)をしめすものであり、そのセク

ト的、官僚的指導が、行きつくところまできたことの現われでもあります。

このような事態に直面して、われわれ四人は、志を同じくするすべての黨員、党支持者、まじめな共産主義者、誠実で進歩的な人びとに訴えます。不幸な分裂・分散を克服して、国内外で団結と統一をかちとり、平和、独立、民主、社会進歩の日本の道をすすむために、真の共産主義者が勇氣をもつて起つときがきました。ここにわれわれは、日本共産党の革命的伝統をうけつぎ、四人一体となつて党中央委員としての責任をはたす決意であります。

この任務はなまやさしいものではありません。しかし必ずやりとげなければなりません。われわれは国際共産主義運動の本流に立っています。われわれは無数の人々のはげましに支えられています。われわれは確信をもつて、日本の労働者階級とともに、創意と活力にみちたマルクス・レーニン主義の党—日本共産党をつくりあげるために全力をあげてたたかいます。

全国のみなさんの心からの協力と支持をのぞみます。

こうして見ると中野や神山らの主張の根本はソ連を含む国際協調路線を軸にした共産主義運動であり、日共が中国共産党毛沢東の軍事路線に傾いていることへの批判があつたことは明らかである。モスクワ宣言という文句が見えるが、これはソ連、アメリカを機軸にした平和協調路線であつて、戦後の長い冷戦によって宣言の精神は実現しなかつたわけだが、「国際共産主義運動の総路線」といった言葉の根底にはソ連を中心にした共産主義運動への結集が込められているのである。それに対してこの頃の日共は依然として中共寄り、ソ連フルシチョフの平和協調路線を修正主義として強く批判し



ていた。新日本文学会の中でも、またその他の文化団体でもソ連を修正主義とし、中共を正しい共産主義路線とする人々とソ連寄りの人々との対立は極めて厳しいものがあつた。<sup>2)</sup> 徳田球一らの北京機関は既に消滅し、中共に倣つた軍事路線は解消したにも拘わらず、日共全体としてまだ中共に寄り添う気持ちが強かつたものと思われる。四・一七ストライキの折も宮本は中国で病氣療養しており、その後部分的核実験停止条約問題が起つたので急遽帰国したという。日共が中共と決別し、それによつて中共派と日共派との熾烈な戦いが起つたのは、中野らの離反の二年後、昭和四十一年からのことで、紺野、砂間ら日共幹部が紅衛兵や日本人の中共派から暴行を受けてほうほうの体で逃げた北京空港事件など、凄惨な暴力事件が数々発生したのである。ソ連共産党と中国共産党は昭和三十一年頃から深刻な対立関係になつていて、遂に文革最中の昭和四十四年三月に、珍宝島(ダマンスキー島)で中ソ軍事衝突に発展した。中ソ日の共産党を巡つてかようにも激越な対立が長い間繰り広げられた。

ここで中野重治と日本共産党との関係を大まかに辿つておく。

『甲乙丙丁』を読み解く為には中野と日共との長く深い関係を蔵原惟人などとも合わせて見る必要があるからである。日本の中に共産党という組織が作られたのは大正十一年七月、徳田球一、堺利彦、山川均、野坂参三、佐野学、荒畑寒村らによつて秘密裏に結成された。それはその年の一月にモスクワでコミンテルン極東大会が開かれ、それに参加した徳田球一がスターリンから党を作るように言われたのであつた。その時徳田が持ち帰つた日本での共産党の路線を22年テーゼと言う。中野はこの時二十歳で、四高に在学中だが前年に落第した為三年生であつた(学制の改革により学年始めが九月から三月になつた。中野は二年生を一年半やつた)。年譜によればこの年、

友人の妹薄金まさをと親しくなつた。

大正十二年六月、ロシア革命などの影響が日本に及ぶのを恐れ、また米騒動のような騒擾が再び起こるのを憂慮した政府の緊急的な法的対応によつて堺ら二十数名が治安警察法違反によつて検挙された。これによつて党内に不安が広がり、おそらく関東大震災時の大杉榮や平沢計七らの虐殺も影響したであろうが、大正十三年三月、第一次共産党は解党した。その翌月、中野は東京帝国大学文学部独逸文学科に入学し、本郷区駒込神明町三三三、青池一治(父方の従兄弟で福田屋という酒屋)方に下宿した。現在の文京区本駒込四丁目である。この頃は短歌や詩を作る文学青年で、十月十六日には東大の山上御殿で行われた短歌会で、中野の「待ちてゐるすがた目守りつつ陸橋の階のこまかきを急ぎてくだる」が一席となり、これは後に『歌のわかれ』(『革新』昭和14・4、5、7、8)の末尾を飾るエピソードになつてゐる。

大正十四年一月には大間知篤三らとともに同人誌『裸像』を始め、四高時代に知つた犀星を通じて朔太郎を知るなど交際範囲が広がつたが、『裸像』は五月に終刊し、その夏には大間知や林房雄を介して東大新人会に入会する。文学青年がしたいに左翼の活動家に転身したのはこの二十三歳の夏頃と考えてよいだろう。十月に、林、久板栄二郎、鹿地亘、川口浩らと東大内に社会芸芸研究会を立ち上げた。中野重治と誕生日が一日しか違わず、しかも生涯に亘り中野と友人であり敵でもあつた蔵原惟人(明治三十五年一月二十六日生れ、中野は二十五日生まれ)はその頃何をしてゐたか。熊本バンド出身で、惟人が生まれた時は帝国教育会幹事長で後に自由主義的な代議士となつた惟郭(トウゴウ)を父とし、北里柴三郎の妹シウ(終子)を母とする惟人(因みに惟郭の兄で神官を継いだ惟暁も北里の妹を妻とし、その

二男が詩人の蔵原伸二郎、本名惟賢<sup>これが</sup>、北里は熊本出身は、ロシア文学に関心があつて、東京外語露語科を出て、「都新聞」特派員的身分でソビエトへ行つており、翌大正十五年十一月に帰国したのであつた。中野は大正十五年の一月、上野桜木町にあつた新人会の合宿所に移り、さらに合宿所を転々とした。この頃既に新人会は創設当初の人道主義的社会主义を越えて左傾化してきたようで、中野はこの月、共同印刷のストライキに会から派遣されて働いた。徳永直『太陽のない街』（『戦旗』昭和4）の現場に中野もいたのである。二月には社会文芸研究会メンバーが中心になってマルクス主義芸術研究会（マル芸）を作るなど、中野の急速な左傾の様子が見て取れる。しかし四月には『驢馬』が創刊され、窪川鶴次郎、西沢隆二<sup>たかし</sup>、堀辰雄ら、中野の生涯と文学に深く関わる人々が集つた。創刊号に寄せた「たばこ屋」は「そのたばこ屋はお寺のとなりにある／美しいかみさんがいて／たばこの差出し方がたいそうよい」というふうが始まる詩で、特に左翼臭さはない。中野が根本的に持っている潔癖でしかも観念的でなく人間のぬくもりに満ちたロマンチズムを感じさせる詩である。が、「夜明け前のさよなら」になると、夜明け前に宿を立ち去つて行く左翼青年の心持ちを歌つて切ないロマンに満ちており、活動家ロマンを匂わせる詩になっている。十一月十四日に文芸戦線の同人を中心に日本プロレタリア文芸聯盟の第二回大会が開かれ、日本プロレタリア芸術聯盟（プロ芸）に改称し、マル芸の同人もここに加わり、中野は中央委員となつた。帰国したばかりの蔵原も参加した。そして翌月、寒村、福本らにより、第二次共産党が発足した。福島市と米沢市の真ん中にある板谷峠あたりの五色温泉宗川旅館にばらばらに集まつた十七人によって密かにコミンテルン日本支部の日本共産党が組織され、昭和十年三月に袴田里見が逮捕され

て壊滅するまでの九年間に様々の悲喜劇が起つた。昭和三年三月十五日、大規模検挙があつてナツプが結成されたわけだが、中野も検束され、『春さきの風』（『戦旗』同年8月）が生れた。文芸戦線から芸が出来、労芸とプロ芸の合流したナツプ『戦旗』は一時大きな勢いがあつた。新人会の大物、田中清玄や佐野学が党の再建を図つて武装共産党を作り銃撃戦を起こしたこともあつた。そんな中、蔵原は田中の推薦で入党（昭和四年）した。昭和五年春には、津軽から太宰治、小樽から小林多喜二（『甲乙丙丁』では臺目達三郎）が上京し、中野は多喜二とともに『戦旗』防衛基金のために関西を廻り、帰京したところを田端で逮捕される。中野は昭和六年夏に入党し、多喜二は少し遅れて十一月に共産党員になつたわけだが、度重なる弾圧などでこの頃既に共産党は殆ど実体を失つてた。昭和七年四月に中野は逮捕され、九年五月二十三日に転向して出獄するまで二年余り豊多摩刑務所に収監された。この間、小林多喜二の虐殺、宮本顕治のリンチ事件逮捕、佐野・鍋山の転向声明、そして袴田逮捕で共産党は壊滅した。太宰が田中の指示で弘前高校の先輩の藤野敬止<sup>けいし</sup>、工藤永蔵らの言いなりにシンパ活動に従事したこともよく知られる。

## 2

昭和二十年十月十日、マッカーサー司令部の命令で、日共獄中幹部は釈放され、党中央が再建され、合法政党となつた。しかしその時点から、先述した中野の除名、日本のこえへの参加までの約二十年もの間、日共は迷走し、中野は入党と除名を繰り返して、遂に『甲乙丙丁』執筆に至つた。終戦の年、中野は四十三歳になつていたが、六月には防衛召集令が来て世田谷の東部第一八六部隊に入隊し、陸

軍二等兵として長野県小県郡東塩田村(現上田市)に駐屯した。間もなく終戦になり、妻の原泉が東京から面会に来て、一本田に行くなどしてから東京に戻った。十月十九日には初めてのラジオ放送『食物の問題』を第一放送で行ったが、その内容については『甲乙丙丁』の中で触れられている。そして、昭和二十年十一月、出獄したばかりの宮本顕治、西沢隆二の勧めと推薦によって中野は共産党に再入党した。敗戦の混乱と窮乏と政治的空虚の中で多くの人々、俳優、作家、学者、芸術家たちがそして多くの若者が共産党に入り、やがて党派的混乱に翻弄され、或る者は絶望消耗し、また排除脱落していった。そのような時代が『甲乙丙丁』によって蘇った時代の総体であったと言える。中野が入党を許された同じ月の十五日に新日本文学会創立準備委員会が発足し(十二月三十日に東京神田の教育会館で創立大会が開かれた)、中野は「帝国主義戦争に協力せずこれに抵抗した文学者」九人の中の一人として、秋田雨雀、江口渙、蔵原惟人、窪川鶴次郎、壺井繁治、徳永直、藤森成吉、宮本百合子とともに創立発起人になった。贅言すれば徳永と藤森は約五年後に新日文の方針に異を唱え『人民文学』を分派的に刊行して百合子を攻撃し、『甲乙丙丁』の執筆に至る直前の新日文の混乱では江口渙は新日文幹事会の方針に反対して除名されている。

以下、日共と中野重治の進路経歴と纏れた関係について説明すると、日共は昭和二十年十二月一日に徳田球一、志賀義雄、金大海、神山茂夫、宮本顕治、袴田里見、黒木重徳らを中心に再建大会を開き、天皇制打倒、人民共和政府樹立などを目標に掲げた。そして翌年一月、中国で中国共産党と共に活動していた野坂参三が帰国し、占領下での平和革命路線を提唱し、民主主義革命を議会的活動によって実現するという路線が確定した。野坂の帰国は大きな期待

をもって迎えられ、歌が歌われ詩が朗読されるといった騒ぎとなった。こうした空気の下、中野は昭和二十二年四月の第一回参議院選挙に立ち、十万六千票余りの得票で当選(任期三年)した。これより三年間、中野は国会という表舞台で活動することになった。考えてみるとこの辺りが中野の共産党活動家としての絶頂期であり、また共産党そのものの短い高揚期であったと言えるかもしれない<sup>3)</sup>。しかし昭和二十五年一月、コミンフォルムが野坂理論を痛烈に批判し、日共は所感派と国際派に分裂し、日共をめぐる状況は一挙に暗転した。所謂五十年問題の発生である。次いで六月六日、マッカーサー指令により日共中央委員が公職追放となり、党は分裂し徳田らは非公然活動に入ってしまった。やがて北京に臨時指導部をつくって武装路線を採用した。こうした動きは六月二十五日に勃発した朝鮮戦争と何らかの繋がりがあるのかもしれない。時に国共内戦に勝利した中華人民共和国は前年十月に成立して半年余り、ソ連と中国はまだ不仲になっておらず、国際的な共産主義運動を担う両翼であった。中国共産党毛沢東は農村に根拠地を作って都市に攻め上る武装解放路線を主張していて、徳田らは中国の臨時指導部から中共同様の農村拠点化作戦を指令した。そこで日共は山村工作隊や中核自衛隊といった軍事部隊や工作部隊を組織し、血のメーデーや火炎瓶事件を頻発させた。『されどわれらが日々』はその時代を背景にした小説である。中野ははつきり国際派ではなかったが、所感派に同調もしなかったため、自然に国際派と見做された為か、徳田の指令による国際派外しの動きによって六月四日の第二回参議院選挙全国区で落選した。これには種々の理由があるが、第一回の選挙では全国区地方区合わせて四人が当選したものが、今度は二人であった。徳田一派によって地方割りでは長野と新潟を外されたのが大きかったようだ。

また、在外同胞引揚問題が発生し、徳田球一がソ連抑留者の帰還妨害の発言をしたとの疑惑があり、国会で取り上げられ、それに関係した哲学者の菅季治かんすえはるが自殺するという痛ましい事件が起きた。中野は「菅季治さんのこと」(『人間』6月)を書いたが、そんなことも多少は影響したかもしれない。ただし得票は前回当選した時より一万三千票以上増えたのに、三年議員の当選ラインには二万票余り届かなかった。総じて共産党の得票は前回の二倍に増えたが当選者は半減した。というのも他の党、即ち自由党や社会党は前回の三倍から六倍も票を増やしたからである。この選挙の全国区候補の高倉輝は得票では当選だったが、選挙の翌々日の六日に前述したように共産党中央委員は公職追放になったので、高倉の当選は無効扱いとなり、以後高倉は中国に亡命した。『箱根用水』で知られる高倉はカタカナ推進、国字改革論者で日共はそれを採用して赤旗をアカハタと表記したことも知られる。

さてその後、党は分裂し、中野はその年の秋に臨時中央指導部を支持する人達によって日共を除名された。<sup>4)</sup>この除名と再入党は『甲乙丙丁』を読み解く上で大切なので煩を厭わず引用する。まず「蒙徳寺細胞殿 一九五〇・九・十二 日本共産党世田谷区委員会(写)」という文書が年譜にある。

九月七日の世田谷区委員会は中野重治、高橋キクエ、手塚英孝、徳永直、間宮茂輔を満場一致除名と決議し、九月十日の細胞会議で通告した。但し情勢の変化に伴い、今日の細胞会議では最終的自己批判を求め、その場合以上の五名が明らかに除名処分<sup>5)</sup>に値する分派活動をしていた事を認めその上に立つての自己批判書を積極的に提出することを今日の細胞会議で満場一致決定した。しかし都委員会では、この処分については早急に、

もつと明確にする必要があるとし、区委員会に今週中に細胞会議を持たせることを要求して来た。

従つて区委員会では都委員会の要請に従つて次の通り細胞会議を召集する。

- 一 九月十六日(十七)午後七時
- 一 当日の細胞会議には前記五名は出席することは勿論、全員参加するよう手配すること。

一 当日は区委員会及び都委員会より出席する。これを見ると、世田谷日共委員会は単に五人を除名するだけでなく、中野ら(この五人はすべて文筆に関わる者である)に分派活動をしたことを認めて自己批判書を提出させようとしている。それは恐らく分派活動が広がらない様に、オーバーに言えば中野のように参議院議員も経験した有力党員でも許さないぞといった強硬な態度を内外に示すためでもあつたと思われる。その後中野と統制委員会との間にやりとりがあり、十一月に次の除名決定に至つた。

除名決定(写)

新日本文学会中央グループ 中野重治

全公団中央グループ 津々良渉

全金属中央グループ (氏名空白)

- 一 右三名は、分派の組織である日本共産党全国統一委員会の全国委員である。

彼らは臨時中央指導部の方針を、チトー主義、右翼日和見主義と誹謗し、その実践を放棄するだけでなく、組織をもつて積極的にこれに反対し、臨時中央指導部の方針を守る誠実な党員にテロルを加え、除名、その他の処分を行う等の、党破壊工作を共同で行つた。

二 彼等の反党的行為が行われた時期は内外反動勢力の狂暴なファッショ政策に対し、大衆との結合を深めて党が一致して闘うべき秋であつた。しかるに彼等は、党内闘争を口実にし、人民の信頼のもとに闘う、党の諸政策を内外の反動勢力とともに妨害し、敵に対して奉仕した。

三 彼らの行為が全党的に批判され、また党外大衆の間に於ても、彼らの誤つた方針が孤立化し、その活動が困難になると共に表面的には全国統一委員会の解散を声明したが、依然として分派主義者間の連絡を保ち、反党的工作を続けている。彼らと連絡のある一部の分子は新しく統一協議会を組織し、機関紙『平和戦士』を発行している。この分派活動に対しても彼らは当然共同の責任を負うべきである。

四 彼等の影響下にある分子は、最近支配階級と結び幾多のスパイ活動を行っている。これらの分子は党内に鉄の規律を無視する雰囲気をつくり、これを利用して不平分子を買収し、党の情報を支配階級に売り渡している。これに対して彼らは責任を負わなければならない。

五 中国の同誌諸君が真心からの提案を発表して以来、多くの同志が自己批判に基き、臨時中央指導部の下に団結したにもかかわらず、彼らはこの提案を分派の利益のために歪曲し、権野議長談によつて示された臨時中央指導部の方針に反対し、再三に亘る臨時中央指導部の呼びかけや同志的説得に対しても、何等の反省も自己批判もなく、依然として分派の利益のために活動している。

六 内外の情勢は極めて重大であり、ボリシェヴィキ的団結は緊急な任務である。

この秋に党を内部から破壊するための活動を指導し、しかもそれを自己批判せず、更につづけようとする者を党内に止めることは出来ない。臨時中央指導部と統制委員会は全員一致三名の除名を決定する。

一九五〇年十一月二十五日

日本共産党臨時中央指導部

統制委員会

このように中野は昭和二十年から五年間共産党に籍を置いて、その内の三年は日共の参議院議員であつたり、『アカハタ』の文化部長であつたりと要職に就いていたものが、遂に除名の憂き目を見ることになつた。昭和二十六年に入ると新春早々朝鮮では一旦後退した北朝鮮軍が南下して再びソウルを奪いかえし、一月二十一日には宮本百合子が五十一歳で亡くなる。二十五日に宮本家で葬儀があり、中野は執行総務を務め「故人の思い出」を話した。この頃、宮本顕治は臨中とは反対派の所謂国際派で、前年末に宮本、蔵原、春日庄次郎、亀山幸三、袴田、遠坂寛、原田長司らが新たに全国統一組織を作るという合意が為されていたのだが、共産党の主流派の徳田派はそのような動きを分派活動として排撃せんとした。そして新日本文学会の中も大きく分裂し、昭和二十五年十一月に『人民文学』が分裂派として創刊し、創刊号にはタカクラ・テル、藤森成吉、豊田正子、江馬修らが名前を連ねている。二十六年二月号には野間宏も小説「夜の脱柵」を寄稿しており、三月号では島田政雄「文学運動のあたらしい方向」という文章が巻頭にあり、「二 さかだちした運動 蔵原、宮本、中野、窪川らはまぢがつている」という見出しの下にこれらの作家は小ブルジョア・インテリゲンチヤであると非難して次のように述べる。

蔵原の逆立ちした「理論」によつて指導されてきた新日本文学会の五年來の「民主主義文学運動」において、「専門家」が、高い位置にすえられ、かれらの「高い」作品を、「低い」労働者のところへ普及するしかたがおこなわれてきた。その結果はどうであつたか？ 文学運動は労働人民のたかまりゆく闘いに追いついて、これを反映することはできず、また、闘いの中に成長する労働人民のあたらしいタイプを描くことはできなかった。

このように断じた後、島田は昭和に二十三年の新日本文学会の第四回大会における宮本百合子の発言を槍玉に挙げ、百合子の態度は徳田球一の「闘争の新しい段階と黨員芸術家の任務」（『前衛』40号）の内容と全く対照的であると言ふ。そうした筆法で宮本顕治を否定し、さらに『書かれざる一章』と『ちつぽけなアヴァンチュール』への批判に反論した中野や窪川を撫で切りにした。雑誌後半には宮本百合子への殆んど憎悪に基づく批判的投書を三本載せていて、文学にかこつけた小さなエゴの意趣晴らしは呆れるよりないが、この辺りを発端にした新日文内部の抗争も以後十五年近くも泥沼的に尾を引くのである。

「なかの・しげはる」は「嘘と文学と日共臨中」（『新日本文学』昭和26年6月）で『人民文学』と臨中を厳しく否定、批判した。

一体に彼らが嘘をつくのが悪い。『人民文学』と臨中とは嘘をつくことでも結びついている。嘘から文学を生もうとするのは魂の技師でなくて魂の詐欺師の仕事だろう。「文学の大衆路線へ」で江馬は藤森と二人の名で「出したという」黨員文学者に訴うの全文を出しているが、これが第一に嘘だ。これは次ぎの頭書きで日共臨中が出したものだ、「わが党文学者の長老同志藤森、同志江馬は、黨員文学者の一部にあらわれた動揺と偏向

を憂慮し、左の意見書をよせられた。すでに北海道、神奈川、千葉、埼玉その他の新日本文学会支部グループも同趣旨の意見書、決議を提出している事実にかんがみ、これを全党に発表する」臨時中央指導部

以下省略するが、江馬たちは前年に『新日本文学』に載つた島尾敏夫『ちつぽけなアヴァンチュール』と井上光晴『書かれざる一章』に対するセクト主義的な非難に事寄せて臨中に従わない者達即ち国際派と目される人々を中傷排撃せんとしている。それに対し中野は、一切の政治的偏向や成心を持たず反論している。ここにも顕著に見られる中野の政治的でない潔癖な態度、正しく歯に衣着せぬ詩人作家らしい直截的で詩的な言説が、江馬は「文学の大衆路線へ」の中で中野の言を「お得意のひねくつた理くつ」などと揶揄しているのだが、そういう中野の非政治的、非セクト的、つまりは文学者の態度や言論が結局中野を政治の世界から遠ざけた原因だったかもしれない。タカクラ・テル、藤森成吉、江口渙、江馬修、豊田正子、野間宏、徳永直、そして蔵原惟人等々と並べて見てこれらの作家たちの様々の身の処し方や政治と文学の世界での転身の仕方を考えるに、中野は余りにも純粋潔癖に過ぎたのではないか。それが中野の革命ロマンの首尾を扼して、それが政治の世界では通用しない、それ故遂に行詰つた。その結果として今我々の前に『甲乙丙丁』という政治と文学の総決算のような小説が置かれることになったことは皮肉な幸運でもあるのだが。

少し時間が前後するが、宮本百合子の死去と葬儀に関しては『甲乙丙丁』の中で百合子（作中の吉野喜美子）の葬儀に参加させないと吉野義一（宮本顕治）が強硬に主張した本間ツギ（湯浅芳子）の問題として度々現れている。

日共の五十年分裂は昭和二十六年八月にコミンフォルム・スターリンの徳田派支持の声明が出て、そこから発して北京に非合法指導部を作り、中共に倣った武力革命路線を採用する方向で一応の統一が図られた。そして日共は不毛な火炎瓶闘争、中核自衛隊、山村工部隊の時代に突入したのだが、中野は除名されていたので、地下指導部の武力闘争とも縁がなかったものと思われる。しかし中野は昭和二十七年一月十二日付で臨中の小松雄一郎議長に「再入党願」を提出している。コミンフォルムの裁定により党の統一がなったという認識に基づくのだろう。この小松という人物はベートーヴェン研究の音楽学者で戦前に逮捕転向を経験し、戦後に共産党幹部になり臨中の議長になったが間もなく離党した。この頃実態としては地下の志田重男が党の指導部であり、小松などは形だけの議長であるうから、中野の再入党願は恐らく放置され無視されたのであろう。が、再入党が棚上げになったので、無批判なスターリン追従、中共的武装主義の信奉による腐敗と混乱から無関係でいられたことはむしろ幸いであつたと言える。次に中野の「再入党願」の冒頭部分を引用する。

再入党願

一九五二年一月十二日

日本共産党臨時中央指導部

議長小松雄一郎様

私は一九五〇年十一月末党を除名になっています。その後一九五一年八月、党の統一についてのコミンフォルムの論評があり、党新日本文学会中央グループは、これに服してグループを解散させ、全員再入党の手續きを取ることに決定しました。こ

こに私は、党綱領を承認し、党規約をまもるものとして、再入党を願います。

ここにいたった事情について、私一個について私はつぎのことを認めます。一九四五年末の入党以来——これは実は再入党になります。一九三一年入党し、一九三四年法廷で党から離れることを約束して党をはなれ、その後一九四五年に及んだ私としては、この時期のことで多くのいうべきことがあります。資料もなく、再入党のとき一おう結着もついていますから、ここでは一九四五年末入党として取りあつかいます。——一般には党内に発生した小ブルジョアの傾向、特殊には文化闘争の面にいちじるしく現われた小ブルジョアの傾向に対して、プロレタリア的なたたかわず小ブルジョア的なたたかいかい、組織的党的なたたかわず自由主義的なたたかかったこと、それによって自己を黨員として正しく高めず、したがって党を組織的党的に高めず、党の分裂状態を招くのに多かれ少かれ私自身作用を及ぼしたことを認めます。(以下略)

この復党願いがどう処理されたか不明だが、中野は翌二十八年夏に復党した。しかし昭和二十七年は中野の復党云々とは関係なく、共産党の極左暴力事件が頻発した。一月は札幌の白鳥事件、二月は青梅事件、三月は小河内村で山村工作隊が逮捕された。五月一日は血のメーデーである。五月三十日は火炎瓶事件があり、メーデーと合わせて五人が射殺された。このような暴力事件がすべて日共の組織的活動であつたとは言いい切れず、偶発的な事件の可能性もある。また昭和二十四年には下山事件、三鷹事件、松川事件があり、アメリカでは昭和二十五年にローゼンバーグ事件が起つた。二十六年十一月には鹿地亘がアメリカのキャノン機関に拉致され、一年以上拘

束されるといふ有名な出来事もあった。中野は「鹿地のことについて」といふ文を『新日文』に載せたが、いろいろな事件にキャノン機関の関与がなかったとは言い切れない。とにかく昭和二十八年前半は、中野は新日文の活動に主に携わり、四月二十三日付で中央指導部宛に再入党願の処理について催促状を出している（これには「五十二年夏復党」と書いてあるので復党後に除名決定書を渡してほしいために作った文書だとも考えられる）。しかし事態はそんな生易しいものでなく、三月五日にスターリンが死去し、やがて九月に徳田が北京で病死する。共産党の地下組織では伊藤律派が追われ、志田重男派がヘゲモニーを奪い、党費を遊蕩に流用するなど腐敗墮落して行った。その腐敗故に六全協後に志田は批判されやがて失踪したのである。

この時期、依然として共産党中央は非公然活動に没入しており、公然活動面は停滞した。しかし軍事路線も破防法の成立以後は次第に衰えを見せ、昭和二十七年七月七日、名古屋で帆足計・宮越喜助中国帰国報告会終了後に起きた「デモ隊と警官隊の衝突、火炎瓶とピストルの対決」という大須事件（二六九人検挙、デモ隊一人が死亡、検挙者は在日朝鮮人が半数）以後は下火になり、やがて昭和三十五年七月二十七日、極左冒險主義と訣別する第六回全国協議会（六全協）が開催され、二十九日に新方針が発表された。次いで八月十一日、六全協記念政策発表会に潜伏中の野坂・志田・紺野が現れて逮捕された。この六全協は『甲乙丙丁』の内容と大きく関係する。

### 3

さて、六全協の後には極左路線の余波の問題そしてソ連国内のス

ターリン批判の影響などさまざまな動揺が日共を繰り返し襲った訳だが、煩瑣に及ぶので多少省略する。中野は再度日共の中枢の地位に復活していった。昭和三十一年二月、五十四歳の中野は日本共産党東京都協議会で、都委員に立候補し選出された。『アカハタ』にもその前年から執筆するようになり、その年の十月、中央編集委員（『アカハタ』担当）に任命された。昭和三十三年十月、中国作家協会などの招きで山本健吉らとともに中国を訪問し、田漢に会うなど四十日に及ぶ旅行を行った。この年は反右派闘争で毛沢東が勝利した年で、その勢いにまかせて翌年から大躍進政策を行ったのであるが、中国政府や中国共産党は日本の作家に中国の発展ぶりを見せつけようというような下心があつて招待したのではなからうか。実際には中国は外国作家招待というような余裕はなく、翌年から始まった大躍進運動や五か年計画によつて中国は大飢饉大混乱になり、大勢の餓死者が出て、やがて悲惨な文化大革命に繋がつたのである。

昭和三十三年七月、日本共産党第七回大会に大会幹部部団二十七人の一人として出席し、規約小委員会委員に選出された。昭和三十四年五月、ソヴェト作家同盟第三回大会に招かれ、新日文代表としてモスクワに行き、フルシチョフ首相の演説を聞くなどし、一月近い旅をした。昭和三十六年、五十九歳になり、七月に開かれた第八回大会において六十名の中央委員の一人に再選された。その中央委員の名簿を見ると、作家仲間では江口渙、蔵原惟人、高倉テル、西沢隆二（ぬやま ひろし）らの名前が見える。江口は既に七十四歳であり、三年後に新日文を除名された。江口は多喜二の最期を追求した作家で、昭和三十二年に建てられた大館下川沿の生誕の地文学碑を揮毫した。西沢は中野とは『驢馬』以来の友人であつたが、五年後に日共を除名された。中野は昭和三十七年一月還暦を迎え、新日文幹事会



で引き続き副議長に選ばれた。議長は阿部知二。昭和三十八年、四月には都議会議員選挙の応援演説、十月から十一月にかけて、第三十回衆議院議員選挙の応援演説を行ったが、衆院選で応援した聴涛・神山・松本善明はすべて落選した。そしていよいよ『甲乙丙丁』発表に至る昭和三十九年（一九六四）が始まる。世の中はオリンピック景気に沸き返っていたと思われるが、前述したように四・一七ストライキ問題、部分的革実験停止条約問題等々に見られる日共を巡る政治的動揺、四月五日は町田市、九月八日は大和市に米軍機が墜落して多数の死傷者が出るなど、不穏な情勢もあった。中野は志賀義雄・鈴木市蔵の条約賛成による除名問題に関連して党員権停止から除名に至るわけだが、十月には野間宏や佐多稲子、国分一太郎ら共産党文化人が党指導部批判の声明を発表し除名される事態が発生し、中野も六十二歳にして日共に訣別することを決心したのである。蛇足であるが、志賀義雄はソ連の資金援助を受けており、また部落解放同盟の朝田派に通じていたことが後々の日共と解同の熾烈悲惨な争いの一因であったようで、そのような政治的暗闘謀略の渦巻きに巻き込まれることを嫌悪した中野は数年で志賀の私党化した日本のこえを離れることになった。

さてこれから『甲乙丙丁』本文に論及しなければならぬのだが、『甲乙丙丁』という小説は非常に長く、複雑に入り組んでいて、時代背景や社会的事件の詳細、モデルとなった人物の実名と実体の調査、などを丁寧に読み解くことが重要だが難しい。『季刊文学的立場』の昭和四十五年六月号「座談会『甲乙丙丁』を語る」の最後に編集部の手記「『甲乙丙丁』モデル一覧表」がある。例えば津田貞一と田村紳はともに中野重治がモデル、津田京子は原泉がモデルという風に百二十項目以上の人名や必要事項のモデルが列挙してある。中に新日本

人形劇団とあるのは人形劇団ブークがモデルといったものもあり大変便利なのだが、まだ不十分でもあり且つモデルその人がどうい人か分からないものもある。とにかく『甲乙丙丁』は昭和三十九年三月から五月の二か月の津田と田村の行動と感懐を綴った小説なのだが、感懐が覆う範囲は小林多喜二の死の辺りから現在まで三十年間以上で、もつと古い記憶も含まれている。津田は本郷の古木屋を通りかかって、『野口米次郎選集』と『朝日年鑑』と狩野直喜の論文集『支那学文叢』を手にする。そこから記憶が跳んで、野口米次郎とタゴールの論争の話になる。タゴールが最後に来日したのは昭和四年のことで、この時中野はタゴールの講演を聞いたようだ。ついでに本郷の朝日書店で「サロジニー・ナイズの詩をはじめて見た」ことも思い出した。正しくは「サロジニー・ナイズ」というインド詩人にして独立運動家女性の詩集であろう。これは昭和十九年初版版なのでタゴールの講演会から十五年も経った思い出ということになる。野口米次郎に会った記憶、また吉田泰蔵内務大臣（安達謙蔵）に出会った記憶などが芋蔓式に手繰られる。狩野直喜と狩野亨吉がごちゃ混ぜになったり、漢学者塩谷温宛の手紙について語ったりと、話柄は多岐に渡るの、ある程度それぞれを理解できないと何を讀んでいるのか分からず、字面を追うだけになる。細部まで読み解くのは大変な作業である。概説的に論じたものを次に引いてまず小説の概略を理解するところから始めたい。松下裕は本作について次のように述べる。

「『甲乙丙丁』の扱っている時期は、一九六四年三月のある日から五月初旬までの二カ月間である。この期間には、四月八日、日本共産党中央委員会幹部会が、四月一七日に予定されていた公労協のストライキに反対し、このストライキは政府の弾圧を招

く挑発的な陰謀だと声明を出して、各地の労働組合にストライキの闘争方針をめぐる対立がおこるという大きな政治的事件を含んでいる。重治は、一九七三年、『浜口国雄詩集』に「現場の人」という文章を書いて、日本共産党の方針と労働組合の板ばさみになった党員のことを書いている。——「私は、一九六四年春の『四・一七』ストライキのことをおぼえている。過去になかったほどよく準備され、かつてなかったほど国規模で支持されていたこのストライキが、直前の四月八日、一つの政党の力で直接破壊された記憶は今に生々しい。その原因、経過についてここで触れる必要はない。ただ浜口は、このストライキ破りに真向から反対してたたかった現場労働者の一人だったことを記憶すれば足りる」

長編小説「甲乙丙丁」の主人公は、津田貞一と田村紳という二人の人物に分かれている。ふたりはともに作者の分身である。全五十七章のうち、第一章から第二十五章までの主人公は津田、第二十六章から第五十七章の主人公は田村という構成になっている。ふたりは大学時代からの親友で、ともに日本共産党員である。津田は党関係の資料社（引用者注、日本統計資料社という架空の会社）に勤め、田村は作家で、党の中央委員を兼ねている。（中略）

わたしは、以前、「『甲乙丙丁』は日本の革命運動の伝統の革命的批判』をめぐした大きな作品だった。しかしそこには、概していうと、革命運動の古い仲間と組織にたいする作者の情念は存分に書かれているが、その変化の過程はかならずしも事実にくそくして追求されていない。（略）そのことがこの作品を太いすじの通ったものにしなかつた原因だろうと思う」（『香掛筆記』）

書評、一九七九年五月十二日号『図書新聞』と考えたことがあるが、たしかにそういう私小説的弱点はあるにしても、もちろんこの長編小説はそれだけではない。「甲乙丙丁」は革命運動組織のさまざな問題を、その最高指導部を形づくる人びとの資質と行動と心理をとおして解明しようとしている。自身長いあいだその運動組織の欠くことのできない存在として活動してきた文学者でなければ、こういう創造的な作業はできなかっただろうし、今後ともこういうことが誰か別の人によって実現できるだろうとは思われない。

「だいたい、革命運動の上でのあるやり方が、正しかったの誤りだったの、成功だったの失敗だったのということそのことが問題外だというのなら、革命運動など何のためにもともどあるんだい……」（二十三）という津田の感慨は、革命運動家中野重治のそれであろう。また、「大局的に見て——長期的に見て——微視的にでなく巨視的に——全くそうなくてはならぬ。田村の弱点は大きくそこにある。しかしまた、愚痴、恨み、そねみ、ちっぼけな被害と損失、またちっぼけなよろこび、ちっぼけな祝福の意、ちっぼけな陽気、そんなことが、悪自然主義的にでなく正当に評価されるのでなければ、共産主義の問題は宙に浮いてしまうだろう。人間はカスになってしまふ」（三十四）という田村の感慨は、革命的文学者中野重治のそれであろう。「甲乙丙丁」はこのふたつのことを主体的に追求しようとした、日本文学にかつて見られなかつたような試みであるだろう。

津田道夫は『甲乙丙丁』を次のように概観した。

（日本共産党の変貌過程は、日本社会総体の変貌の関数となっている。その点、『甲乙丙丁』は一つの全体小説になっている。

対象は日本共産党ではあっても、日本社会の諸々の政党や単体のあり方と、それが通底するものを持ち、そのことで作品としての歴史的な普遍的意義をそなえているといつてもいいだろう。

だが、『甲乙丙丁』は、ストーリーとしては割と単純である。全体が凡そ三つの部分から成り、初めの二十五章までの作品世界を、作者中野の一方の分身である津田貞一が支配し、二十六章から四十章までの第二の部分と、四十一章から最後の五十七章までの第三の部分を、もう一方の中野の分身と思われる田村榊が支配している。しかも、作品世界での現実的時間の進行は、六四年の三月某日から五月初旬の某日まで、二カ月足らずに限られる。

まず六四年三月某日、第一の部分で津田貞一は、「一昨日の処分(党活動停止処分であろう)の通知」と併せて党員が経営している日本統計資料社からは出社停止をくらって家で調べ物をしているが、思いたつて大学時代の友人で、その後作家となり、いまは党中央委員でもある田村榊に電話、田村宅に行つて話し込んで帰宅する(一章〜七章)。三月二十一日、春分の日、津田はけたたましい目ざましで目覚めるが、階下からのおいで「ふん、ライスカレーだな」と直観、それを食いながら調べものをつづける。夜になつて党書記局からの「お尋ねしたいことがあるから、きたる三月二十三日(月)午前十一時、中央委員会書記局まで来られたい、云々」の書留速達が来着する(八章〜十二章)。翌々三月二十三日、津田は党本部へ向かう。オリンピック前の街区の変貌途中の混乱に、したたかにつきあわされる。党本部では、書記局の代理人と称する人物が津田と対応。帰つて

みると田村からの分厚な書留速達便が来ていて、その中に四二年、「新しい文学団体(文学報国会)が出来るにつき」(カッコ内引用者)田村も入会できるような取りなし方を依頼豊田貢(菊池寛)宛の手紙が同封され、読んで意見を聞かせてくれとの田村の手紙も添えられている。夜、おそく京子(引用者注、原泉がモデル、田村の妻は既に亡い)津田は田村に電話するも通じない(十三章〜十八章)。四月七日、津田、何かの轟音で目覚める。田村宅へ行き、日本新文学会第十一回大会(六四年三月二十六日〜八日)のことなどで話し込む。帰つて晩飯にしようとしているところへ、日本統計資料社の若い同僚勝浦から電話。四・一七に予定された公労協を中心とする約二五〇万の参加が見込まれる全国半日ストの中止を求めた「日本共産党」署名の「四・八アピール」のことで「勝浦にしる、どんなかの条件のなかできりきり舞いしているにちがいないその現場から離れたところにいる」という事実を思い知らされる。田村にも勝浦にも話中のため電話が通じない(二十二章〜二十五章)。

第二の部分。六四年四月上旬の某日。田村は目覚める。都市の騒音が寄せてくる。田村は病床にあつて、あれこれの回想が寄せて来、それらをつなげて考えている。この病床の一日が、二十六章から四十章までつづく。

第三の部分。四月某日。田村はA作家日本協議会に出席のため家を出ようとしているところへ、学生時代からの友人で、党中央委員になつている砂田(引用者注、モデルは砂田一良と見られる。砂田は後に党代表として北京に駐在し、文革の頃に日共と中共の対立により北京で紅衛兵とはぐるま座の暴行を受けた)から、やにっこい長電話があり、そのため会議におくれ

る(四十一章)。

五月初めの某日曜日、砂田との電話約束にしたがい、田村は砂田にあうべく党本部に向かおうとする。党本部受付、その控室で待たされる。砂田との話の途中で、党宣伝教育文化部長の津雲(モデルは高原晋一)が「きょう見えるってこと聞いたもんですからね」といつて入つて来て、田村に「お時間ありますかと聞いかける。津雲は、テープをとりだして、それをかけ、日本新文学会第十一回大会にかんする党幹部会の見解を田村に伝え、新文学会幹事を辞退するよう迫る(引用者注、当時共産党は新日本文学会の内部に反共産党分派活動の果がある、若しくは会が変質したと見ていた。昭和三十九年三月二十七日〜二十九日に新日本文学会の第11回大会が代々木区民会館で開かれ、中野は一日のみ参加、具合が悪いので後は欠席した。欠席の事情は後に掲げた小田切文に詳しい)。ここに作品中、最大の山場である田村と津雲の対決場面が来るのであるが、これについては本論でも一章をさいて何れ分析されるであろう。やがて田村は帰途につき、津雲との会話をふり返りながら、あれこれ回想をめぐらす。やっと家に帰りつき、おとくさんに晩飯にしてみらう。酒をコップに一杯飲み、もう一杯追加してみらう。「酒がほんとうにうまい人間の、弁解も説明もしようのない悲しさのようなものを感じる」。(引用者注、この述懐の前には「この晩酌というのがよくない。〈略〉晩酌をするようになっておれは墮落したな」云々の思いがある。また、「多分あのころ、田村は吉野から注意されたことがある。党関係会議の果てたところだった。「むろんわれわれは禁欲主義者じゃないさ。しかし田村の飲み方は、飲むなどいうんじゃない。いささか度を越

してるといふ話があるんだ……」という回想がある。それから三十年も経つて、「酒がほんとうにうまい人間」の思いを持ったのである。また、宮本顕治がまだ網走に送られない頃、中野は百合子らと新宿の飯屋に入り、一滴も飲めない百合子(喜美子)が「ほんと。飲んでちようだい……」と叫んだことも思い出したりした。津田から電話があり、津田の勤める資料社がつぶれると伝言があった旨を、おとくさんから告げられ、津田に電話するも通じない。田村つかれ果てて床につく。死の予感が寄せて来るなか、あれこれ回想(四十二章〜五十七章)。

次に『甲乙丙丁』第三章より引用する。戦前の昭和十年か十一年ころの思い出である。その頃中野はナウカ社から『中野重治詩集』を出したが、ナウカ社の大竹博吉が左翼の評論雑誌を出す計画を立てたので、中野も編集に一枚加わることになった。その話を持ってきたのは作中の吉野喜美子、モデルは宮本百合子、であった。で、中野は九段(神保町)のナウカ社に行き、帰りに市ヶ谷駅前を通りかかった時のことを思い出した。その遠因は高田馬場のそば屋で引いたおみくじであった。おみくじと姓名判断の連関という所から問題を焦点化するのいかにも中野らしい、つまり一つ一つの事柄の意味を決して軽視しないのである。このエピソードは中野が転向して出てきた翌年あたりのことである。

「ねッ、ヒキメ・タツサブロー、ねッ、かの左翼作家ヒキメ・タツサブロー」

それが聞えたとき津田は悪寒おろかのようなものが背中を走るのを感じた。そこから離れたい——からだは勝手にそこから離れて行きかける気持ちのまま彼は人群れへ近づいた。彼は圏かのいちばん外側の男のうしろにくつついて立つた。

「いいですか、ねツ。決して馬鹿にはできませんよ……」  
話は続いているところらしかつた。

「墓目、ねツ、これは上等の苗字みょうじですよ。立派な、由緒ある姓だ。墓、これをガマと訓よんではいけない。ねツ、虫のかわりに中と書けば天幕の幕、幕府の幕だ。日と書けば日の暮の幕だ。ねツ、土と書けば墓だ。墓目……それから達三郎、これも難癖のつけようのないちゃんとした名だ。墓目といえはめずらしい苗字でしょう。だが、ねツ、達三郎はめずらしい名ではない。そこにもあるここにもあるといえは安つぼく聞えるが、ねツ、決してそういうもんではありません。達三郎、重りがありましょう。三男だからの三郎だ。ねツ、つまりだ、墓目は決して悪かない。その悪かない墓目と達三郎、これがこでくつついたために呪われてくる……」(中略)

津田は離れて行つたが、それは墓目の名だけからではなかつた。あるとき墓目が残酷に殺された。あるとき津田は未決にいた。墓目を津田は知っていた。会つたこともある。しかしむしろ細君のほうが墓目を知っていた。その劇団のほうで、墓目の小説を芝居にして上演したことがあり、墓目の印象を津田は京子の口から聞いたこともある。墓目の葬式のことでは、この細君は巡査と組打ちするようにして走りまわつたはずだつた。

墓目が、火箸を打ちこむようにして拷問で殺されたあと一年して、津田は転向して未決から帰つてきたが、事からは棘とげになつて津田の肉のなかで動いていた。たしかにそれが津田をそこから離れさせた。しかしそれだけではたしかなかつたと今津田は思う。たしかにそれだけではなかつた。役人そのもの手での直接の拷問死、それは新聞で大きく出たはずだつたが、いま

それが姓名判断の恰好の例に引き出されて、きている人間が誰一人びくりともしなかつたことが津田に静かな衝撃だつたのだ。(中略)

墓目の殺されたことは許されてはならない。これを許してはならない。転向も許されてはならない。しかし事がらをそこへ導いたもの、津田たちの当時のやり方そのものの検討をそのことの陰にかくしてしまつてはならない。埋めてしまつてはならない。津田だけでいえば、津田が二度三度持ち出して受けつけられなかつたこの問題は、決してずるずるに——それは体ていよくということだろう——引き延ばされてはならない。

墓目達三郎が小林多喜二であるのはすぐに見当がつく。そこに多喜二の死と中野の転向という問題があり、それは許されないことには違いないがそこにはそうなる理由があつたはずだ。その根本を考えて変えていくことが必要で、それなしに進めて来たことが共産党の度々の過ちに繋がっている。中野が『甲乙丙丁』を書き始めた大きな理由はその辺りにあつたのであろう。要するに戦前の過ちを戦後も繰り返して結局自滅的な道を進んでしまった。昭和三十九年秋はその最終的到達点であつた。中野はその地点に立ち、党員権停止の津田と中央委員に留まつている田村に自分を分けて、党の外側と内側の両方から共産党の過去と現在を総括せんとしたようである。

#### 4

上巻四章より引用する。小説時間は昭和三十九年三月の某日である。

あれ以来津田は困っている。からだのもて扱あつかいようがない。

党員権停止というので細胞会議には出られない。出られぬのはまだいいが、誰彼に会つて冗談をいうのものはばかられるといった空気が出来てしまつている。細胞では津田が一ぼんの年かさだつた。そのうえ、細胞は全体として津田と似た意見だつた。

(中略)今やりかけている「在日朝鮮人連盟の解散前後」というのは、ある程度の目論見を書いて、このあいだ郵便で部長あて送つておいた。しかしこんな暖かい日にどうするか。細君は仕事に出かけて行つていて、いない……

「ひとつ、田村榊のどこへでも行つてみるか……」

それが救いのようなやつたのを津田も感じた。こんな日に思い出したのがいい。田村のほうも何だかごてごてしてららしい。

しかしそんなことは、急せいでつづいたところでどうなるというでもないだろう。そのほうの話も悪くはないが、津田としては、田村に思いついた時に忘れずにきいておきたいことがある。それは、郵便で社へ届けておいた例の「在日朝鮮人連盟の解散前後」にも関係があつた。ただ、田村に津田としてきいておきたいのは、資料としての「解散前後」ではなかつた。それはもつと個人的なものだつた。(中略)

「解散前後」の目論見をつくりかけたときに津田はその日付を忘れていた。考えてみても出てこない。一九四九年だつたことにはまちがいない。何月何日だつたかがはつきりしない。(引用者注、九月八日に在日朝鮮人連盟など朝鮮人四団体が解散させられた、幹部三十六人が公職追放)(中略)

それならば、あれは発令が八日で執行が九日だつたということだろうか。そうだつたかもしれない。あのときは、日本の武装警察隊が建物を完全に包囲した。(中略)いあわせた朝鮮人は、

一人残らず、男も女も、上下着ただけで、靴なしの跣はだかでたたきだされたのだつた。あの李も一人だつたかも知れない。そしてこれについて、日本共産党中央が一言いちごんの抗議も発しなかつたのだつた。党内にふくれあがつた抗議への動きを党中央がおさえた……

(引用者注、台東公会館事件は翌昭和二十五年三月十日(二十日)の最後の点は、津田はたしかにそう覚えていたが——そのときの感覚がまだ生きている。——正確ではない。だれか在日朝鮮人文学者の一人が、あのときのことを書いていたとも思う。彼は日本文の朝鮮新聞に書いていた。

(中略)

実際あのへんは事が多かつた。多かつただけでなくてそれが重なつて連続した。ある劇団が共産党へ集団入党するというようなことがあつた(引用者注、三月七日に前進座座員六十九人が入党)。ある電車の労働組合がGHQの警告をはねつけてストライキにはいるというようなことがあつた。(引用者注、六月に国電スト)団体等規制令の公布施行ということがあつた。

(引用者注、四月四日に公布、ポツダム政令)東京都公安条例にたいする反対デモンストレーションで若い労働者が殺されるといふことがあつた。(引用者注、五月三十日、東京都議会に反対デモ、警官隊と衝突、東交労組員橋本金三(死亡)神奈川では「人民電車」事件があつた。(引用者注、六月九日、人員整理に反対してスト、組合管理の人民電車を京浜に運転、大量に逮捕さる)「平事件」では警察署を抗議の労働者たちが一時的に占拠するという事件があつた。(引用者注、六月三十日、福島県平市で、掲示板撤去に反対した人々が警官隊と衝突し三百人逮捕)

捕)そしてそこへ七月五日に下国鉄総裁の死という事件が出てきた。つづいて十五日に「三鷹事件」の「無人電車暴走」ということが出てきた。そしてようやく八月十七日の「松川事件」が出てきたのだ。政府側のあくどい悪煽動で、共産党はくるしめられていた。そこへ追討ちをかけての朝鮮人連盟の解散命令だった。理由も根拠もそれ相応にはしらべなければならぬ。つくつて誇つてはならないが、無理に卑下してもならない……そして実際、その十月一日の中華人民共和国の成立に行く。まもなくの一月の「コミンフォルム批判」に行く。そして六月の朝鮮戦争勃発に行く。この過程そのものが、いわばそのまま「五年問題」の出来て行く過程、問題が「分裂」として固定されて行つた過程でもあつただろう。それにちがいない。事情はしらべなければわからない……

「雨の降る品川駅」(『改造』昭和4・2)というよく知られる詩に見られるように中野は朝鮮人問題に敏感で連帯感を強く持つていた。だから終戦後に在日の人達が起こした数々の暴力事件にはあまり意を用いず、知らなかったのかもしれないが、台東会館事件のように表面化した事件に対して日共が抗議しなかったことを十数年たつて問題視しているのだろう。真相は不明だが、前述した大須事件を見ても共産党の一部暴徒と在日朝鮮人が有無通じあつて事を起こしていたことは疑いない。中野は潔癖で純粹な詩人肌の人間であつたためか、建前主義的で物事の暗部恥部や人間の醜い小さなエゴなどには鈍感無意識なところがあつたようだ。

こうして見ると『甲乙丙丁』についてより緻密な検討が求められよう。次の一節を考察する。まず「甲乙丙丁」とは何か、という問題である。昭和三十九年四月某日の感懐であるが、しだいに小説は田村

の思いを主としている。

あの日、田村と佐藤(引用者注、佐藤惣蔵は蔵原惟人、蔵原は明治三十五年二月二十六日生れで中野の誕生の翌日に生まれた。佐藤の妻八島辰子は、プロ文作家の中本たか子。作中吉野義一の宮本顕治は明治41年生まれ、喜美子は宮本百合子で、明治32年生まれ。吉野が喜美子の葬儀で友人から排除した本間ツギは湯浅芳子、湯浅は百合子に度々暴行した)とが連れだつて歩いてた。どこを歩いてたのだつたらうか。そしてどこかで、佐藤が田村と二人の還暦祝いの話を持ちだしていた。二人がおなじ年のことはずつと前から双方で知つてた。月も同じ月、田村の生れた翌(あ)日に佐藤は生れてた。そしてそれを、佐藤のほうでどうかは知らぬまま、田村のほうは独り合点におもしろいことに思つてた。甲と乙がおなじ年だといふので何がな親しみを感じる。丙と丁とが同じジェネレーション、同年兵、同期の卒業たといふので何がな親近感を持つ。たどつて行くと遠い親類筋にあたる。そればかりのことでも人は近い感じを持つ。しかしあんなことに、八卦見、占い以上にか根拠があるだろうか。あると田村は思う。八卦見、占いなんかに関係のないところで、その手前で根拠がある。佐久間象山だか林子平だかが、日本橋の下の水がテムズ川に続いているとか何とかいうことを言つた。それといつしよに、日本共産党が創立されたとき、田村は露ほどもそれを知らなかつたけれど、またその後ながく、三十近くなるまでそれとの接触がなかつたけれど、それでも、そのときの空気を田村は吸つて育つてきた。(中略)佐藤と田村とは、あらゆる大きな違いにかかわらず、同じ新聞記事を読んできた。同じ活動写真を見てきた。同

じではないにしても同じような、似たような感覚を育てられてやつてきていた。事實は動かせない。ここ何年来の党内問題にしても、田村としては、田村と佐藤とが感覚的にも共同してやつてきたことを何彼なにかにつけて感じる。「五〇年分裂のときにしても、理窟、理論の問題が大きくあつたほかに、受けた印象の問題があつた。あとき田村は「国際派」の方へ行つた。また「統一委員会」の方へ行つた。「統一委員会」は田村の知らぬところで出来ていた。田村が東京にいなかったときにそれは出来、田村に連絡なしに田村が委員の一人に挙げられていた。しかし田村は、事後連絡でそれを受けていた。あまりなでたらめにたいて、それは自然な対応策、少なくともその一つだつたらう。あとき佐藤たちが、具体物としての「国際派」グループそのものの評価はどうなるにしろ、何かかにか「国際派」風のものをつくるところへ出て行かなくなつたら、そのほうこそ田村に奇異なものに見えただろう。(下巻四十一章)

右の引用にあるとおり、甲乙丙丁という題名は何かの因縁を持つ人間関係総体を示唆すると言つてよからう。直接は一日違いで生まれた中野と蔵原の関係を指すようだ。そんなことはたいした意味はないと言へば意味はないのだが、福井県と東京市で一日違いに生まれた二人が妙な因縁で何十年も付き合つて、遂には一方が他方を党から除名する提案をしたという皮肉なめぐり合わせを中野は小説全体で解明しようとしたのだから。そうした事情全体をユーモア感覚で受け止め、その上で中野の国際共産主義運動の統一と再生の願いに照らして、何が間違つていたのか問い直そうとしたのが『甲乙丙丁』ではなからうか。そこでこの小説を考察するとき、まず中野の政治的立場や考えはさて置き、つまり中野にとつて共産党や共産

主義は青春時代に骨の髄まで染みこんだ病のようなもので、それらを疑つたり否定したりすることは到底出来なかつたし思いもかけないことであつたわけで、だから中野は一つ一つの人間のエピソードを反芻しながら、何かの欠陥や誤謬が重なつたために、多喜二の死や中野の転向が、あるいは戦後共産党の破綻などが出来たのではないか、というふうにな中野重治らしい人間主義的に時代を振り返つた。それがこの小説であるから、決してそこに答えが見つかるようなものではなかつた。もう一か所引用する。

(日共内部に、反ソの動きが強まり、それがバレエ団や音楽、映画や文学関係にまで排斥が及んでいるように津田には思えた頃)

直線的にそういつてしまつてはまちがうだろう。ただ、全体の空気は動かない。バレエだろうがレコードだろうが、文学翻訳、芝居上演はむろんのこと、反ソとは行かぬまでもとことん排除して行こうとする動きは目立ってきている。「中国の威信の国際的高まり」——そのとおり。それはますます高められるべきだつた。しかしそれが、ソ連の威信の高まり低まりと直接関係づけられてはたまらない。道理上それは別の話になる。まして日本のなかで、ソ連映画の排斥、ソ連小説の排撃に結びつけられては、映画も見ず小説も読まぬものにとつても放りつぱなしにしておけぬことになる。「組織的策動」といつた言葉も流されている。「平和団体」、「民主団体」、「あらゆる民主的組織」から「修正主義者を追い出せ」といつた合言葉が、日本共産党から流れてきてそれで血眼になつてゐるものがたくさんある。卑俗なその事實は、卑俗なだけに恐怖ともなつて一部で押しまくられてゐるらしい。「らしい」という程度で津田はそれを断定してい



る。

「安保闘争以後、民主勢力は分裂と混迷を深めていると評価し、人民の闘争をひくく見えています。」といつて高田(引用者注、モデルは豊田四郎)は非難していたけれど、高田に五分の一分の正しさがあつたとして、その五分の一、十分の一を含めた全体がそもそも数にらみに過ぎないのだつた。(中略)

ここまで来てそれを振りすてることはできぬ。すくなくとも二つは、はつきりしたことがあつた。

一つは雑誌『時代』(引用者注、実際は『世界』の昭和37・10)での沢崎中央委員(引用者注、モデルは中央委員の内野竹千代、内野は足柄郡下曾我村出身、中野の一つ年上、機関誌部長や幹事会委員を務めた。善隣会館事件にも加わつた。『甲乙丙丁』の中で、内野発言は七回取り上げられる。「プロクラスティネーション」(中野の小説、ぐずぐずする、といった意)にも取り上げられる)の原爆戦争論のことだつた。座談会の記録だから一字一句に文句をつけることはできない。それにしてもそれはひど過ぎた。そうして、座談会の記録だから、一字一句を拾つて文句はつけられぬという前提があるだけにひどさは桁外れだつた。それはいつそう非道だつた。

そこにいくつかの問題が出されていて、そのそれぞれにたいする出席者それぞれの反応はどれも重要だつたが、中心は平和問題、原水爆禁止世界大会のことにあつた(引用者注、内野は平和擁護日本委員会事務局長を務める。座談会の折は統一戦線部長で、平和委員ではないかもしれぬ)。日本共産党は、アメリカの実験には反対したがソ連の実験には賛成したじやないかといった問題も出ていた。それから、沢崎がしきりに、「善意、

「善意の人」、「善意の人びと」ということを、共産党員は善意の人間でないかのように、また善意の人でない共産党員よりも、「善意の人びと」が一段低いもののように言つていたのも津田の頭に残っている。しかし今も思い出すとむらむらつとなつてくるのは、核戦争の話のくだりだつた。言葉そのものも少しは覚えていた。つまりそのころそれはこういう意味のことだつた。「いくら核戦争が始まつたからといつて、一部の人がさわざ立てるような人類の絶滅なんといふことは考えられぬことだ。私たちは、そんなことはありえぬと思つている。なるほど、いつたん核戦争ともなれば、一、二の少数民族が絶滅するということはあるかもしれぬ。しかしそれにしても、それは極めて稀れなこと……」

これだけで完結するものとしてそれが発言されたのではなかつた。沢崎発言をそうと決めてしまおうとは津田は思わない。ただ津田は、こういう発想が仮りにも生じたことをひどく不安に思う。共産主義思想、共産党、共産党員というものを全く別ものとして侮辱してしまつたというふうに感じて、しかしそこが、自分にもはつきりいえない。あまりにちがいがすぎるため、かえつて説明しにくい。いつたい沢崎の野郎は、一、二の少数民族、絶滅させられるかも知れぬ当のその「少数民族」を自分のこととして考えなかつたのだろうか。日本民族は少数民族にあらずということ、当の民族の身になつて考えることを空想の上でさえしないで通つて行けたのだろうか。人間としてできることだろうか。それが、世界でただ一つ原爆を受けた国の国民の、たつた一人でもの口から出る言葉だろうか。まして共産党中央委員の口から……

もつと理論的に、人類とか人間とかいうものとの関係でいわずば哲学的な問題がそこから引きだされてくるのかも知れない。

しかしそこまでは津田はたどれない。あれを読んだ時もそうだった。そしてそのまま現在へ来ている。しかしそれは畜生のよくな考え方だつた……：そういえば、たしか沢崎はヒューマニズムということも軽蔑して扱つていた。コミニズムというものをヒューマニズムとは全く別ものとして、そしてヒューマニズムのほうは「善意」、「善意の人びと」並みに扱つていたのだつたかも知れない。(上巻二十章)

津田道夫の前掲著によれば、内野の発言は当時の中共の主張をほとんどなぞるものであつた。後に宮本顕治は次のように言う。

戦後の党の再建にあつて、中野重治は私に「自分のようなものでも入党できるか」と聞いた。私は変節の誤りを犯したのも、その誤りを正しく自己批判すれば可能だとして、彼の再入党を認める方向で返答した。彼は党の中央委員にまでされたが、日本共産党へのソ連のフルシチョフ指導部からの干渉にあつては、対ソ盲従分派に加わつて公然と日本共産党の破壊のために活動し、当然党から除名された。その後、反党グループの中で離合集散があつたが、依然として反党分子でありつづけたという彼の役割によつて、平野らの支持と同情を得ているのである。これが、戦前の変節後辿つた、彼の「革命運動の伝統的革命的批判」のゆきつくところだつた。

右のように宮本は中野を「対ソ盲従分派」「反党分子」と位置づけただけで、内野発言に対して中野の感じた「非道」「畜生」のような人間主義に思いを致すことはなかつた。こうして見てくると、一つ言えることはプロレタリア文学という文学の一潮流があり、ある程度の

文学的意義意味を持つとしても、それが政治的党派や現実の政治思想に追従したり利用されたりする限りに於ては文学性を全く失つてしまふことになり、『書かれざる一章』のように党派内部の矛盾や境界の吐露に於てせいぜい文学性を保つただけである。プロ文が真に輝きを持ち続けるためには政治主義党派主義から全く自由になり、独立を保つことが必要だろう。小林多喜二なども例えば『党生活者』が真に文学性を得るためには、党生活者を外から対象化しているようである。党生活者に成り切っている自分自身を多喜二が客観視することが必要で、ヒロイズムに酔っている佐々木安治の犠牲者気取りをも対象化し、そして作家として独立独自の存在としての多喜二を追求することこそ真に自分を生かす道であるとの立場に立つて作家活動に専念することを目指すべきであつた。党生活者を地で行つて日本共産党万歳を叫びながら息絶えるのはヒロイズムの勇み足と言うしかなかる。中野は多喜二と親交があり、福井と小樽という遠方から上京してともに活動した仲間意識を強く持つていたに違いないが、既述したように多喜二を死に追いやったものを自問しながら自分も党生活者と文学生活者の狭間で苦しみつづ、『甲乙丙丁』の大作に政治と文学の相容れぬ不毛の残骸を人間主義的に縷々書き綴つた功績は大きかつたと言えよう。

注

(1) この「ストライキ再検討」の呼びかけに関して、小山弘健『戦後日本共産党史』(芳賀書店、昭和41)は文中述べた藤濤克己が作成し、『アカハタ』やその号外に三度に渡つて発表されたものだが、その背後にやはり中共路線の圧力が働いたと考えられるように述べる。

(春闘セネストが計画されていた)この息づまるようなせつぱつまつた状況

で、党は突如四月九日付『アカハタ』に、「全民主勢力と団結し、挑発を排して、がん強に、ねばりつよくたたかひぬこう」という八日付の党声明(四・八声明)を発表した。それは、春闘を支持するといいつつ、四・一七半日ストによる総決起の方針には「深い憂慮を表明しないわけにはゆきません」としていた。

その理由は、根本的にはアメリカ帝国主義と日本政府とたたかうのではなく賃金一本で独占資本と対決しようとするやり方自体にあやまりがあること、ついで闘争の成功に必要な全民主勢力との政治的統一行動の発展がみられないこと、労働者大衆には政治的組織的準備がかけられていること、これにたいし政府・資本家は弾圧と分裂の謀略をめぐらしているから、闘争に入った労働者を政府と大資本家の弾圧・処分に身をさらさせるようになること、しかもストライキ計画には、修正主義者・トロツキスト・組合内分裂主義者による挑発のにおいがあること、等々であった。ここからアピールは、総決起は危険でありその方針を再検討せよと提議していた。

この声明は、ストに直面した味方をも驚かさせた。ことに、ゼネストにむけて態勢の準備と確立に全力を投じていた多くの組合幹部・活動家を、ふんげきさせた。総評岩井事務局長はただちに談話を発表し、「統一闘争の態勢を分裂させるものであり、階級政党として根本的にあやまった態度である」と非難した。つづいて二一日の総評幹事会では、共産党の敗北主義的見解は春闘を壊滅させようとするものであり、今後はこの敗北主義を排除してさいごまで既定方針をたたかひぬこうという「統一見解を、全国金属の北川と全国税の坂根のふたりの反対だけでまとめあげた。この日社会党の河上委員長は、四・一七ストを断固支持するとし、共産党の態度を「労働者の気持を無視したやり方」と非難した談話を発表した。またこの二一日には、四・八声明にたいして「前衛党にあるまじきうらぎり行為だ」とすかつち教育大中心の構改革系学生や青年労働者約三〇〇人が、声明を撤回せよとのプラカードをかかげて党本部におしかけ、本部員とはげしくもみあった。

この四・八声明は、発表の時期といい形式といい、まったく異例・異様のものだった。声明は「日本共産党」の名義で、幹部会でも中央委員会でもなかった。内容的にもただ「ストを再検討せよ」といわんがために、その口実を無理ならべたてた感がふかかった。第一、戦後二〇年をつうじて、党は労働者の大闘争をあたまから疑問視しかかることなどは、さすがに一度もなかったのだ。過去一〇年間の春闘でも、党が共闘を拒否したことは、まだ一度もなかったのだ。ところが、奇奇怪怪なる「日本共産党」の態度は、さらに一歩すすめられた。四月二二日の『アカハタ』の主張は、ストによる賃金闘争は全民主勢力の課題にさからっていると、賃金闘争そのものに攻撃をむけた(共産党の『訴え』は当面の闘争の最大の武器である)。一三日『アカハタ』は二二日付「日本共産党」名義の二度目の訴えを発表、そこでは四・八声明を説明しつつ、五項目の要求を提案し、「スト中止をはじめ明確によびかけた(職場の組合幹部・社会党員・組合員大衆に訴える)。つづいて二四日『アカハタ』号外は、一四日付「日本共産党」名義の三度目の訴えを発表、そこではスト闘争の笛をふいているのはアメリカ帝国主義であり日本の売国反動であり組合内分裂主義者であるとして、スト全体を反共的謀略と挑発的ストの規定づけ一本にしほりあげ、これとの全面的対決の姿勢をあきらかにした。

四・八声明の「スト再検討」の態度もそのさまさまの理由づけも、ここではどこかにとんでしまった(労働者は反動と分裂主義者の笛におどらされてはならない)。党にとってスト計画は、挑発のにおいがあることから、いまや謀略と挑発以外のなものでもないことへと、大変化した。最初のいんな理由づけは、スト中止にもついでいくためのコジつけにすぎないことになった。

右のように小山はスト中止声明発表の経過を説明し、宮本と袴田らが中国にいたこともあつて命令系統が混乱したことも一部影響し、共産党内で「中共路線が全党に浸透し、書記局を足場に「中共派」が親中共・反ソ連の一边倒的指導をつよく内外で發揮していったその集中点」がスト反対になったと述

べる。中共毛沢東は軍事優先であるから、日共の中の中共派が賃金闘争に反  
対的立場を採り、また六全協以後は武装闘争否定に傾いたにも拘らず中共毛  
沢東の武装路線に共鳴する党員党友が多かったと言えよう。それは文中に述  
べたように部分的核実験停止条約問題への態度にもはっきり表れている。と  
にかくこの時期、徳田球一の中国密航を含め、日共と中国の関係は深かった。  
高倉輝という中央委員も昭和二十六年に中国に亡命し、三十四年に帰国した。  
もともたカクラテルはソ連寄りだったために日共の主流からは外された。  
北京機関の一員だった聴涛克己も後に失脚した。

○ 昭和二十五年八月二十日、日本共産党新日本文学会中央グループの声  
明書「党中央に果て右翼日和見主義分派に対するわれわれの態度——党の  
ボリシェヴィキ的統一のために」が出されて、中野もグループの一員とし  
て参加した。また同月、日本共産党統一のための党内委員会として全国統一  
委員会が作られ、その全国委員に選ばれ、事後承諾した。このような行動が  
すべて臨中から分派活動と見做された。

## (2) 小田切秀雄『私が見た昭和の思想と文学の五十年』下昭和63、集英社

(六全協以後の共産党がスターリンなきスターリン時代、ネオスターリン主  
義になったことに触れ)

中野重治がそれを、長編小説『甲乙丙丁』の末尾に近いところで、主人公の一  
人田村神の思いの託して書いている。

「内面指導」とかいつてやつてると言うことを聞いたが、なんだか、党運  
営が、それもいわば民主的に悪賢くなつてきているように思う。石垣書記  
長(ほぼ徳田球一書記長にあたる)引用者の時期には、石垣は全くむ  
ちやなやり方をした。とうとうそれで「五〇年分裂」へ持つて行つてしま  
つた。彼持ちまえの「家父長的」——この「家父長的」が田村にはいまだ  
にこなれぬ点を残していたが——やり方が突つきだされて、今は石垣  
式はない。すくなくとも流行(はや)らない。だが、石垣たちが全く旧式に、上

へへ見えてくるところまで露骨に分派的にやつたのに対して、その後は  
党機構そのものをとおして、集団指導、多数決、「民主集中」そのものに  
よる分派的やり方が押し通つているように見えてならない。その点で全  
体が近代化した。(中略)党運営が「執務」の色を帯びてきた。「執務」の色  
がもう一つ「営業」の色さえ帯びてきかねない。そしてそのなかで、そん  
な具合に作動する新式装置そのものをとおして伝統的・遺傳的な「内面  
指導」が駆けまわつている……

党の若手の理論家たちの自主的な雑誌「現代の理論」を廃刊させるとか、安  
保闘争のさいに党はその闘争の重みをどれほど受けとめられぬような体質  
になつていたとか、さまざまなことが生じたが、昭和三六年七月の党第八回  
大会をめぐつて内部の対立・緊張は激化し、ついに四〇年間にわたる党指  
導者の一人春日庄次郎が綱領問題をめぐつて離党したのをはじめとして、党  
中央委員山田六左衛門ら六名の除名、津田道夫らの処分、経済学者佐藤昇ら  
の除名、元の党都委員野田弥三郎・武井昭夫ら五名の除名、等のことが生じ  
た。(中略、新日文の一回大会は部分核実験停止条約問題で日共と新日文  
内の反対派ともめていた。幹事の中には日共方針に忠実な江口渙、霜多正  
次、西野辰吉があり、それらに近い佐藤静夫、窪田精らがついて、その後ろに  
は党文化部の部長高原晋一、副部長豊田四郎、部員津田孝がいた。佐多稲子、  
関分一太郎、小田切の三人に党文化部から呼び出しを受け、話したが決着し  
なかつた。時に霜多も話に加わつた。小田切らが除名された時、霜多にどう  
して党に残るのかと聞くと、自分は党ジャーナリズムに頼らないと生きられ  
ないと言つた(引用者注、霜多や江口らは新日文を除名された、小林茂夫の  
書いた近代文学事典では「不当に除名」とある)。同様に壺井繁治も榮から党  
に残るなら離婚するとまで言われたが、繁治は党の外で活動続ける自信なく、  
党にとどまつた。榮は離婚前に病没)

「そういなかで中野重治は」

中野重治は党内でまったくの窮地に立っていた。そういう苦しみをもひとともひとにもらさぬ男だったから、それだけによけいづらかるうとは思ったし、よくたえている、とも思ったが、さて中野の党内での抵抗は具体的な形ではなかなか外部に示されないために、いったい中野は何をしているのだ、という不信の声が両がわからしだいにひろがりはじめた。そして中野自身としても、部分核停をめぐる幹部会のゴリ押しには賛成できぬものの、党中央委員の一人として党組織をどうしても割りたくない、コミニストとしてはどうしても組織内で生きつらぬかねばならぬ、という政治的固定観念から自由でなかったようであった。(中略)中野の政治的固定観念には多少の心配があり、それは中野を内側から縛るものとなっていたように見える。実際にまた、新日本文学会の多くの者がもはや党との一戦を行なうほかはない、党と会とが対立してしまうことをおそれない、というところにつき進んでゆくこととしているのにたいして、それと党とのほさまに置かれた中野としてはどうすることもできなかつたばかりか、とにかく党と会とを割らぬようにということでは何かをするそのひとつひとつが、新日本文学会がわの多くの人びとの不信を買うことになった。会の大会第二日目の夜に、中野はたおれ、車でかれの世田谷の家にはこぼれ、その夜遅くわたしの妻が目黒から車で往診することになり、わたしもそれについていった。診察を終えた妻は、「これはまったくひどい疲労と消耗とでたおれてしまったのです、それ以外に何かの病気ということはないようです」、という診断結果を言い、それなりの注射をして帰った。診察が終るとすぐに眠ってしまった中野にたいして、わたしはいうべきこともなかつた。かれは第三日を休み、もはや逃亡といわれることを避けられなかつた。

大会の前日、佐多・国分とわたしとは、次のようにしてあっさり引導をわたされていた。党員文学者会議なるものが招集されていて、(中略)聞いたこ

ともない党員「小説家」や党員「詩人」・「歌人」たちが、いくらか名前を聞いたこともある人びととともに五十余名も党本部に集められていて、三対五十幾つの多数決でわたしたち三人の反対論は簡単に「合法的に」葬り去られたのである。(中略)

大会三日間の最終日の終りのころ、本多秋五が立って、こういった。——  
自分は『アカハタ』・『前衛』・『文化評論』等についた新日本文学会攻撃キャンペーンの文章を、全部ではないが読んだ。そこには批評というもののもつ発見や感動がまったく見出されなかつた。こういう非文学的な攻撃を許しておいてどうして文学運動の権威がたもたれるか。しかもこの攻撃を組織している日本共産党の幹部には、新日本文学会の会員でもある蔵原惟人、江口渙中野重治というような、プロレタリア文学の時から尊敬してきた文学者がいる。これらの人びとは、『人民文学』との対立の時代に新日本文学会にたてこもって、共産党の誤った政策とあくまで闘ってきた人たちだ。

しかし、わたしたちはもう、こういう人たちの顔を見たくない。

(後に本多と中野の関係は修復した)

(3) 中野はその年の七月十九日「その人たち」を作り、神田の共立講堂での日本共産党創立二十五周年記念集会で朗読、二十五日の『アカハタ』に発表した。また同年七月号の『大衆クラブ』(共産党の雑誌)に「取つて二十五へ」を発表した。

その人たち

—— 日本共産党創立二十五周年記念の夕に ——

その言いようもない人びとについてわたしは語りたい／党をまわりから支えたい人びと／まわりから言おうか、なかからと言おう(以下略)

その人たち

—— 日本共産党創立二十五周年記念の夕に ——

その言いようもない人びとについてわたしは語りたい／党をまわりから支え

た人びと／まわりからと言おうか なかからと言おう(以下略)  
取つて二十五へ

——日本共産党創立二十五周年に——

日本共産党ちゆう二十五歳の黨員よ／わたしは諸君を祝福する／つねに思え  
われらはわが党と同年だと

むしる思え わが党はわれらと同年だと

また全日本二十五歳の男女青年よ／わたしは諸君を祝福する／諸君は日本共  
産党と同年である

むしる思え 諸君と日本共産党は同年であると

これはめでたいことではないだろうか

(4) この辺りの事情を前掲の小山弘健著から引く。

ところが、反対派の大半が全国統一委をつくって主流派と対決していき  
としたそのしよっぱな、偶然にも、中国共産党から強力な勧告がやってくる  
た。北京『人民日報』の九月三日の社説、「今こそ日本人は団結し、敵にあ  
たる時である」(九・三社説、または九・三声明)が、それだった。この社説  
はこの社説は、一月の第一八回拡中委いらいの中央の方針が正しいことをみ  
とめ(中共提案の妥協策に従い、徳田は譲歩する案、引用者注)、全党がこの  
中央の周囲に団結することを要請していた。内争については、「国際派の極  
左冒険主義的スローガンやいきすぎた組織上の要求を非なりとしてその放棄  
をすすめ、同時に臨中がわにも、性急な組織処分や行政措置のやりかたをあ  
やまりとしてその停止を要請していた。いわば双方の反省をうながしつつ、  
臨中のもとへ反対派が団結することを勧告したものであった。これは、一お  
う対立する双方を批判してはいるものの、主流派の方針を是認して臨中のも  
とへの団結をもとめたという点で、反対派にとって大衝撃だった。かれらは  
臨中の処分のやりかただけでなく、主流派の一月いらいの基本方針が論評に  
違背し右よりのチト一的あやまりにおちいつているとして、独自の全国組織

の結成にふみきつたのだから、九・三社説をうけて深刻な矛盾におちこんで  
しまった。

この九・三声明にたいして、反対派のかわは、全国統一委が『北京人民日  
報』九・三社説の忠告をうけて「なる一文を発表し」(『統一情報』九月十五日第  
一号)、また九月五日の第三二回拡大中国地方委員会が声明をだし、いずれ  
も忠告のうけいれをちかつた。臨中がわも、権野議長長の九月五日付『北京人  
民日報社説発表に際してむなる一文を、「友党の批判に答えて」の一文とともに  
に発表し、忠告のうけいれを約束した(九月一日付『党活動指針』第六〇号)。

右のような経過を辿った後も混乱は収束せず、本稿に引用したように、臨  
中は中野らを除名にするとといった強硬手段に出たのである。付け加えると、

この除名決定の前に統一委員会は解散していた。またこの日共と中共の連携  
や影響関係の背後に、六月二十五日の朝鮮戦争勃発、九月十五日の国連軍の  
参戦、そして十月二十五日、鴨緑江を越えて中国人民義勇軍の参戦という経  
過を辿って、国連軍、韓国軍、北朝鮮軍、中国軍の泥沼の戦争の続いたこと  
が大きな影を落としているものと思われる。

(5) 昭和二十五年八月二十日、日本共産党新日本文学会中央グループの声明書『党  
中央に巣くう右翼日和見主義分派に対するわれわれの態度——党のポリシエ  
ヴィキ一的統一のために』が出されて、中野もグループの一員として参加した。  
また同月、日本共産党統一のための党内委員会として全国統一委員会が作ら  
れ、その全国委員に選ばれ、事後承諾した。このような行動がすべて臨中か  
ら分派活動と見做された。

(6) 『人民文学』(昭和26年2月)に掲載された江馬なかしの「文学の大衆路線へ  
——なかの・しげはるの『人民文学』と江馬の言葉」をよんで——」を指す。中  
野重治は『新日本文学』(昭和26年1月)に『人民文学』と江馬の言葉を書いて  
いる。

(7) 濱口國雄は国鉄詩人で、茨木のり子『詩のこころを読む』に引用される『便所掃

除の詩が特に有名である。

(8) 松下裕『評伝中野重治』(平成10・10、筑摩書房)

(9) 津田道夫『回想の中野重治——『甲乙丙丁』の周辺』(平成25・9、社会評論社、津田は昭和4年生れ、社会思想家)

(10) 宮本顕治『宮本顕治文芸評論選集』第一巻の「あとがき」(昭和55・10)『宮本顕治著作集』第8巻、平成25・9、新日本出版による)

付記 本論考は平成三十年七月十三日にロシアヤクーツクの北東連邦大学で行われた東北アジア文化学会での発表、それを補足して行った八月四日の日本近代文学会北海道東北地区合同研究集会(弘前パークホテル)での発表に基づくものである。

# 『新宮雜葉記』研究

——いわき明星大学図書館蔵安政七年写本を中心に——

高島 一美

福島県会津地方の喜多方市の新宮熊野神社は、前九年合戦・後三年合戦にあたって勝利を祈願した源義家が勧請したとの由来をもつ神社である。その勧請の由来や熊野の本地譚、会津の旧跡、会津に関わる歴史、新宮熊野神社周辺の地名などをまとめたものが、『新宮雜葉記』である。<sup>(注1)</sup>

この『新宮雜葉記』は、左記の二つの系統がある。<sup>(注2)</sup>

(1) 渡辺直昌による元禄十五年に編纂されたテキスト  
(2) 中條度泰による明和六年に再編纂されたテキスト

二つの系統について、菊池研介『会津資料叢書』(大正六年)の「解題」に、以下の通りにある。

まず、(1) 渡辺直昌による元禄十五年に編纂されたテキストである。

本書ノ撰述ハ、元禄十五年ノ秋ナルベシ。而シテ珠盤氏ノ序、及自序、自跋、並ニ追記ニ因テ考フルニ、宝永二年ニ至ル三年間ヲ改訂シ、宝永七年追記セルモノト思ハル。本書ノ底本ハ著者原本ノ転写ニシテ、明治初年ノ筆ナリ。自跋ニヨレバ、原本ハ熊野神社ニ奉納シタル由ナレド、今亡失シテ見ルベカラズ。

次に、(2) 中條度泰による明和六年に再編纂されたテキストである。

熊野神社宝庫ニ現存スルモノハ、明和六年ニ中條度泰ノ筆者補

綴セルモノナリ。村老ノ口碑ニヨレバ、昔時祝融氏ノ為ニ原本失セタルヲ以テ、中條氏筆写シテ奉納セリトイフ。之ヲ対照スルニ、本文甚ダ異同アリ。子細ニ檢スレバ、中條氏筆写ニ当リ、サカシラニ書キ加へ、或ハ本文ヲ改作セシ處モ見ユ。而シテ宝庫本ニハ、珠盤ノ叙、及著者ノ自序、自跋ナクシテ、中條氏ノ序及跋アリ。同氏ノ跋文ニハ著者自序ノ整文ヲ其儘用キ且ツ序跋中ニ曾テ本書ノ撰アリシコトヲイハザルノミナラス、却テ己ガ撰トナセリ。是ニ由テ之ヲ觀レバ、中條氏ハ甚ダ不徳ノ人ト謂フベク、著者地下ニ在リテ切齒セシナラン。

これによれば、(1) 渡辺直昌による元禄十五年に編纂されたテキストと、(2) 中條度泰による明和六年に再編纂されたテキストの間には「本文甚ダ異同アリ」。それは、(2) 中條度泰による明和六年に再編纂されたテキストに「書キ加へ」、「本文ヲ改作」した部分がある。また、(1) 渡辺直昌による元禄十五年に編纂されたテキストには、珠盤の叙と渡辺直昌の自序・自跋があり、(2) 中條度泰による明和六年に再編纂されたテキストには、中條度泰の自序・跋文があると指摘がなされている。

では、菊池研介『会津資料叢書』「解題」において、『新宮雜葉記』というテキストをどう捉えているか。

書中、開闢記ノ如キハ、本地垂跡説ニ因リタルヲ以テ、信憑ス



## ルニ足ラズ

とあり、いわゆる、熊野の神が、どんな苦を受けた生き方をし、どのような理由で日本に現れたのかを説く、熊野の本地譚に対しては重きを置いていないことがわかる。

対して、

来歴部ハ、新宮ヲ中心トシテ会津ニ起レル史上ノ事実、天変、地妖等ヲ詳記セルガ故ニ、会津研究ノ好資料ナリ

と、歴史上の出来事の記載を評価し、歴史の資料としてみると判断できる。それは、

本書ヲ会津旧事雑考ニ対照スルニ、事実月日符号シ、彼ニ無シテ此ニ在ルモノアリ

とあることから、会津藩の資料である『会津旧事雑考』との比較対象としての「好資料」という評価であるとわかる。

そもそも、『新宮雑葉記』というテキストが語ろうとしていることは、何なのであるうか。菊池研介『会津資料叢書』に「開闢記ノ如キハ、本地垂跡説ニ因リタルヲ以テ、信憑スルニ足ラズ」と指摘があるが、新宮熊野神社の縁起なのであれば、熊野の本地譚やその熊野の神が、誰によって、どういった理由で、紀州から奥州の会津へ勧請されたのかという由来が語られることに疑問はないと考える。

また、(1)渡辺直昌による元禄十五年に編纂されたテキストには、「珠盤氏ノ序、及自序、自跋」があり、(2)中條度泰による明和六年に再編纂されたテキストには、「中條氏ノ序及跋アリ」と指摘がある。二つの別の序文跋文があるということは、(1)渡辺直昌のテキストと(2)中條度泰のテキストとは、編纂する目的がそれぞれ異なっており、各々、その目的を述べたかったからではないのだろうか。(2)中條度泰のテキストが「書キ加へ」、「本文ヲ改作」した部分があ

るのだから、その増えた本文、改められた本文からは、中條度泰の再編纂の意図がうかがえるのではないのか。

さて、筆者は「会津・新宮熊野神社」新宮雑葉記「諸本研究」付・翻刻紹介「いわき明星大学図書館蔵『新宮譜』」において、いわき明星大学図書館蔵『新宮譜』(以下、安政七年写本)を翻刻した。(注3)

この写本は、「(2)中條度泰によって再編纂されたテキスト」である『新宮伝記(宝庫本)』(注4)と比較したところ、ほぼ同じ本文を持つ。

宝庫本の内容は、以下の通りである。(注5)

叙(明和六己丑龍集姫月无辰中條度泰再拜稽首)

新宮伝記目録(来由之部 開闢記 来歴之部 仏像之部 宝器之部 村老之伝 鎮下之邑郷)

由来部

同開闢記 新宮社七不思議之事

来歴部(元明天皇ノ桜町院 宝曆十二壬午年)

当時之仏像

宝器之図

村老之伝

鎮守下邑郷

跋(明和六己丑年鶉月吉辰松梅堂中雲齊度泰謹言)

追加

宝曆十三癸未冬ノ明和八辛卯年卯月(近衛信基卿の御筆光源氏

の御系図巻軸)(注6)

拾遺二ヶ条(宝曆十一年辛巳十一月)

今上皇帝 明和八辛卯年四月十八日ノ明和九壬辰年ノ安永二癸

巳年

同三甲午年ノ同四乙未年六月ノ同六丁酉年

安永九庚子年～天明四年辰閏正月

天明四甲辰五月～天明四年七月

天明五乙巳歳正月～寛政二年

文政三庚辰～天保七年

鐘樓堂再建(天保九戊戌年)

天保十四年癸卯八月九日吉辰請雨祈禱

明治廿九年七月同廿七八日清戦役ニ於ケル戦利品

明治廿九年十月大小二振奉納セリ

右記のうち、安政七年写本には、「来由部」「同開闢記」「新宮七不思議」「新宮旧跡之部」「来暦部」「鎮守下邑郷」が写されていた。なお、書写者の判断によつてなのか、そもそも序文跋文を欠いた写本を書き写したのかは不明だが、中条度泰の序文や跋文の書写が、安政七年写本にはない。さらに「新宮旧跡之部」においては、書写されていない和歌があるなど、書写の状況がよいとはいえない写本である。(注)

しかしながら、その上で本論においてはこの安政七年写本を用い、安政七年写本の語つていることを分析したい。それは、『新宮雜葉記』が語ろうとしていることを探る、その糸口を、安政七年写本を用いることでもつて、まずは求めたいと考えるためである。

一、寛永二十年から寛文年間にかけての会津藩の寺社統制

渡辺直昌によつて元禄十五年(一七〇二)に『新宮雜葉記』が編纂されるに先立って、会津藩においては左記が編纂されている。

『会津寺院縁起』(寛文五年・一六六五 成就)

『会津風土記』(寛文六年・一六六六 成就、寛文十一年序文・跋文)

『会津旧事雜考』(寛文十二年・一六七二 献上・向井新兵衛)

『会津神社志』(寛文十二年・一六七二 完成)

寛永二十年(一六四三)に会津藩の藩主となった保科正之が、新たな領国支配のために判断の材料となる基礎的な情報を集めさせたものである。

白井哲也氏『日本近世地誌編纂史研究』において、次の通りに「保科氏会津藩の領国支配」が述べられている。

天正十七年(一五八九)の芦名氏滅亡以来、寛永二〇年の保科氏移封まで、約半世紀余の間に会津の近世領主は六度交替した。会津における中世以来の在地領主たちは、度重なる領主替の間に勢力を温存し、広域の村々を支配下に置く大庄屋的存在としての「郷頭」へ変貌して、自らを近世社会の中に位置づけていた。保科氏会津藩の領国支配は、特に近世前期において「郷頭」との対峙関係の中で進められた。藩政の基調は「郷頭」の懐柔と勢力排除、そして村方の直接掌握にあった。会津移封直後に、藩では前領主である加藤家旧臣や中世以来の土豪を登用し、「郷頭」へも従来通りの給分を支給して藩政の円滑化を目指している。その一方で、「地下仕置方条々」一八カ条はじめ「郷頭」や村人への統制、領内総検地の実施、郡奉行による度々の領内巡見などを通じて村方の直接掌握が進められた。こうした村方への藩政の浸透は、寛文初年(一六六一頃)までには達成されたと考えられる。…(中略)…

儒学重視の藩政方針は、寛文三年(一六六三)七月二五日の「御政事御執行之御趣意」申渡で確立する。まず正之同様に儒学

へ傾倒した佐藤勘十郎を国家老に任命して、家老衆の綱紀肅正を図った。…(中略)…そして最も重要なのは、新規寺院取立の禁止と格別理由のない者の出家禁止である。この儒学に基づく寺院統制策は、寛文期における会津藩政の重要な柱であり、『会津風土記』編纂にも重要な関連を持った。

また、白井哲也氏の同書において、会津藩の『会津風土記』編纂への契機として、「一つは一連の寺社統制策」、「もう一つは、寛文印知における郡名・村名調査の徹底化」の二つを挙げている。これは、「他領から移封した保科氏会津藩が、領国内に根強く勢力を張る「郷頭」たちの勢力を排除して近世的な地方支配を実現するための、まさに地域掌握の手段だった」と指摘している。<sup>(注8)</sup>

その様子は、『会津風土記』『会津神社志』の序文跋文に、神道を重んじる会津藩主の保科正之は、会津藩内のことごとくを調査し、神道の神を守り、中世以来の寺社やあやしい信仰を点検し、残すべきものは残し、排除すべきものは排除したと、繰り返し述べられている。藩主の保科正之の方針が、徹底して共有されていたことがわかる。

正四品左中将源君者貴介之顯族而武林之模楷也、封<sub>二</sub>奥州会津郡城<sub>一</sub>而兼管<sub>二</sub>耶麻大沼河沼三郡<sub>一</sub>、常惜<sub>二</sub>風土記之絶<sub>一</sub>而喜<sub>二</sub>遇<sub>二</sub>一統之化<sub>一</sub>、而試記<sub>二</sub>会津管内之封城風俗城主郡山川道路土産神社仏寺墳墓人物古蹟等<sub>一</sub>為<sub>二</sub>一卷<sub>一</sub>、草藁既成申命<sub>二</sub>家臣<sub>一</sub>巡<sub>二</sub>見管内<sub>一</sub>詳問<sub>二</sub>於郷耆<sub>一</sub>質<sub>二</sub>之旧證<sub>一</sub>、折<sub>二</sub>其正者<sub>一</sub>刪<sub>二</sub>其疑著<sub>一</sub>如其奇事惟行<sub>二</sub>則姑任<sub>一</sub>伝説<sub>二</sub>不必除<sub>一</sub>之、使<sub>二</sub>見者<sub>一</sub>自悟<sub>二</sub>也

(『会津風土記』林鷺峰による序文)

会津左中将源君、平素篤信<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>、頃年遣<sub>二</sub>使於其封域会津耶麻河沼大沼全郡及安積郡内并越後之小川荘下野塩屋郡内属邑

一、而點<sub>二</sub>檢其所在之叢祠<sub>一</sub>、則数千余宇悉尋<sub>二</sub>其起縁<sub>一</sub>、問<sub>二</sub>其营造之遠近<sub>一</sub>、督<sub>二</sub>其標榜<sub>一</sub>覈<sub>二</sub>封戸之公私<sub>一</sub>、而其可<sub>レ</sub>存則存<sub>レ</sub>之、可<sub>レ</sub>除則除<sub>レ</sub>之、(『会津神社志』林鷺峰による序文)

会城太守左中将源正之、達<sub>二</sub>於我神道<sub>一</sub>舍人親王以後一人也、嘗憂<sub>二</sub>胡仏雜<sub>一</sub>于国神<sub>一</sub>、嘆<sub>二</sub>神社在<sub>二</sub>于汚地<sub>一</sub>、教<sub>二</sub>令胤侍從正經<sub>一</sub>正<sub>二</sub>其管内社籍<sub>一</sub>、題曰<sub>二</sub>会津神社志<sub>一</sub>、命<sub>二</sub>嘉序<sub>一</sub>其卷首、(『会津神社志』山崎闇斎による序文)

粵奥州会津地主左中将源公、学<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>窮<sub>二</sub>奥秘<sub>一</sub>、興<sub>二</sub>神道之廢<sub>一</sub>繼<sub>二</sub>神社之絶<sub>一</sub>、遂教<sub>二</sub>令嗣侍從公<sub>一</sub>成<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>延喜式<sub>一</sub>神名帳<sub>一</sub>以来、未<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>如此之盛举<sub>一</sub>也、僕雖<sub>二</sub>不肖<sub>一</sub>、辱承<sub>二</sub>君命<sub>一</sub>巡<sub>二</sub>檢郡村<sub>一</sub>、越<sub>二</sub>山河<sub>一</sub>至<sub>二</sub>水涯絶頂<sub>一</sub>、悉無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>察焉、(『会津神社志』服部安休による跋文)

惜哉歴代之古史入鹿之乱浪没、而応仁之火焼失矣、其後国郡紛々而無<sub>レ</sub>分、因<sub>レ</sub>茲源公命<sub>二</sub>臣友松氏<sub>一</sub>興<sub>二</sub>自<sub>二</sub>頓丘<sub>一</sub>覓<sub>二</sub>国行去<sub>一</sub>、或求<sub>二</sub>古老口授<sub>一</sub>、或窺<sub>二</sub>旧社縁起<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>山川及草木<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>尋窮<sub>一</sub>、而後会津風土記六年而漸功成、国郡分則先祭<sub>二</sub>神<sub>一</sub>、祭<sub>二</sub>神則必建<sub>レ</sub>社、雖<sub>レ</sub>然中世以降、大小神祇混<sub>二</sub>雜淫祠邪神<sub>一</sub>、或見<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>寺院<sub>一</sub>、或被<sub>レ</sub>穢<sub>二</sub>民家<sub>一</sub>、恐後来悉失<sub>二</sub>垂迹之地<sub>一</sub>焉、於<sub>レ</sub>是復命<sub>二</sub>氏興<sub>一</sub>令<sub>二</sub>服部安休<sub>一</sub>改<sub>レ</sub>之、(『会津神社志』吉川惟足による跋文)

ここで、白井哲也氏の指摘する「藩政の円滑化」の上での寺社統制について、会津藩の『家世実紀』を確認する。保科正之が会津藩主となった寛永二十年の十一月十五日条に「十一月十五日、権現御宮へ御参詣、御供料御寄附、其外寺社へ御寄附之御黒印被下」と、寺社への寄附と御黒印が下された記事がある。

この条で名の挙がっている寺社は、以下の通りである。権現御宮

の別当延寿寺へ貳百石、諏訪社へ百石、八角宮別当龜福院へ五拾石、磐梯山恵日寺へ五拾石、飯豊山社領の蓮華寺同断、興徳寺へ貳百石、実相寺へ百五拾石、成願寺へ百五拾石、柳津虚空藏別当円蔵寺へ貳百石、このほかに大平堂森地蔵堂大岩などの山々、融通寺へ貳百石、高巖寺へ百石、天寧寺へ同断、恵倫寺へ百石、示現寺へ五拾石、「何れも如先規被成御寄附御黒印被下之」とある。

また、正保四年条(一六四七)に「此年、寺社領地方二而被下之」とあり、前述の寛永二十年十一月十五日条に名のある寺院、「東照宮別当延寿寺・諏訪飯豊山別当蓮華寺・八角興徳寺・融通寺・成願寺・実相寺・天寧寺・恵倫寺・高巖寺・恵日寺江者、河沼郡郡山・高畑・京出三ヶ村之内」、「示現寺者耶麻郡之内」、「円蔵寺ハ柳津村」、「何茂地方二而御寄附被成候旨、御黒印被下之」と記されている。

これらの寺院から、例として耶麻郡の示現寺(旧・熱塩加納村、現在・喜多方市)をみる。『家世実紀』承応元年(一六五二)六月十八日条の示現寺の修復の記事に「示現寺者曹洞宗源翁和尚之古跡二候処」とある。曹洞宗の源翁和尚とは、南北朝時代、東北地方南部を中心に布教活動を行った禅僧である。曹洞宗の教線を全国へ拡大させた総持寺の峨山禅師の数多い弟子のうちの一人で、中世においては、『玉藻の草子』や能『殺生石』、源翁の行状を弟子たちが執筆した『源翁禅師伝』にて、人や畜類鳥類の命を奪う殺生を行う下野国の那須野の殺生石(玉藻前)を砕いて済度した後、陸奥国の会津の熱塩に示現寺を開いたという、殺生石説話が語られている。

また、恵日寺、円蔵寺は、平安時代初めに徳一によって開かれた寺院である。徳一は、同時代の空海や最澄の著作に名前がみられ、『今昔物語集』巻第十七「陸奥国女人、依地蔵助得活語第廿九」に「今昔、陸奥国ニ恵日寺ト云フ寺有リ。此トハ興福寺ノ前ノ入唐ノ僧、得一菩

薩ト云フ人ノ建タル寺也。」とあり、「菩薩」と呼ばれ、中世の説話集や『元亨釈書』などの僧伝にも編まれている高僧である。

つまり、ここで寄附の対象として名のある寺社は、徳川家康をまつた東照宮、輩名氏・蒲生氏といった先の領主に関わる寺院を別として、おおよそ「古跡」とみなされる寺院であると判断できる。会津藩から寄附御黒印をくだされるには、「古跡」であることが条件であるとわかる。

神社については、特に延喜式に名のあるものは保護の対象となっている。延喜式の「陸奥国一百座伏見座」に、「会津郡二座伏見座」伊佐須美神社大社、蚕養国神社、瑯磨郡一座、磐椅神社」とある。(注9)

これらの神社のうち、伊佐須美神社の記事を『家世実紀』にて確認する。慶安元年(一六四八)七月五日、高田組高田村伊佐須美神社就造宮、金子拾兩被下」と、伊佐須美神社の修復のため「金子拾兩」を下された記事がある。この記事の中に「高田村伊佐須美大明神者延喜式内之社二候処」、「社人共より郡奉行迄相歎候由二候、古跡之儀二候間、金子拾兩も可被下哉之旨致言上候処、被聞召届」とある。伊佐須美神社が、延喜式に名のある「古跡」であることが、会津藩が修復の願いを聞き届けて「金子拾兩」を下された理由なのである。

同じく、伊佐須美神社については『家世実紀』寛文七年五月十二日条にも記載があり、あわせて塔寺八幡社の名もある。

五月十二日、高田組高田村伊佐須美神社、牛沢組塔寺八幡社江、社領三拾石宛御寄附、

高田村伊佐須美大明神者、諸冊之兩尊を祭候宮二而、此地へ八人皇三十年代欽明天皇十三年壬申致勸請、延妻式内奥州之二宮二而格別之古社二有之、塔寺八幡社者、鎮守府將軍源

頼義朝臣之勸請二而、天喜三年乙未御社造宮在之、御領領中  
之大社二候故、社領御寄附可被成候間、佐藤勘十郎致吟味候  
様、昨年九月被仰付、此度御吟味之上三拾石つゝ、於其所御  
寄附被成候旨被仰出、社領之御黒印勘十郎罷下候節御渡被遣  
候間、神田并社人共へ配当之儀、勘十郎懸り二而郡奉行笹沼  
与左衛門へ申渡、委細ニ為致吟味、…(後略)

ここには、伊佐須美神社は延喜式にある「格別之古社」、塔寺八幡社は「鎮守府將軍源頼義」の勸請の「大社」であると記載されている。そして、延喜式に名がある伊佐須美神社と同じ「社領三拾石」を塔寺八幡社も与えられている。同じ「社領三拾石」という点において、「格別之古社」、「大社」と呼び方は異なるが、このふたつの神社は同等の扱いを受けていると判断できる。よつて、「鎮守府將軍」として奥州で前九年・後三年合戦を戦った源頼義・義家による勸請の由来をもつことが、会津藩において、保護の対象となる重要な条件であるとわかる。

ここまでをまとめると、寛永二十年から会津藩の「寺社統制策」をうけて、寛文六年に成就した『会津風土記』に記載された特に保護された寺社とは、すくなくとも以下の条件を満たしている寺社と考えられる。一点目、延喜式に記載のある「格別」の神社であること、二点目、寺社側が会津藩に対して「古跡」であることみずからの証明ができた上で会津藩が認めた。

そして、「格別」ではない、それ以外の寺社は、自力で修理するという方針であった。『家世実紀』寛文元年十二月二十二日条に「寺社領被下候堂宮修理、自分ニ可致旨被仰出、寺社領被附候堂宮、前々も被仰付候通、修理之儀ハ自分ニ而可致旨ニ候、寺社領取候而、平生むさと引遣、堂宮修理之時者願申出候旨ニ無之候、修理之儀者

面々自分ニ而可致与常々相心得候様、寺社奉行共ニ序在之時者可申渡候、御心持在之、上より被仰付儀者格別之事ニ候、内々其通可相心得旨被仰出之」とある。

そこで『会津風土記』の「神社」項目を確認する。「神社」項目には、源頼義・義家による勸請の由来をもつ八幡社が記載されている。

特に、割注が附されている八幡社は、三社ある。(筆者注・二内割注)

八幡社「在二箕山」寛治年中八幡太郎誅武衡「建」之置「神像」長二尺二寸六分著「甲冑」持「弓箭」九月十九日祭礼流鏑馬社側有「杉」文禄年中氏郷斬「之」両矢出「於根」云。(筆者注・会津若松市)  
八幡社「在二御山村」義家東征之時戦「于此」有「利焉因建」之。(筆者注・会津若松市)

注・会津若松市

八幡神社「在二塔寺村」源頼義東征時感「靈夢」自「石清水」勸請于此「天喜」二年創「之」五年其功成安神木応神像長二尺一寸五分仁徳像長一尺七寸五分神功像長一尺四寸五分其後義家修「之」以「其所」戴之兜整「納」之其時神主等欲「供」浄水「一而求」之「不」得則熱中更戒而後求「之」寒泉忽涌而人心亦清浄故名「心清水」此水今在「社西」寒暑無「有」盈渴「矣」兜整之殘飲今尚遺焉嘗蘆名因幡前司以「一男初王丸」為「神主」南庭有「二槻」俱圍可「三丈」常懸「注連」故曰「御注連木」又有「二桜樹」相伝將「災」則秋華応永三十四年八月華時勝常寺童男詠歌曰、於毛比幾也毛美知遠未知之佐久羅幾農浪奈左久阿幾爾阿比奴邊志登波是歲八月九日大出水人民多死矣又置「卷軸」録「歲所」見聞「之事」上名「年日記」以其卷軸「重大」又名「長帳」貞和六年已前失「其記」。(筆者注・会津坂下町)

二番目の御山村の八幡社については、『家世実紀』寛文十二年に記事があり、源義家とその父・頼義の勸請であると認め、遷宮に際して会津藩から資金が下されている。

五月廿七日、南青木組御山村八幡宮御遷宮、殿様御名代柳瀬三左衛門拜礼、

御山八幡者、後冷泉院御宇天喜年中、源義家朝臣御文頼義朝臣と共に東夷征伐之時、御勝利有之候を以勸請之由申伝候処、数百年之星霜を經、社頭荒廢いたし候二付御再興被仰付、御本社三尺五寸二三尺・幣殿之間四面・拜殿三間二二間御造宮成就、御遷宮之神事今日御執行、依而殿様より銀子二枚被献、三左衛門御名代之拜礼相勤之、十四郎様御參詣被遊、此時郭内諏方社之社人諏訪大祝二御祭事被仰付候以来今二相続上より御供物被遣御祭礼有之、

三番目の、「社領三拾石」をうけた塔寺八幡社の割注に、源頼義が靈夢をみて天喜二年に岩清水八幡社を勧請したこと、後に、源義家が「兜鍪」を納めたこと、この源義家の「兜鍪」は「残缺今尚遺焉」、欠けてしまった残りが今はあるだけだと記されている。塔寺八幡社は、会津藩の御改めに対して、今はもう「残缺」となってしまったが、源氏の將軍に由来を持つ神社である証拠の品を示し、それが証拠の品として認められたと考えられる。それは『家世実紀』寛文六年九月二十一日条に「此頃天喜年中源義家朝臣奉納有之候冑之鍔を、神主差上入御覧候故、則桐之上箱被仰付被成御返、社中宝蔵江納置容易二出間敷旨被仰出之」とあることからわかる。

これらの八幡社と同じく、源義家による勸請の由来をもつ新宮熊野神社の記述を『会津風土記』にて確認する。(筆者注・二内割注)

熊野権現社「在新宮村」此与「岩沢之本宮栗生沢之那智」謂「之三所権現」此本社神像女体二共一様長一尺七寸左男体長二尺四分女体長一尺七寸三分右男体長一尺九寸二分女体長一尺一寸七分義家東征時念祈于熊野「相取于此」応徳二年勸請之「納

「鞍鍔」矣其鞍上以「金鍔」義家二字慶長年中秀行同源公創「建之」事社人告「其旧事」呈「其鞍鍔」云

源義家が、東征時に熊野の神に祈念したこと、この地に「応徳二年（一〇八五）」に勸請したこと、それを証明する品物が、奉納された源義家の名前がきざまれた鞍・鍔であること、その義家の鞍・鍔は前の領主である蒲生秀行に呈上していることが、割注で記載されている。(注10)

さらに、寛文十二年『会津神社志』において、「耶麻郡七十六座」の中に、延喜式に名前がある「見弥磐椅神社」に続き、「新宮熊野神社」と明記されている。新宮熊野神社は、会津藩が塔寺八幡社とおなじ源頼義・義家に勸請の由来をもつ「大社」であると認められる条件をもった神社と判断することができる。(注11)

二、「新宮雜葉記」来由部の異同について

会津藩による一連の「神社統制策」のもとで、会津藩からの保護と存続を認められる条件を新宮熊野神社がもっていることを確認したが、その新宮熊野神社の勸請の由来を、ここからは『新宮雜葉記』のテキストの側からみていく。

安政七年写本の来由部は、次の通りに勸請の由来を語る。

(1)会津耶麻郡熊野山新宮三社の勸請

- ①安倍貞任追討・源頼義、義家、熊野三所を勧請
  - ②清原武衡、家衡の叛乱・源義家、靈夢により現在の地へ移す
  - ③「奥州の熊野」と号する・祭祀の七日間の日程
- (2)源平合戦・奥州合戦による衰微

① 越後・城長茂による押領

② 文治五年後、佐原義連による没収

(3) 鎌倉・頼朝の公聞

① 社供二百町を賜る

② 運慶作の頼朝信仰の文珠像を安置

③ 建久三年の創立の堂宇、慶長の地震にて倒れる

(4) 後小松院御宇からの会津戦乱による衰微

① 応永九年、新宮盛俊、加納地頭佐原氏を討亡、北田氏と組み、

黒川葦名と対立

② 応永十年、新宮城落城、盛俊、高館小布瀬の城へたてこもる

③ 応永十七年、北田城落城、上総守討亡

④ 応永二十七年六月、新宮落城、盛俊は越後へ

⑤ 永享五年十月二十三日、小川庄谷沢の奥人か谷で盛俊兄弟父子、

主従、自害

(5) 永享七年より一統静謐に帰し、社、旧例に返り繁栄

(6) 永禄天正の頃の天下大乱と三別当相論

① 何某、会津の危機に際して、開記證判を盗み、伊達政宗に降参

② 盗みの神主、出羽国置賜郡で山賊に害せらる

(7) 神社、いよいよ衰え、社職ちりぢりになる

(8) 慶長六年秋、蒲生秀行の再入部

① 蒲生秀行に源君創草の来由印證を尋ねられ、義家の鞍轡を呈上

② 社領五十斛の寄附と廃宮の修復

(9) 慶長十六年九月二十一日、大地震により一字も残さず顛倒

(10) 蒲生忠郷、拜殿を再興

(11) 寛永九年、加藤嘉明が会津を知行

(12) 加藤嘉明の命に対して長雨、濁川洪水のため遅参

① 旧例からもれ、堂宇傾き落ち、参詣の人も断絶

(13) 正保年中、宥慶による修復

① 供田を開く

② 朽残る神像仏像を集めて、仮納め

③ 宥慶、新宮寺の住職になり、若松弥勒寺の末寺となる

(14) 寛文三年、保科正之の公聴、源君創立の来由を糺す

① 友松氏興、参詣して鎮座を改める

② 御祈祷所となり社地を得る、寛文五年六月に御社参

(15) 寛文七年、会津七太社の御糺と玉山講義御附録の奉納

(16) 以降、享保六年まで修復を受ける

(17) 新宮寺について、住僧実宥が三代・松平正容に公聴

(18) 享保十四年、往古の鳥居を基として大鳥居を建立(再建立)する

(19) 元文二年、五月から六月の長雨により山崩れ、神殿(葦名氏再興)

が破壊

(20) 住僧会秀、四代・松平容貞へ公聴、再興する

(21) 寛延三年秋、住僧弘秀が入院し修復、神宮寺の建立、中興

(22) 熊野神社の七不思議、利益靈験常に奇なること(明和六年)

① 尊形の遷宮の儀式

この安政七年写本の展開と渡辺直昌系統の資料叢書本(『会津資料叢書』所収「新宮雜葉記」)を対応させた異同を表1に示した。

表中、「○」は同じ事柄を語る、「△」は同じ事柄を語るが、人物等に差異がある、「×」は記述がない。この他に、差異については欄内に簡略に記載した。

また、下段には、『熊野山縁起』(『会津資料叢書』所収「会津寺社縁起摘録」)の対応する内容を持つ個所に「○」を附した。(注12)

表 1

|  |              |            |
|--|--------------|------------|
| 安政七年(享本中系本系統)  | 資料叢書本(渡辺本系統) | 熊野山縁起      |
| (1)会津郡麻部熊野山新宮三社の勧請<br>①安倍貞任遺跡・源賴義、義家、熊野三所を勧請<br>②清原武衡、家衡の叛乱、源義家、雲夢により現在の地へ移す<br>③奥州の熊野と号する・祭礼の七日間の日程<br>△中系本では本文増加<br>△源賴義の名ナシ   |              |            |
| (2)源平合戦・奥州合戦による衰微<br>①越後・城長庚による押領<br>②文治五年後 佐原義通による没収  |              |            |
| (3)鎌倉・頼朝の公團<br>①社供二百町を賜る<br>②遷座の頼朝信仰の文殊像を安置<br>③建久三年の創立の啓字、慶長の地震にて倒れる  | △新宮氏は驕りてとち   | △伊達政宗の名ナシ  |
| (4)後小松院御宇からの会津戦乱による衰微<br>①応永九年、新宮盛俊、加納地頭佐原氏を討じ、北田氏と組み、黒川名と対立<br>②応永十年、新宮城落城、盛俊、高館小布瀨の城へたごもる<br>③応永十七年、北田城落城、上総守討じ<br>④応永二十七年六月、新宮落城、盛俊は越後へ<br>⑤応永五年十月十三日、小川庄合沢の興人か合で盛俊兄弟父子、主従、自害   |              | △(9)と前後入替り |
| (5)応永七年より一統論議に帰し、社旧例に返り繁栄<br>⑥水鏡天正の頃の天下大乱と三別当相繼<br>①何某、会津の危機に際して、開計譚判を盗み、伊達政宗に降参<br>②盗みの神主、出羽国置賜郡で山賊に害せらる  |              | △(8)と前後入替り |
| (7)神社、いよいよ衰え、社職ちぢりになる<br>⑧慶長六年秋、蒲生秀行の再入部<br>×「再入部」記述ナシ   |              |            |
| (8)慶長六年秋、蒲生秀行の再入部<br>①蒲生秀行に源君創草の米田印證を尋ねられ、義家の鞍籠を呈上<br>②社額五十斛の寄附と陸宮の修復  |              | △(9)と前後入替り |
| (9)慶長十六年九月二十一日、大地震により一宇も壊さず願御<br>△(8)①②と前後入替り  |              | △(8)と前後入替り |
| (10)蒲生忠郷 拜殿を再興<br>(11)寛永九年、加藤嘉明が会津を知行<br>(12)加藤嘉明の命に対して長雨、澗川洪水のため源参<br>①旧例からまれ、堂宇傾き落ち、参詣の人も断絶  |              |            |
| (13)正保年中、有慶による修復<br>①供田を開く<br>②朽残る御像仏像を集めて、仮納め<br>③有慶、新宮寺の住職になり、若松藩勅寺の末寺となる  |              |            |
| (14)寛文三年、保科正之の公暉、源君創立の由来を記す<br>①及松氏興、参詣して鎮座を改める<br>②御折焼所となり社地を得る、寛文五年六月に御社参  |              |            |
| (15)寛文七年、会津七太社の御礼と玉山講義御附録の奉納<br>(16)以隣、享保六年まで修復を受ける<br>(17)新宮寺について、住僧実有が三代・松平正容に公暉<br>(18)享保十四年、往古の鳥居を基として大鳥居を建立(再建立)する<br>(19)元文二年、五月から六月の長雨により山崩れ、神殿言名氏再興が破壊<br>(20)住僧会秀、四代・松平容貞へ公暉、再興する<br>(21)寛延三年秋、住僧弘秀が入院し修復、神宮寺の建立、中興<br>(22)熊野神社の七不思議、利益靈驗等に奇なると(明和六年) |              | △(元禄十五年)   |
| ①尊形の遷宮の儀式  |              | △(割注ナシ)    |



二、(一)源義家による勸請について

安政七年写本の新宮熊野神社の来由部の冒頭は、以下の通りである。

陸奥国会津縣耶麻郡熊野山新宮三社大権現、開興の昔を伝へ侍るに 人皇七十代後冷泉院の御宇、安倍貞任、王威を背し時、鎮守府將軍伊予守源賴義公、同八幡太郎義家公、彼を追討のため天喜康平に及び、多くの春秋を経玉ひて、いとむつかしかりしに、然に、南紀の熊野三所に信心を凝し、此軍、勝利あらんにおゐては、東奥に三所を遷し奉らんと祈り玉へるしるしに、ことゆへなく東夷たいらかに来りぬ、これに因て天喜三未年、願ひも三つの御社を当州に移し今河沼郡熊野堂村の地なりと云々、南紀の例に任せて、宇ゑ党、鈴木党を警固の士に附し玉ひぬ、其後、また二十四年を経て 七十二代白川天皇の御宇、永保の始 源義家公、鎮守府將軍、陸奥守に任し玉ひ、再び奥州に下向し玉ひし時、国土、皆、從へり、●原武衡清方、家衡、羽州金沢の城に拠ヨシて叛り、義家公、攻め玉ふといへとも、堅ふして降らず、故に、暫く軍を当郡に退き、尾山村の御館山の城に拠玉ひける時に、靈夢を感じし玉へて、応徳二乙丑年、重て、三つの御社を此所に築き玉へて、熊野山新宮と号け、靈山の左右に十二所を安置し鎮護せしめ、東門に第六天、南嶺に神の蔵、其外末社靈堂を五葉の花に連ね、別当太夫長吏サイイコウ在イ在イ申口四員イシの伶人、…(中略)・神職社僧、僧坊の説明)：天長地久国家安全の祈禱をなし玉へは、誠に和光同塵ヂンの月の影、同悟の花の匂ひ香しく、翠ミドリの瓦天カヤカに眺し、朱の玉垣は御手洗川に移りて利生方便の御誓マシひ区マチ之、奥州の熊野と号し、遠近の緇素信を發し、貴賤の男女袖をつらぬ、…(後略)・連日七日の大祭の説明)(筆者注：●は虫食い等の判読の難しい箇所、句読点を附し、異体

字は改めた

先に示した通り、安政七年写本の来由部の冒頭部分を、(1)会津耶麻郡熊野山新宮三社の勸請とし、その内容を更に分け、①安倍貞任追討・源賴義、義家、熊野三所を勸請、②清原武衡、家衡の叛乱・源義家、靈夢により現在の地へ移す、③「奥州の熊野」と号する・祭礼の七日間の日程、上記の三つの要素とした。前九年合戦で安倍貞任を、後三年合戦にて清原武衡・家衡を征伐し、勝利した鎮守府將軍源賴義・義家父子の武威の背景として「南紀の熊野三所」への「信心」が語られている。そして、「南紀の熊野三所に」祈り玉へるしるし」として勝利し、「東夷たいらか」、「国土、皆、從へり」と、東北地方が治まったとする。

ここで、『新宮雜葉記』に先行する寛文二年の『奥羽軍志』の林鷺峰による序文を確認する。志立正知氏八「歴史」を創った秋田藩 モノガタリが生まれるメカニズム」において、『陸奥話記』後三年記が広く流布するようになるのは、両本が合冊にされて『奥羽軍志』と名付けられ、寛文二年(一六六二)に刊行されたからだ。」と、指摘されている。

また、林鷺峰は、保科正之のもと、『会津風土記』『会津神社志』の序文の執筆をしている。それゆえ、同時期の寛文年間の刊行である『奥羽軍志』序文においても、会津藩の『会津風土記』『会津神社志』編纂と共通する考えが示されているのではないだろうか。

頼義・義家鷹タカ二將帥シ之任ニ再ヒ征ス奥羽ニマ、前度ハ誅シ貞任ニヲ擯ニ宗任ニマ、後度ハ殺シ武衡ニヲ戮ス家衡ニマ、威振ニ東塞ニマ、名冠ニタリ北關ニマ、自レ是レ以來ハ関左ノ土林藤平等ノ諸族、悉ク為リ源家ノ興ノ礎ト、故ニ逢ニテ右幕下ノ勃起ニ、無レ不レシト左ニ祖源氏ニマ、是レ知マ右幕下ノ之勲業ヲ為リ頼

義・義家ノ之貽厥也、可レシ謂ツ、河海ノ之源水、喬木ノ之本根ヲリト也、…(中略)…鳴呼、二將ノ之孫謀豈ニ徒右幕下三世而「已」哉、室町柳營十有餘世、亦是其ノ餘裔ナリ也、況「ヤ」又「タ」自「リ」今日ノ天下視レハ之ヲ、則商家ノ之契冥乎、周室ノ之后稷公劉乎、(注13)

右記の『奥羽軍志』序文には、源頼義・義家父子が奥羽において安倍貞任や宗任(前九年合戦)・清原武衡や家衡(後三年合戦)を征伐したこと、それによって源氏の名を上げ、諸族が源氏に従ったこと、「右幕下」(鎌倉幕府)が興りえたのは源頼義・義家がいたからであること、そして、「右幕下」や「室町柳營」(室町幕府)や「今日ノ天下」(江戸幕府)の源であることが説かれている。保科正之は、將軍・徳川家光の弟であり、「今日ノ天下」である江戸幕府にとって会津藩は親藩である。

その上で、安政七年写本の本文と『奥羽軍志』序文とを比べてみると、次のふたつの点が、共通して語られている。

ひとつめとして、鎮守府將軍の源頼義・義家父子が安倍貞任・宗任や清原武衡・家衡を征伐したことである。ふたつめは、その源氏の將軍の武威に人々が従ったことである。

林鶯峰が『奥羽軍志』序文で説く通り、中世以来の源氏の將軍の權威「源義家」を「今日ノ天下」(江戸幕府)の親藩である会津藩が引き継いでいると捉えたとする。そうであるならば、源義家が安倍貞任・宗任や清原武衡・家衡を征伐して「東夷たいらか」、「国土、皆、従へり」と、東北地方が治まったと語る『新宮雜葉記』安政七年写本の来由部の冒頭は、中世から続く奥州の在地の勢力、ここでは会津の在地の勢力を、会津藩が支配下に組み込んでいくことと重なってくるのではないか。新しい支配者である会津藩・保科正之が「近世的

地方支配を実現するため」の「地域掌握の手段」として、前九年合戦後三年合戦の時に源義家が勧請したとの縁起を持つ寺社を保護することは、中世以来の源氏の將軍の權威を認めることである。そして、源義家から続く「今日ノ天下」の親藩である会津藩・保科正之が会津を支配することが正統なものであるということとなる。

ひるがえって、その「源義家」による勧請の由来を持つ寺社の側からすれば、自分たちの寺院・神社が、新たに支配者としてやってきた会津藩によって保護されるための有力な根拠となるのではないだろうか。

そこで、寛文五年『会津寺院縁起』に納められた『熊野山縁起』を確認する。本文は菊池研介『会津資料叢書』所収によるが、菊池研介編『会津資料解題』(福島県立図書館蔵)には、『会津寺院縁起』は「今存するものは抜書一卷なり誠に惜しむべし」と記載がある。『会津資料叢書』所収の本文は、二十四巻がそろった『会津寺院縁起』からの翻刻ではないようである。

寺社の縁起を集録したるものにして熊野山新宮寺縁起の末文に

今茲春之孟依鈞命而往々顯著於諸山之舊記當宮是年代阻隔而雖序不明畧述来由之大意以呈官府謹而監焉

とありて藩命により各寺社より進録したるものなり各縁起は寛文五年正月乃至三月に撰進せり本書収むるところ如左

津川新善光寺、耶麻郡熊野山新宮、同新宮寺、下荒井蓮華寺、飯豊山、恵日寺、柳津円藏寺、熱塩示現寺、小高木延壽教寺、大沼郡萬劫寺、大沼郡文明寺、大沼郡善龍寺、天寧寺、大沼郡惠倫寺、金剛寺、大沼郡満藏寺、大沼郡松榮寺、河沼郡八葉寺、弥勒寺、觀音寺、融通寺、願成寺、大

沼郡高巖寺

右記によれば、『会津資料叢書』が翻刻収録したテキストは「抜書一卷」の中の「耶麻郡熊野山新宮」と「同新宮寺」(筆者注・『会津資料叢書』の翻刻には「奥州路会津耶麻郡新宮村諸法山神宮寺」)である。その上での引用であるが、『熊野山縁起』の冒頭部分は、左記の通りである。

東奥会津耶麻郡熊野山新宮去<sub>二</sub>津陽城<sub>一</sub>行程三十五里<sub>ニシテ</sub>而今当<sub>二</sub>郭ノ之乾<sub>一</sub>也

当宮ハ者昔時後冷泉院ノ御宇、多田満仲之孫裔源頼義、嫡男八幡太郎義家東征シテ而赴<sub>二</sub>奥州<sub>一</sub>、欲シテ攻<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>擊<sub>レ</sub>センコトヲ於夷賊安倍ノ貞任宗任<sub>上</sub>、天喜康平問争鬪ノ之祈テ于熊野三所権現<sub>一</sub>、曰願ハ揚<sub>レ</sub>譽<sub>ヲ</sub>於精銳ノ中<sub>ニ</sub>意遊シテ帰洛<sub>スル</sub>トキハ則築<sub>キ</sub>三社ヲ東奥<sub>一</sub>、將<sub>レ</sub>成<sub>シ</sub>ト<sub>ニ</sub>其ノ誓願ヲ<sub>一</sub>、而遂<sub>ニ</sub>到<sub>リ</sub>奥州<sub>ニ</sub>、奮<sub>ニ</sub>軍威<sub>於</sub>四圍<sub>ニ</sub>、拔<sub>シ</sub>武勇<sub>ヲ</sub>於甲兵<sub>ニ</sub>、悉<sub>ク</sub>撃<sub>テ</sub>殺<sub>シ</sub>於貞任宗任<sub>ノ</sub>一族<sub>ヲ</sub>、平<sub>ニ</sub>治<sub>ス</sub>国家<sub>ヲ</sub>、東国ノ群士恐<sub>レ</sub>懼<sub>ル</sub>於義家<sub>ノ</sub>之武威<sub>ヲ</sub>、而竟<sub>ニ</sub>畏服<sub>ス</sub>矣、義家婦<sub>テ</sub>洛陽<sub>ニ</sub>後賜<sub>テ</sub>賞<sub>ヲ</sub>叙<sub>ニ</sub>任<sub>ス</sub>從五位出羽守<sub>ニ</sub>也、於<sub>テ</sub>茲<sub>ニ</sub>康平五年不<sub>レ</sub>克<sub>ニ</sub>戻<sub>ス</sub>ルコト、而撰<sub>ヒ</sub>境<sub>ヲ</sub>定<sub>メ</sub>地<sub>ヲ</sub>得<sub>ニ</sub>此<sub>ノ</sub>郡<sub>ヲ</sub>、東面<sub>ニ</sub>築<sub>テ</sub>於三所権現廟基<sub>ヲ</sub>、而号<sub>シ</sub>テ名<sub>ニ</sub>熊野山新宮<sub>ト</sub>、附<sub>ス</sub>供産<sub>ヲ</sub>也、加施宮前<sub>ニ</sub>創<sub>シ</sub>高閣<sub>ヲ</sub>、藩籬<sub>ノ</sub>中<sub>ニ</sub>建<sub>ラ</sub>靈堂<sub>ヲ</sub>、東<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>葉師堂文珠堂<sub>一</sub>、西<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>阿弥陀堂<sub>一</sub>、南<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>虚空藏堂<sub>一</sub>、北<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>王堂<sub>一</sub>、又末社<sub>ニ</sub>會<sub>テ</sub>諸神<sub>ヲ</sub>、列<sub>ス</sub>其<sub>ノ</sub>間<sub>ニ</sub>也、社僧社務職奉<sub>テ</sub>從<sub>シ</sub>テ而祭<sub>リ</sub>此<sub>ノ</sub>神魂<sub>ヲ</sub>、表<sub>シ</sub>祝<sub>ヲ</sub>禮<sub>ヲ</sub>、奏<sub>シ</sub>舞<sub>ヲ</sub>于殿<sub>上</sub>、以<sub>テ</sub>治<sub>ニ</sub>神事<sub>ノ</sub>之制也、偉哉、靈瑞応現鳴<sub>レ</sub>世<sub>ニ</sub>、年六月十五日貴賤運<sub>レ</sub>心<sub>不</sub>シテ遠<sub>ク</sub>數百里之風烟<sub>一</sub>、来<sub>ニ</sub>詣<sub>ス</sub>ルコト<sub>ヲ</sub>于宮前<sub>ニ</sub>及<sub>リ</sub>今<sub>ニ</sub>矣<sub>一</sub>(句讀点 筆者による)

この冒頭部分では、以下の7つが語られている。

1、新宮熊野神社は、会津の若松城から三十五里の北西の場所に

位置にある

2、後冷泉院の御宇、多田満仲の孫裔・源頼義の嫡男・義家が安倍貞任・宗任の征伐を熊野三所権現に祈念する

3、義家は、貞任宗任を撃ち殺して国家を平らかに治め、東国の人々は義家の武威を畏怖し、従った

4、義家は都へ帰り、從五位出羽守となる

5、康平五年、義家は、この土地を選んで熊野三所権現を移し、熊野山新宮と名付けて供産を与えた

6、高閣や靈堂末社を立て、社僧社務職への神事の制度を定めた

7、六月十五日には、貴賤遠近を問わず、参詣する人々が今にいたるまでいる

この7つのうち、1は若松城からの距離と位置情報であるため、わきに置くが、安政七年写本と比較すると、源頼義・義家父子の前九年合戦から書き出し、清原武衡・家衡(後三年合戦)への言及がないだけで、ほぼ内容は安政七年写本と一致している。

他方、前九年合戦への明確な言及がなく、後三年合戦時の「応徳二年」の年号を明記するのが、『会津風土記』の新宮熊野神社の割注である。

義家東征時念祈<sub>ニ</sub>于熊野<sub>一</sub>相<sub>ニ</sub>収<sub>于</sub>此<sub>ニ</sub>応徳二年勸<sub>ニ</sub>請<sub>之</sub>納<sub>ニ</sub>鞍<sub>一</sub> 鎧<sub>ニ</sub>矣其鞍<sub>上</sub>以<sub>ニ</sub>金鏤<sub>ニ</sub>義家<sub>ニ</sub>字

渡辺直昌が元禄十五年に『新宮雜葉記』を編纂した時点<sub>(註)</sub>で考えると、先行している新宮熊野神社の縁起として数えられるものは、新宮熊野神社が会津藩の寺社改めに応じて差し出した縁起、会津藩側がまとめた前述の『会津寺院縁起』(一六六五)、『会津風土記』(一六六六)、『会津旧事雜考』(一六七二)、これら四つである。なお、新宮熊野神社が会津藩の寺社改めを行った時に差し出した縁起と、

『会津寺院縁起』に収められた縁起が同文か、否かは、現時点ではわからない。『家世実紀』寛文四年「九月十四日、寺社縁起御改被仰付」の記事に「社人僧住持看主、虚言不申様二具二相改候様、佐藤勘十郎二被仰付候」とあり、まずは提出された寺社の縁起を会津藩の家老の佐藤勘十郎(友松氏興)以下の担当者が、うそがないか、「明細」に吟味していたことが記されている。

ここで、会津藩側がまとめた本文を確認し、勸請の経緯を整理する。『会津寺院縁起』に収められた『熊野山縁起』には、「夷賊安倍貞任宗任」を攻めおとすことを欲して、とある。『会津風土記』の新宮熊野神社の割注には後三年合戦の期間中の「応徳二年勸請」と記載されている。『会津風土記』の成就から六年後の寛文十二年(一六七二)『会津旧事雑考』の応徳二年条では、新宮熊野神社の勸請について、「或曰曰」、「伝曰」、「按旧史」と複数の資料を引用して、前九年合戦と後三年合戦の両方を記載している。

これらの本文からは、源義家が熊野神社を勸請した「東征」が、前九年合戦の安倍貞任・宗任の「東征」とするか、後三年合戦の清原真衡・家衡の「東征」とするのか、会津藩による寛文年間の御改めでは、明確には定まっていないように読み取れる。

そうではあっても、会津藩は、「今日ノ天下」の「河海ノ源水、喬木ノ本根」は源義家という見解を重んじる立場にはちがいない。この立場からすれば、安倍貞任・宗任か、清原真衡・家衡か、どちらの合戦にしても、源義家の「東征」は行われている歴史事実であり、『会津旧事雑考』の記載通りに、複数の伝承を挙げておき、会津藩の判断に、根拠がまったくないのではないことを明示し、源義家による勸請の寺社は、保護対象として必要な条件を持っていると判断を下す状況であつただろう。

また、寺社側の立場からは、その源義家による勸請の年月が、より古い方、年代を下る方が「古跡」、「大社」と、会津藩に認められるために有利になると判断するだろう。前述の『家世実紀』寛文四年九月十四日条に、寺社がうそを申さないように、家老は細かく御改めを行うようにとあることから、新たに支配者としてやってきた保科正之に対して、会津の寺社側も自分たちの寺社の存続をかけて必死の申し立てをしたのであろうとかがえる。実際、『家世実紀』に、寛文七年「閏二月廿九日、熊倉組大田村妙見寺縁起二偽を申出、原組篠山村閑嶺庵新地二付、両寺破却被仰出、且寺社之縁起無寛東分ハ、此節可申出旨被仰出」、寛文八年「十一月六日、野沢組藤村両常泉寺、古跡之様二縁起書出、不届二付両僧追放両寺破却」と、いつわりを届け出た寺社があつたことが記されている。

そのような、会津藩による寛文年間の「寺院統制策」においては、神道を重んじていることは『会津風土記』、『会津神社志』の序跋文に明らかである。

唐虞之盛也伯禹功成而九州定矣、本朝之開也陰陽神合而九州生矣(『会津風土記』林鷲峰による序文)

自レ有天地則有我神国、而伊弉諾尊伊弉册尊繼神建國中柱、為大八洲一任諸子(『会津風土記』山崎闇斎による序文)

本朝開闢以来尊信神道、悠哉大哉、高哉明哉、宗廟社稷措而不レ論、天神地祇英靈之垂跡、鎮座於畿内七道、其見於延喜名帳者可レ計而知焉、其余式外遷旧建新者、各国各郡之所祭不レ知、為幾千万社也、(『会津神社志』林鷲峰による序文)

我倭封天地之神、号天御中至尊、拳天以包地、御尊辞、

中即天地之中、主即主宰之謂、尊至貴之稱、凡上下大小之神、皆此尊之所化也、上古祭天神地祇八百万神、中古以降三千余座、而延喜式内定之、(『会津神社志』山崎闇齋による序文)奥州会津城主中将源正之公学我神道有年于此、尽一二二三事之伝、窮四重之奥秘焉、夫吾日域者、起自淡路一島而万州生矣、(『会津神社志』吉川惟足による跋文)

服部安休による『会津神社志』の跋文では「夫日本者神国也、自古至今、君臣上下崇天神地祇務祭祀之礼」と、冒頭から述べている。これらの序文跋文には、伊奘諾尊・伊奘冊尊による国生みや延喜式への言及があり、会津藩主の保科正之は日ごろから神道への信仰が篤いことも明記されている。

もし、会津藩のこれらの神道を重んじる態度にならおうと考えたならば、『新宮雜葉記』も冒頭に「同開闢記」を配置していたのではないのだろうか。安政七年写本の「同開闢記」は左記の通りである。

夫、熊野山大権現は吾朝開闢の祖神として、国家擁護の靈跡なり、遠く垂跡のむかしを待るに、此界いまた鶏卵の如くにまるかれ、遊魚のごとくに漂し、世は混沌、いまたわかたず、乾坤、いまたあらわれず、其後、清濁天地となり、二儀、既に備り、三才●立しめ●立しより、天神地祇あまねく光りを此秋津洲に和らけて、瑞穂の国に跡を垂れ、四海八埏のななめと之、利益方便の御誓ひ之、其初国常立尊と申奉るは天地開け始めての時、空中一氣生して則神となる、是今の熊野本宮の御事なり：(中略)：其次に伊奘諾尊・伊奘冊尊、此二柱の御神、天の浮橋の上にて俱にあひ名のり、この下に国なからんやと天の御銚をさしおろし、海底を搜り玉ふ時に、銚の滴り凝り堅り、一つの嶋と成ぬ、今の磯馭盧嶋、是なり、二柱の尊、此所に天くた

り玉ひて、先、淡路洲を初として、大日本の国八洲をうみ、次に山河草木を産成せり：(中略)：今奈智と申奉るは伊奘諾尊事解男命、相殿なり、新宮とあかめ奉るは伊奘冊尊結速玉男命、相殿なり(後略) (句読点、筆者による)

では、神代巻において、吉川惟足や山崎闇齋の熊野神社にかかわる注釈はどうなっているか。

吉川惟足の『神代巻惟足講説』においては、「速玉男」は「熊野本宮」、「菊理媛神」は熊野の「ムスフノ神」と注釈がなされている。

又曰、不負於族ハ陰陽争処ソ、陰悪ニマケジ陽善ニ立帰ントノ心不負トハカヲ入処ソ、此金氣ヲ以テ本然ニカヘルノ方ソ、祓ノ時ツバキヲ吐ハ此ヨリ起ル悪念ヲハキ出セハ陽ニ帰ル処ヲ速玉ノ男ト申ス、熊野本宮ナリ○吹掃之神―油断シテハ又陰悪ニナルベキホトニ間断ナク其上ニ掃ノ義ナリ、秋鬱ニムスホラレタル処ヲトクノ心、事解ハコトヲトク也、此ニ付テ吉田ニタイ陽ノ祓タイ陰ノ祓ト云相伝アリ：(中略)：○菊理媛神ハ又伊弉諾ノ方ノ神ソ、上ノ泉守道ハ陰要ノ上ノコトワリヲ言ソ、菊理媛ハ心散乱ノ時トリナホスノ義故心ヲク、ル心ナリ、熊野ニハムスフノ神ト云、康頼ノ祓ニムスフト云ラハ用ナリ、ムスフトアレハトクコトアルホトニ此ハ尤ナリ、故ニムスフト云ヲ用ナリ (注15)

山崎闇齋(『神代巻講義』)は、以下の通りに語っている。

○速玉男。人命ノタユルコトヲ玉ノ緒タヘテナド云ガ、コレガ本ゾ。又事解之男ト云ハ、モノ、埒ヲツケテナニ事デモ物ノワケヲケル神ゾ。コレガ神徳ヲアラハシタモノゾ。熊野三所権現方則コノ伊弉冊尊、速玉之男、事解之男ト三所ナリ。口伝アルコトゾ。

会津藩主の保科正之の熊野神社への考えも、このふたりと大きくかわるところはないであろう。<sup>(注16)</sup>

しかし、源義家による勧請の由来譚を『新宮雜葉記』は冒頭に配置しているのである。『新宮雜葉記』の編纂姿勢として、源義家による勧請の由来譚のほうに、より重きを置いたと考えられる。渡辺直昌から中条度泰まで、この点は受け継がれている。

なお、中条度泰系統の安政七年写本の本文は、「人皇七十代後冷泉院の御宇、安倍貞任、王威を背し時、鎮守府將軍伊予守源頼義公、同八幡太郎義家公、彼を追討のため」と父子の名をあげている。渡辺直昌系統の資料叢書本が「後冷泉院ノ御宇、安倍ノ貞任王威ヲ背キシ時 八幡太郎源義家公、渠レヲ追討ノ為」とした本文よりも、代々の源氏の將軍と関わる神社であることを強く説いている本文を作り上げている。

## 二、(二) 宇の党・鈴木党について

安政七年写本の冒頭部分の(1)①において、「南紀の例に任せて宇の党鈴木党を警固の士に附し玉ひぬ」と語っている。この本文は『平家物語』剣巻に語られる、源氏と熊野三山とのつながりを踏まえていると考える。

為義妻多々有ケレハ、腹々二男女四十六人持タリケリ。熊野女房有ケレハ、娘アリ。タツワラノ女房トソ申ケル。白川院始テ熊野へ御参詣アリケルニ、「此山ニ別当ハ有力」ト御尋有ケルニ、「候ハス」ト申ケレハ、「何ニサル事ハ可レ有。別当ヲ成サシ」ト勅定アリ。「誰ヲカ別当ニ成スヘキ」ト、人々評定シケル中ニ、ライギ党、スズキ党ト申ハ、熊野権現摩伽陀国ヨリ吾朝へ飛給シ時、左右ノ翹ト成テ渡リシ者ナリ。依レ之熊野ヲ我

マ、二管領シテ、又モナク振舞ケル。折シモ権現ノ御前ニ、花ヲ備ヘテ籠タル山臥ヲ別当ニ成サルヘキ由ヲ、スズキ計ヒ申ケレハ、「我身ハ其器量ニタラス」トテ辞退申ケレトモ、重テ院宣成サレケレハ、押テ別当ニ成ニケリ。教真ト申。是別当ノ始ナリ。(原注 ライギ党：未審。長禄本「ウイ党」。宇井党は熊野三党の一。スズキ党：熊野三党の一。鈴木党。)<sup>(注17)</sup>

しかし、この安政七年写本の本文の語る「宇の党鈴木党」が、実際には詳細には記載されていない。

わずかに、「来由部」の、前述の(3)鎌倉・頼朝の公聞とした本文中に「因茲当社の別当田部長吏、鎌倉に登リ ●大将頼朝公の公聞に達し」とある。「劍讀嘆」に、源為義の娘「たづはらの姫」を妻とした「為義の嫡子婿、田辺の別当けうしゆん房」が登場している。この「田辺の別当」に由来するのは何の記載もなく不明だが、「田部」という人物が新宮熊野神社の長吏を務めていたことが語られている。<sup>(注18)</sup>

一方で、「来暦部」をみると、会津の新宮熊野神社の別当について、以下の通りの記載がある。安政七年写本「来暦部」の後柏原院の文龜二年条である。

又此時、築田右京亮行次嫡子、申口ヲ統、次男、長吏所ヲ統リ、故ニ長吏ヲ末ニ書ナルヘシ、在庁ハ南宮、速守護シ、申口ハ北宮結御前ヲ守護ス、長吏一山ノ長ニシテ中ノ宮誠誠殿ヲ守護セリト云、旧記ニ宮山ヲ長吏山、駿河山ヲ申口山、ミタケ山ヲ在庁山ト云、按ルニ、三別当ノ名、紀州本宮ヲ移スナルヘシ、長吏・在庁・申口連、今猶、本宮ニ有、昔、六条判官為義ノ智・熊野別当教真之孫葉三家二分レテ三所ヲ守護スト云、今、

紀州新宮奈智、共二此名アル別当ナシ、(句読点 筆者による)

これは、文龜二年(一五〇二)に再興された新宮熊野神社の證誠社の棟札の転載に続き、棟札に名前のある旦那達がいかなる人物であるか説かれている部分である。まず、太守の葦名修理大夫(盛高)、次に太守一門の西海枝駿河守、この後に「又此時、築田右京亮行次嫡子、申口ヲ続、…」と述べられている。

築田氏について、阿部綾子氏(福島県立博物館学芸員)が、左記の通りに紹介している。

築田家は、葦名氏が会津を支配していた頃から、会津及びその周辺諸国の商人に対して影響力を持った商人司として知られています。会津藩が編纂し文化六(一八〇九)年に完成をみた『新編会津風土記』巻之十六では、築田家を「康暦元年葦名直盛ニ從テ鎌倉ヨリ来リ、此町ニ住シ市祭ヲ始ム、又直盛ノ命ニ依テ京師ニ至リ、足利將軍義満ヨリ会津四郡并隣國マテノ商人ノ司タルヘキ由ノ仰ヲ蒙リ、帰郷ノ後住吉神社ヲ府城ノ町口ニ勧請ス」と紹介しています。江戸時代には一貫して若松城下で検断(町役人)をつとめ、城下の安定を支えました。…(後略)(注19)

この「来暦部」の後柏原院の文龜二年条では、新宮熊野神社の神職を、築田右京亮行次が息子たちに継がせていること(注20)、熊野神社の別当の由来については、源為義の曾の「熊野別当教真」があげられている。

さらに本文に注意すると、「来暦部」の後柏原院の文龜二年条の記事中には「旧記」とある。このことから、『新宮雜葉記』は、何らかの記録をもとに執筆、編纂されていることがわかる。しかし、この「旧記」が、新宮熊野神社に伝わっていた古い縁起であるのか、保科正之が会津藩主になった寛永二十年から寛文年間までに行われた

「寺社統制策」の中、この時に新宮熊野神社側が会津藩へ提出したものであるのか、一体どのような記録であるのかについて、『新宮雜葉記』には言及がない。

ただ、すくなくとも、摩伽陀国から熊野権現とともに飛来した「能見の大臣」を始祖とする由来譚ではなく、『平家物語』剣巻の熊野神社の別当の由来に登場する源為義のむすめ婿の「教真」がみえることから、源氏と熊野の別当との関わりの方に点に重きをおいているのではないかと考えられる。

それは、源頼義・義家の父子による勧請に続き、源為義のむすめ婿の熊野の別当と、代々の源氏の將軍と熊野神社との関係をいくつも語る、そのことに重きをおくという編纂の姿勢ではないのだろうか。これは、「今日ノ天下」の徳川幕府の親藩の会津藩は、源氏の將軍とゆかりのある新宮熊野神社を保護しなければならないという、新宮熊野神社側の会津藩への主張の核の部分であろう。

二、(三) 新宮熊野神社の組織と祭礼について  
ここから、(1)③「奥州の熊野」と号する・祭礼の七日間の日程について、本文の異同を確認する。

新宮熊野神社は、「奥州の熊野と号し、遠近の緇素信を發し、貴賤の男女袖をつらぬ」と、信仰を集めた神社であることを語っている。これは、渡辺直昌系統・資料叢書本「奥州ノ熊野ト号ス、遠近ノ緇衣信ヲ發シ、貴賤ノ男女袖を連ネ」という本文からの変化はないが、この一文の前後、(a)別当をはじめとした新宮熊野神社の組織(b)七日間の祭礼のあらましの二箇所、本文の異同がある。安政七年写本において、資料叢書本よりも本文が増補されている。

そこで、渡辺直昌系統・資料叢書本の本文を確認していくと、こ

の(1)③(a)、(b)については、まず、渡辺直昌系統の「村老伝」に似た本文がある。

まずは、(a)別当をはじめとした新宮熊野神社の組織にあたる本文から比較する。

安政七年写本では、以下の通りである。(句読点、筆者による)

別当太夫長吏在庁申口、四員の伶人、また大内蔵の太夫太鼓、和泉の大夫笛、伊賀の大夫鼓、佐渡の太夫、筑後太夫、民部太夫、掃部太夫、其外百余人の神職社僧は、熊野山新宮寺及びひ神宮寺、安濟坊、瀧蔵坊、瀧本坊、杉本坊、宝蔵坊、梅本坊、桜本坊、駿河坊等、三百余宇の衆徒を置き

渡辺直昌系統の資料叢書本「村老伝」は、以下の通りである。

又問三十六院並神主社職如何、答先約三別当・長吏・左庁マ・申口、其外東浄寺・西恵院・莊嚴寺・無量院・大同寺・龍蔵院・延福院・松寿院・入寺・入倉・梅本・槻本・柳本・山岸坊・養林坊・桜本・杉本・松本・池本・昔本・法蔵房・永音坊、此外皆失セリ、当社開興ノ始八年中日数ヲ表シテ三百六十房アリ、

中興文治年中ヨリ三十六房ト云云、句読点等、筆者による。

中条度泰系統の宝库本には「村老之伝」とある。金剛院と桂林坊のふたつ以外は、資料叢書本と共通の僧坊の名前がある。

又問三十六坊並神主社職名、先為三別当・長吏・在庁・申口、其外東浄寺・西恵院・莊嚴寺・無量院・大同寺・龍蔵院・金剛院・延福院・松寿院・入寺・入倉・梅本・槻本・柳本・山岸坊・養林坊・桂林坊・桜本坊・杉本・松本・池本・萱本・法蔵坊・永音坊、此外皆失セリ、当社開興之初八年中ノ日数ヲ表シテ三百六十坊アリ、中興文治年中ヨリ三十六坊ト云云、句読点等、筆者による。

この『新宮雜葉記』の「村老伝」は、新宮熊野神社について問いかけ

られた村老が答えるという問答の形式で記載されている。問答という形式に関しては、『会津神社志』吉川惟足の跋文に、以下のとおりにある。

因<sub>レ</sub>茲源公命<sub>二</sub>臣友松氏<sub>一</sub>、興<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>頓丘<sub>一</sub>、覓<sub>レ</sub>国行去、或求<sub>二</sub>古老<sub>一</sub>、口授<sub>一</sub>、或窺<sub>二</sub>旧社縁起<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>山川及草木<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>尋窮<sub>一</sub>、而後会津風土記六年而漸功成、

会津藩主の保科正之が、家老の友松氏興に命じて老人の言い伝えや古い神社の縁起を集めさせ、山や川や草木まで尋ねなかったものはないと会津藩内を調べつくして『会津風土記』が成立したとある。この後に、『会津神社志』は編纂されたのである。

この寛文年間の会津藩の御改めに対して新宮熊野神社側が答えた内容が、またはそれに近い内容が「村老伝」なのではないか。資料叢書本「村老伝」の中に「或ハ又新宮之老夫即語曰、吾祖父当社全盛ノ時有神職、常語伝ヲ聞注とあり、答える古老は、みずからは新宮熊野神社の社職の一族であり、常に言い伝えを聞かされていたと述べている。

ここでは、問われた村老は、別当たちから語り、新宮熊野神社を構成する寺院や僧坊の名を列挙し、他はなくなってしまったというでは、会津藩側の編纂である『会津旧事雜考』には、どう記載されているのか。『会津旧事雜考』白河院の応徳二年条は、以下のとおりである。

往昔、祝子等亦神主、別当大夫、及長吏、在庁、申口、四員、伶人亦大蔵大夫太鼓、和泉大夫笛、伊賀大夫鼓、佐度大夫、筑後大夫、民部大夫、掃部大夫等、社僧者、別当熊野山新宮寺、及<sub>ヒ</sub>神宮寺ノ衆徒、又三十六宇、曰、安濟坊、龍蔵坊、瀧本坊、杉本坊、宝蔵坊、梅本坊、駿河坊等、其他失<sub>レ</sub>名<sub>ヲ</sub>也



もちろん、『会津旧事雑考』応徳二年条は、『会津風土記』や『会津神社志』等の編纂にあたって集められた資料をもとに執筆されたと考えられる。

その上で、二つの本文を比較すると、「村老伝」が語る僧坊と、『会津旧事雑考』の記載する僧坊で共通するのは、「梅本」「杉本」「法蔵（会津旧事雑考）（玉蔵）」の三つである。『会津旧事雑考』は、神職たちから列挙し、会津・新宮熊野神社を構成する寺院僧坊などについては、新宮熊野神社側の資料や聞き取りだけではなく、複数の他の資料とあわせて名前がはっきりと確認できるもののみを記載しているのである。改めて、この三つの本文を比較する。

安政七年写本の別当長吏在庁申口に関しては、資料叢書本「村老伝」、『会津旧事雑考』と共通している。

安政七年写本の俗人に関しては、『会津旧事雑考』と共通している。安政七年写本の社僧・僧坊に関しては、『会津旧事雑考』と共通しているが、安政七年写本にのみ「桜本坊」がある。「桜本坊」は、資料叢書本「村老伝」の「桜本」と考えられる。

安政七年写本の本文は、人数や建物の数を「百余人」、「三百余字」と語っているが、人数に関して他の本文には見あたらず、「三百余字」とする建物数は、資料叢書本「村老伝」の「当社開興ノ始八年中日数ヲ表シテ三百六十房アリ」という数字をもとにしていると考えられる。また、中興された文治年中の「三十六字」という数は安政七年写本にはなく、『会津旧事雑考』にはある。

菊池研介による解題には、「熊野神社宝庫ニ現存スルモノハ、明和六年ニ中條度泰ノ筆者補綴セルモノナリ。村老ノ口碑ニヨレバ、昔時祝融氏ノ為ニ原本失セタルヲ以テ、中條氏筆写シテ奉納セリトイフ。」とある。渡辺直昌による『新宮雜葉記』は焼失しているとの指

摘である。これに従えば、中条度泰がみることができた『新宮雜葉記』とは、渡辺直昌系統の『新宮雜葉記』の写本のみということになる。

ここから、安政七年写本の(1)③(a)熊野神社の組織の本文の再編纂にあたっては、以下のふたつが考えられる。

まずは、ひとつめは、主に、会津藩側の資料である『会津旧事雑考』から引用した。

ふたつめは、渡辺直昌系統「村老伝」や寛文年間に会津藩へ提出した縁起等の写しが、新宮熊野神社か中条度泰の手にあり、再編纂の折に、それらの資料をもとに、本文が作られた。中条度泰系統の宝庫本の序文には、「惜ヒ哉、殘簡ノ旧レ記腐ニ朽ク空ク匣底ニ、豈ニ不レ歎息、 愚ル覽ル之ヲ以テ盡ク蝕ル脱簡」とある。残っていて見ることができたのは、状態のよくない資料であると中条度泰は述べている。

では、中条度泰とは、どのような立場にある人物であったのか。これについては、(2)①尊形の遷宮の儀式の割注に「往古より田部氏・中条氏・別当と一同に七日の精をなし出る旧例之、その餘、出ることを許し玉はず」とある。(註22)中条度泰自身が、自分は新宮熊野神社の遷宮の儀式に関わる一族であると記している。この割注は、資料叢書本にはない。つまり、『新宮雜葉記』の再編集にあたった中条度泰は、新宮熊野神社の祭礼に関わる人物であり、この新宮熊野神社に関する資料に触れ得る人物であったと考えられるのである。

続いて、(1)③(b)七日間の祭礼のあらましについての本文を分析する。

安政七年写本の本文は、以下の通りである。

又、水無月十五日より廿一日迄、連日七日の大祭有、初日には

本社末社の御正躰（御正躰にあらす）五十余座を渡す、其様、先、東門馬場小路を出て、鎧目、第六天を経て塩川を休とし、遠田、貝沼を過て本坂（マ）より南門に帰て、本社（マ）に安置す、この時、●（頭カ）下の地頭領家氏子等、其役々を初め供奉の（2丁ウ）末尾（3丁オ）の冒頭花麗を●（尾カ）せり、第二日に舞樂有、第三日に兒童の舞、第四日に笠懸、第五日に流鏑馬、第六日に相撲、第七日に田樂を興行して祭礼となせり（句説点、筆者による）

安政七年写本の本文は、2丁ウラの末尾から3丁オモテへかけて本文に乱れがある。そのため、宝庫本の該当する本文を、以下に挙げる。

又、水無月十五日より廿一日迄、連日七日の大祭あり、初日には本社末社の御正体（御神体にあらず宝鏡なり）五十余座を渡す、其様、先、東門馬場小路を出て、鎧目、第六天を経て塩川を休とし、遠田、貝沼を過て、招木坂より南門に帰て、本社社に安置す、このとき、鎮下の地頭領家氏子等、其役々を勤め、供奉の美麗を尽せりと、第二日に舞樂あり、第三日に兒童の舞、第四日に笠懸的、第五日に流鏑馬、第六日に相撲、第七日に田樂を興行して祭礼をなせりにき（句説点、筆者による）

渡辺直昌系統の資料叢書本の来由部の本文は、以下の通りである。又、水無月十五日ヨリ二十五日迄ヲ大祭ト定メ、奏舞樂、笠懸、流鏑、相撲、田樂ヲ興行シテ祭礼ヲ成セリ（句説点等、筆者による）

中条度泰系統（安政七年写本、宝庫本）は、渡辺直昌系統の資料叢書本よりも本文を増やし、祭の行列のまわる順番から、何日目に何を興行するのか詳しく述べている。その増補がどこから引かれた本文かという点、これも「村老伝」からであろう。

渡辺直昌系統の資料叢書本「村老伝」を確認すると、中条度泰系統

の来由部と同じ本文が見られる。これは、太閤検地の後、社領が公領へと移されてしまったと語った後の本文である。

又、七々十刈ト云領田在、是ハ七日ノ祭礼領也、昔ハ六月七日二会式アリ、初日ハ御正體、本社末社之御正體五十余座ヲ渡、

其様、先、東門馬場小路ヲ出、鎧召、第六天ヲ経テ塩川ヲ休ミトス、其ヨリ遠田、貝沼、赤伏、東大木、西大木、田原村ヲ経テ、招坂、湯原小路ヨリ南門ニ入テ、本社々々ニ安置ス（御正體神體ヲ、非御正體神體ナリ）

此時、耶麻郡鎮下二百余邑、氏子等、種々捧神器、供奉ノ美麗ヲ尽セリ、第二日ニ舞樂有、第三日ニ兒舞有リ、四日ニ笠懸的有、五日流鏑有、六日ニ相撲有、七日ニ田樂有、以上、七日ノ

祭礼ナリ、地頭家、或ハ社士、或ハ末寺ノ僧、或ハ氏子等、其

役役ヲ務メ此領田トス、指傘免、笠懸免、蓑懸免、舞子免、田樂免、笛吹免、相撲免等ノ名処、今呼テ田畠是也、是皆本庄三十五ヶ村ニ在（句説点、筆者による）

詳細にみてみると、中条度泰系統の本文では、祭礼で御正体が渡る地名のうち「赤伏、東大木、西大木、田原村」、「湯原小路」が記載されていない。また、祭礼の氏子たちの供奉の行列の様子については、「種々捧神器」にあたる本文が欠けている。

そこで、安政七年写本と同じ中条度泰系統の宝庫本「村老之伝」を確認する。本文は以下の通りである。（句説点、筆者による）

又、七七十刈苅ト云領田有リ、是七日ノ祭礼ノ領也、往昔ハ六月二七日ノ祭礼有リ、初日ハ本社ノ御正體鏡五十余座ヲ渡ス、其様、先、東門馬場小路ヲ出、鎧目、第六天ヲ経テ塩川ヲ休トス、其ヨリ遠田、貝沼ヲ経テ、招坂、ユヤ小路ヨリ南門ニ入テ、本社々々ニ歸座ス（御正體神體ニテラス神器ナリ）此時、鎮下二百余邑ノ氏子等、種々ノ神器ヲ捧テ美麗ヲ尽セリ、第二日ニ舞樂

有、第三日有兒舞、第四日管懸的アリ、第五日流鏑馬アリ、第六日二相撲、第七日田楽アリ、以上、七日ノ祭礼、地頭領家、或ハ社土、或末寺ノ僧、或ハ氏子等、其役々ヲ務ム、此領田トシテ、傘免、蓑懸免、舞台免、管懸免、兒舞免、田楽免、笛吹免、相撲田等ノ名所、今呼田畑、是也、皆是本莊三十五村二有<sup>レ</sup>之<sup>（句読点、筆者による）</sup>

中条度泰系統の宝庫本「村老之伝」では、渡辺直昌系統の資料叢書本「村老伝」の「赤伏、東大木、西大木、田原村」の地名がない。

そこで、地名を確認するために、まず、安政七年写本の「鎮守下邑郷」で、新宮にある村の名前を確認する。

新宮庄々内本庄三十五村

●川 <sup>塩方</sup> 上遠田 下遠田 第六天 源太屋敷 太田 一ノ堰 上高額 下高額 清治袋 塚原 太郎丸 高吉 菅井 渋井 柴城 荒分 長尾 綾金 宮在家 松野 慶徳 掘出新田 能力 万力 鎧召 沖 貝沼 赤星 大沢 大木 田原 新宮 山崎 真木

資料叢書本「村老伝」の「赤伏、東大木、西大木、田原村」のうち、「東大木、西大木」は安政七年写本には「大木」とあり、「田原村」は安政七年写本にも「田原」とある。「赤伏」だが、安政七年写本「来暦部」の天文年間にある「新宮社大祭礼相撲田楽日記曰」の記事中に、「七番 <sup>左あかふし</sup> <sup>貞享以後赤星</sup>」とある。相撲の右方の「あかふし」が、貞享（一六八四〜一六八七）以後、役の名前として「赤星」になったということかなのだらうか。だが、「赤伏」から「赤星」へ変わったことがここからわかる。

資料叢書本「鎮守下邑郷」は、以下の通りである。安政七年写本と村名の並びは異なるが、増減はなく、同じ村名と数である。

新宮本庄<sup>（之内）</sup>三十五ヶ村

新宮 慶徳 山崎 真木 田原 大木 大沢 赤星 貝沼 上遠田 下遠田 塩川 源太屋敷 大田 上高額 一之堰 渋井 菅井 荒分 柴城 第六天 沖 鎧召 万力 能力 長尾 高吉 清治袋 束原 太良丸 綾金 掘出新田 松野 宮在家 下高額

では、会津藩がまとめた『会津風土記』では、村名はどうなっているか。

新宮荘

塩川 <sup>村西端田原流入日橋川</sup> 上遠田 <sup>新宮庄内</sup> 下遠田 <sup>新宮庄内</sup> 第六天 <sup>江口</sup> 源太屋敷 太田 一堰 上高額 <sup>自給</sup> 下高額 <sup>セイジク</sup> 清次袋 <sup>西村</sup> 塚原 太郎丸 高吉 菅井 渋井 柴城 <sup>日坂</sup> 荒分 長尾 綾金 <sup>三浦太郎丸盛次</sup> 宮在家 <sup>端尾</sup> 松野 <sup>堀村</sup> 慶徳 <sup>方治寺中村西山尾忽孫歩人</sup> 掘出新田 <sup>田原</sup> 能力 <sup>ノクリキ</sup> 万力 <sup>今切</sup> 鎧召 <sup>新宮盛徳備前</sup> 沖 貝沼 <sup>端村</sup> 赤星 <sup>堀村</sup> 大沢 <sup>深町</sup> 大木 田原 新宮 <sup>端村</sup> 山崎 真木 <sup>河原</sup>

これを見ると、安政七年写本の「新宮庄々内本庄三十五村」の並びは、『会津風土記』に従ったものであるとわかる。また、『会津風土記』は「赤伏」ではなく、「赤星」と記載されていることから、寛文年間の会津藩の御改めで村名は「赤星」と確定されたのだらうと考えられる。

これら三つをみると、既に、中条度泰が再編纂する段階で「村老伝」本文の、「赤伏、東大木、西大木、田原村」の地名が脱落していたのだらうと推察される。中条度泰は、その地名が脱落している本文から、「来由部」の本文を再編纂したために、「先、東門馬場小路を出て、鎧目、第六天を経て塩川を休とし、遠田、貝沼を過て本坂

より南門に帰て、本社へに安置す(安政七年写本)となつたと考  
えられる。

なお、会津藩の『会津旧事雑考』白河院の応徳二年条では、祭礼に  
ついて簡略に記載されている。

祭礼者、六月十五日、社僧梵唄、伶人鼓吹、或嘗<sup>ニ</sup>於田楽相  
撲<sup>一</sup>、

二、(四) 源平・奥州合戦をへて、源頼朝からの信仰

この(2)源平合戦・奥州合戦による衰微(3)鎌倉・頼朝の公聞では、  
主に「右幕下」(源頼朝)と会津の新宮熊野神社の関係を語っている。

安政七年写本は、以下の通りである。

其後百余年を経て、養和寿永の頃、越後城ノ四郎長茂、木曾殿  
追討の為に信州へ向わる時、会津の勢を駆催す、此時、当社は  
彼の催促に応をせざる事をにくみ、大寺と心をあはせ、社領、  
多は押領せらる、亦、文治五年の秋、奥州の泰衡亡て後、会津  
を佐原十郎左衛門義連、賜り、始て武家の征道と成りしかは、  
都て寺社の領を没収<sup>モツ</sup>せられて、大寺、高寺を初め、数箇の寺社、  
是より衰へて、長く榮<sup>華</sup>を失へり、因茲当社別当田部長吏、鎌  
倉へ登り ●大将頼朝公の公聞に達し、重て社供二百町を賜

りぬ、其上、公、常に信を深ふし玉へる文殊薩埵<sup>タク</sup>の軀像を当社  
の列堂に安置し玉へり、是運慶の刻める尊容之、建久三千子年  
の御創立、慶長の地震に堂宇倒れり、元禄十三庚辰年秋、再興  
所一万宮の本尊是之<sup>(句説点、筆者による)</sup>

まず、養和・寿永の頃、兵を集めに来た越後守の城長茂に応じな  
かった事をにくまれて、新宮熊野神社の社領が「押領」されたという。

『平家物語』の以下の場面をふまえた主張である。

五月廿四日、改元<sup>あ</sup>て寿永と号す。其日又越後国住人城  
の四郎助茂、越後守に任ず。兄助長逝去の間、不吉なりとて頼  
に辞し申けれ共、勅命なればちから不<sup>レ</sup>及。助茂を長茂と改名  
す。

同九月二日、城四郎長茂、木曾追討の為に、越後・出羽、相  
津四郡の兵共を引卒して、都合其勢四万余騎、木曾追討の為に  
信濃国に発向す。(『平家物語』卷第六「横田河原合戦」)

そして、文治五年の奥州藤原氏の滅亡の後に、源頼朝によつて三  
浦氏の佐原義連に会津が与えられて「始て武家の征道」となつた。会  
津を与えられた佐原義連は「寺社の領を没収」したので、「大寺高寺  
を初め数箇の寺院、是より衰へて」しまつた。その衰えた寺院の中  
に、新宮熊野神社も含まれていた。

そこで、「当社別当田部長吏」が鎌倉へ赴き、会津の新宮熊野神社  
が源義家の勧請であることを源頼朝に訴えて社供二百町を賜り、さ  
らに頼朝の信仰する運慶作の文殊像を安置した。建久三年に立てた  
堂宇は慶長年間の地震で倒れた。元禄十三年に再興し、この文殊は、  
一万宮の本尊(本地仏)である。

ここでは、新宮熊野神社は、源頼朝の信仰のあつた神社であると  
語っているのである。

はじめに(1)にて源義家による勧請を語り、重ねて(3)にて源頼朝の  
信仰を受けて社供を賜つた神社であると、「今日ノ天下」の江戸幕府  
の親藩である会津藩や保科正之に訴えている。会津藩からの保護を  
受けることは妥当なことであると主張する新宮熊野神社側の立場、  
その立場のよりどころである源義家の権威の上に、源頼朝の権威に  
よつても強める本文を作り上げている。

そして、その新宮熊野神社側の主張、願いが通つたことは、(14)

降の保科正之をはじめとした、代々の藩主たちによって修復を受けたことが語られていること分かる。特に、この中条度泰系統の安政七年写本の本文は、渡辺直昌系統の本文にはない、増補された本文である。<sup>〔注23〕</sup>

保科正之の後、三代の松平正容(徳翁神君)、四代の松平容貞(土常神君)によって修復を受けていると語る。

実際、『家世実紀』には、享保八年(一七二三)の「十一月廿四日、神社仏閣修復之箇所被相省」の記事に新宮熊野神社が見える。

羽黒権現堂・新宮村熊野権現・塔寺村観音堂・八角宮・石塚観音堂・台町薬師堂・佐下観音堂七ヶ所、是迄御修復之処向後被相止、滝沢八幡・飯盛山弁才天者本社計御修復、其余者被相止、允殿館弘真院霊屋ハ只今迄之通可為御修復、尤御修復被相止候所々焼失等二而新二建候節、願出候ハ、材木金子等御吟味之上少々も可被下旨被仰出之、

これまでは会津藩が修復を行ってきたがそれを止め、これからは修復を願い出た後、吟味の上、修復のための材木や資金を会津藩からくだされたとある。手順はかわるが、会津藩から修復を受ける神社である。

安政七年写本では、新宮熊野神社の実宥、会秀という住僧がそれぞれ「公聴に達」して、修復の願いが聞き届けられていると語る。新宮熊野神社側の主張が会津藩に認められているというのを、代々の藩主による保護という本文でもって繰り返している。そして、「靈神の威光」と「名將の遺跡」をそなえた新宮熊野神社の「奇なる事」を言祝ぎ、「来由部」は結んでいるのである。

二、(四) 三浦氏・佐原義連を始祖とする新宮氏と葦名氏の争

#### いの時代

源義家による勸請から、源頼朝からの信仰の本文から続く、(4)後小松院御宇からの会津戦乱による衰微(8)慶長六年秋、蒲生秀行の再入部(12)加藤嘉明の命に対して長雨、濁川洪水のため遅参、とした本文は、先に表1に示したように、中条度泰系統の本文と渡辺直昌系統の本文とで、大きな異同がある。

まず、(4)後小松院御宇からの会津戦乱による衰微とした本文を確認する。安政七年写本は、以下の通りである。

建久より又二百年を展て、百一代・後小松院の御宇、世大に乱れて鯨波狼煙一日も止時なく、萬民、山野に逐隠る。当庄の地頭・芦名新宮次郎平盛俊、應永九壬午、加納の地頭・佐原氏を討亡し、北田の地頭・北田上総守と心を合、黒河を窺ふ、黒川の太守・芦名修理大夫盛政、是を憤り、鬪諍に及び、挑み戦事、又急之、同十癸未、新宮、落城して、盛俊、高館小布瀬の城に桶籠り、黒河へ和議を請ひける、大城を修理し、叛く、同十七庚寅、北田城、落城して、上総守討死す、同二十七庚子、六月、新宮落城、盛俊、越後へ走る、永享五癸丑年、十月廿三日、小川庄谷沢の奥、人か谷と云所て、盛俊兄弟父子三人、尾張守・参河守等、主従自害す、主従十人を祭り、十首霊社と崇め、野村二有、前後二十二年の兵乱に、萬民、手足を置に所なし、群盜、神領を掠め、或は佛閣を没倒し、当社、悉く衰微して、春夏の祭、堂社の會式も断絶せり、同七乙卯年より、一統静謐に歸し、万民、●平を呼ぶ、是より当社、旧例に返りて繁

栄〔句読点 筆者による〕

安政七年写本は、まず、「後小松院の御宇」は世が大きく乱れていと語りはじめ。新宮氏と佐原氏の争い、続いて北田氏と結んだ

新宮氏が葦名氏と争う。先に、北田氏が葦名氏によって滅ぼされる。落城した新宮氏は、越後へ敗走し、永享五年に新宮氏主従が自害した。

三浦氏の佐原義連を祖とする、新宮氏、佐原氏、北田氏、葦名氏の「前後二十二年の兵乱に万民手足を置に所なし」という戦乱によって、会津が荒廃した。この荒廃の中、熊野神社の神領が掠められ、衰微したと、戦乱の時代と熊野神社の衰微との因果関係を説明する。では、渡辺直昌系統の資料叢書本の本文では、どうなっているのか。

其後二百餘年ヲ経テ、後小松院ノ御宇、當庄ノ地頭・新宮治郎平盛俊 芦名系凶ニハ新宮兵部少輔時康トアリ 驕ヲ極メ、神領ヲ掠メ、佛殿没倒シ、神罰免レ難キヤ、應永年中、逆心ニ依テ、黒川ノ太守 葦名修理太夫盛政ノ為ニ亡ヌ、是ヨリ又、當社、舊例ニ歸シテ繁榮ナリ(句読点 筆者による)

資料叢書本では、新宮氏の滅亡を「驕」りによって新宮熊野神社の「神領」を奪ったために「神罰」、つまり、熊野の神に罰せられ、滅びたと語っている。この本文は、熊野神社の神威を語ることを目的としていると考えられる。

中条度泰は、どのようにして本文を再編纂したのか。渡辺直昌系統「村老伝」の中に、この三浦氏の佐原義連を祖とする、新宮氏、佐原氏、北田氏、葦名氏の争いは語られているのか。

そこで、資料叢書本「村老伝」を確認する。(注24)

時連是レ乃チ新宮城主也、領地小布瀬奥川迄也、此領百余邑、于今可成呼、社領最初モ三十五ヶ村本庄ノ地可成歟、時連末六代盛俊、威振ヒ、加納庄地頭佐原氏ヲ亡ボス、又、猪苗代領ヲ挾テ、黒川ト戦フ、是時、竟ニ新宮氏亡(句読点 筆者による)

ここでは、新宮氏の始祖が時連であること、その領地の範囲と村の数、そのうち新宮熊野神社の社領の三十五ヶ村、時連から六代・盛俊の時、加納荘の地頭・佐原氏を亡ぼし、黒川の葦名氏と戦ったが、滅亡したとある。渡辺直昌系統の資料叢書本の来由部の、熊野の神の「神罰」によって滅びたという、熊野神社の神威を語る本文よりは、安政七年写本の会津でおこった戦乱の経過を語る本文に近い。そこで、安政七年写本にある年号を『会津旧事雜考』にて確認すると、以下の記事がある。括弧内の年号は筆者が補った。

(応永)九年壬午、高田宮司逆又矣、翌年正月晦日自殺

十年癸未 正月晦日 新宮城落此年時連又復讐乎

十七庚寅 或記曰六月三日北田城陥上総父子三人兵庫父子二人舍

弟七郎同三郎伊勢仁兵衛等戦死云北田氏祖者佐原遠江守盛連之孫

之第二子北田次郎廣盛也幾伝而此歳亡也未詳

二十六年己亥 六月二十九日夜小川城被陥是黨于葦名氏故新

宮氏攻レ伝云城主時先夜夢大水溢而城崩果陥云

七月二十八日小布瀬城被陥是黨于新宮氏故葦名氏攻レ之今

尋小布瀬城之古壘在館原被陥者是乎

二十七年庚子 (中略) …六月二日新宮城被陥或云七月二日西

刻也時新宮氏奔越後

(永享)五年癸丑…(中略)…十月二十三日新宮氏兄弟自殺于

小川莊是應永庚子退新宮奔越後此時人小川自殺相伴

死者参河守尾張守等十人也云今搜索於古寺過去帳曰

新宮殿 道宗禪定門 九月二十五日 義開父子三人小川ニテ討死 朝栄 賢範

如レ斯記「法号耳」故不レ分「某某」特磨号亦缺不レ足「参校」吁鳴

遺憾哉徒里人説曰曾新宮氏自殺小川莊人谷也欲レ伝「其首於

黒川」忽崇于民間「故處處崇祀」焉曰今神曰実首之宮是也彼靈

也云然未<sup>レ</sup>詳<sup>レ</sup>其称名<sup>一</sup>未<sup>レ</sup>知自<sup>二</sup>時連<sup>一</sup>幾伝也

七年<sup>乙卯</sup> 是歲疫疾

これらの本文を、安政七年写本の本文の応永九年から永享五年までに従って比較する。

まず、応永九年に新宮氏が加納の地頭・佐原氏を滅ぼす記事は、資料叢書本、『会津旧事雑考』応永九年条にはない。だが、資料叢書本「村老伝」に「時連末六代盛俊、威振ヒ、加納庄地頭佐原氏ヲ亡ボス」とある。

次に、応永十年の新宮城の落城については、資料叢書本にはなく、『会津旧事雑考』応永十年条に記事がある。また、安政七年写本「大城を修理し叛く」にあたる本文は、『会津旧事雑考』では割注で「此年陥而又復興乎」とある。この割注から、会津藩においては、新宮城の落城の時期に疑問があることがうかがえる。なお、『会津旧事雑考』応永十年条には、安政七年写本の新宮城の落城の後に「盛俊、高館小布瀬の城に楯籠り、黒河へ和議を請ひける」にあたる記事はない。

ただし、『会津旧事雑考』応永二十六年七月二十八日条に「小布瀬城被<sup>レ</sup>陥」、葦名氏によって攻められた新宮氏の小布瀬城が落ちたという記事がある。<sup>(注5)</sup>

応永十七年の北田城の落城と北田上総守の討死については、『会津旧事雑考』応永十七年条に記事がある。『会津旧事雑考』では「或記曰」と、何らかの記録を元にしていることを記載した上で、安政七年写本よりも北田氏について詳しく記している。安政七年写本においては、『会津旧事雑考』ほど北田氏について詳しく述べなかったのは、あくまでも新宮熊野神社のある「新宮」という土地の伝承を語るためであったからであろう。なお、安政七年写本の応永九年「北田の

地頭上総守と心を合とあるが、『会津旧事雑考』応永十七年条には、北田氏が新宮氏とよしみを通じていた、同盟関係にあったといった記事はない。

一方で、安政七年写本「来暦部」にも新宮氏と葦名氏との戦いが記載されている。後円融院の康暦元年条から称光天皇の応永二十二年条までである。「後円融院 第百代」条に「康暦元己未正月晦日、新宮地頭芦名氏於北田討死」、「同九年、新宮次郎盛俊加納莊領主亡、佐原氏、同年北田氏ト心ヲ合、黒川ヲ窺フ」、「称光天皇 百二代」条に「同二十年、新宮盛俊謀叛自黒川所被置郡代ヲ討、高館二籠同年、新宮軍塩坪軍遠田軍」、「同二十乙未年、十一月廿一日夜黒川ノ兵圍新宮高館ノ城攻、自是毎年戦有テ大二亂ル」とある。安政七年写本は「来由部」と「来暦部」で記述に差異がある。

また、喜多方市教育委員会『喜多方市資料叢書 第七集』収録の『新宮伝記』(宝庫本)と安政七年写本では、同じ中条度泰系統の本文をもちながらも、後円融院から後小松院の条に異同がある。

さらに、渡辺直昌系統の本文と中条度泰系統の本文でも、この部分には異同がある。

藩内の調査を行った会津藩の『会津旧事雑考』中には「未詳」とある。ここからは、新宮氏と芦名氏の戦いについては伝承がいくつか存していたこと、そして、いくつかか存していたことによって、『新宮雑葉記』の本文にも異同を生じさせる要因となったのではないのかと考えられる。

そして、十年とんで、応永二十七年となる。応永二十七年六月に新宮城が落城し、新宮盛俊が越後へ敗走した。『会津旧事雑考』では、この新宮城の落城の時期に、二つの説があることを記載している。六月二日の落城説と、七月二日酉刻の説である。新宮盛俊の落ち延

びた先が越後であることは共通している。(注26)

永享五年は新宮氏が滅んだ年である。安政七年写本は、十月二十三日、小川庄の谷沢の奥、人か谷で新宮盛俊兄弟父子三人、尾張守・三河守ら、主従が自害したと語る。さらに、割注でこの主従十人を「十首霊社」として祀り、これは「野村」にあるとする。この新宮氏の滅亡は、『会津旧事雑考』の永享五年条がより詳しく記載している。新宮氏とともに自害した主従を「十人」とするのは、共通した人数である。『会津神社志』に「頃年遣<sup>二</sup>使於其封域会津耶麻河沼大沼全部及安積郡内并越後之小川莊下野塩屋郡内属邑<sup>一</sup>、而點<sup>二</sup>檢其所<sup>レ</sup>在之叢祠<sup>一</sup>、則數千余宇悉尋<sup>二</sup>其起緣<sup>一</sup>、問<sup>二</sup>其營造之遠近<sup>一</sup>、督<sup>二</sup>其標榜<sup>一</sup>、覈<sup>二</sup>封戸之公私<sup>一</sup>」とあるように、『会津旧事雑考』永享五年条は、「古寺過去帳」や「里人説」を記している。過去帳からは法号が、「里人説」では、自害した新宮氏主従十人が、黒川(韋名氏)を崇つた、そのため、彼らの霊を「実首之宮」としたとある。その上で、「然未<sup>レ</sup>詳<sup>二</sup>其称名<sup>一</sup>未<sup>レ</sup>知自<sup>二</sup>時連<sup>一</sup>幾伝也」と、複数の伝承があり、詳らかではないことを明記している。

永享七年については、「一統静謐に歸し万民<sup>●</sup>平を呼ぶ」とするが、正反対に、『会津旧事雑考』においては「是歳疫疾」と、疫病が流行して泰平とはいえない年であったことが記されている。

ただ、この年の十二月二十七日に新宮熊野神社の若一女王子社に鱈口が納められている。

安政七年写本「来曆部」は以下の通りである。

同七乙卯年新宮若一女王子御前鱈口成銘曰

奥州会津熊野山若一王子御前鱈口也

永享七年乙卯十二月廿七日 旦那申口所毫順彫工

裏二若一王子旦那熊宮秀家

右若一王子五所ノ王子ノ一也北ノ御前二懸リ

この若一女王社の鱈口については、『会津旧事雑考』十二月二十七日条にも同じ記事がある。

十二月二十七日新宮宝器成銘曰

奥州会津熊野山若一王子御前鱈口

曆号支干居諸 旦那申口所毫順彫工

裏一若一王子  
旦那熊宮秀家

この年が新宮熊野神社にとって、ただただ荒唐が続いていただけであるとは捉えていなかったために記された本文なのではないか。

二、(六) 永禄天正の大乱、新宮熊野神社の三別当の相論と源

頼朝の開記證判の盜難紛失

応永から永享までの三浦氏・佐原義連を始祖とする新宮氏と韋名氏の戦に続き、永禄から天正までの時代も新宮熊野神社は衰え続け、しかも天下大乱で諍いは止まない。あまつさえ、新宮熊野神社の三別当の相論がおこった。それを危機と見た神主の何某が、「一山の開記證判を盜み」、「伊達政宗へ降参し、別当三人に申賜らん」とした。だが、「神明のいましめ」で、出羽国置賜郡にて山賊に害せられた。この時から、新宮の庄民は祭礼を省き、社領を隠して公府へも神社へもなにも納めず、戦続きで飢えた者達が夜盗となり、神社の重宝の数々を奪い、新宮熊野神社はいよいよもって衰え、社職もいなくなってしまう。安政七年写本では引き続き、新宮熊野神社の「衰ひ」を語る。(6)永禄天正の頃の天下大乱と三別当相論(7)神社、いよいよ衰え、社職ちりちりになると表1に示した。本文は以下の通りである。

永禄天正に及ふといへとも悉く衰へり、此時、又、天下大に乱



て鬪諍、更に止時なく、諸人、所々に逃げ走る、当宮の山徒社家の●、皆、法務を忘れて宝殿を破り、重宝を奪ひ取て戰士に与ふ、剩、三別当相論の事出来、何某とかや云り神主、会津の危きを見て、一山の開記證判を盗みと●、伊達政宗へ降参し、別当三人に申賜らんとせしに、神明のいましめにや、出羽国置賜郡にして、山賊の為に害せられぬ、是より庄民、祭例を省き、社領は隠田となして、公府へも納めず、供料にも備へず、又、兵乱うちもられし夜盗とも、神器をうはひとりて、喝をうるをさんとす、此時迄はあらゆる重宝いくそはくそや、是より当宮、弥衰ひ、社職ちり／＼になりぬ（句説点 筆者による）

資料叢書本は、以下の通りである。

其後、永禄天正ノ頃、天下大ニ乱レ鬪諍、更ニ止ム時ナク、万民塗炭ニ苦メリ、当宮ノ山徒社家ノ輩ニ至ル迄、皆、法務ヲ忘レ、宝殿ヲ破リ、重宝ヲ奪取テ、戦士ニ与フ、剩、三別当相論ノ事出来テ、何カシトカヤ云シ（神）会主、国、危キヲ見テ、一山ノ開記證判申給ハラントセシニ、神明ノ禁メニヤ、出羽置賜郡ニテ山賊ノ為ニ害セラレヌ、是ヨリ庄民、旧例ヲ背キ、社領ハ隠田トシテ、公府ヘモ納メス、供料ニモ備ヘス、又、兵乱討漏サレノ余党ハ、或ハ神器ヲ奪取テ渴ヲ凌ガントス、此時迄ハ、アラユル重宝幾千万ゾヤ、是ヨリ当宮、漸ク衰ヒ、社職散々ニ成ヌ（句説点 筆者による）

ここでは、新宮熊野神社の三別当の相論がおこり、それを見た神主のなにかしが開記證判を盗んだが、「神明ノ禁メ」、熊野の神の神罰により、出羽置賜郡で山賊に害されたと語る。安政七年写本にある、神主の「伊達政宗へ降参」して「別当三人に申賜らん」とした、己の利益のために盗みを行ったという理由が述べられていない。資料

叢書本は、前述の驕った新宮氏が新宮熊野神社の「神領を奪ったために滅んだ、新宮熊野神社の「一山の開記證判」を盗んだ神主も「神明ノ禁メ」によって殺された」と語る。新宮熊野神社の神威を繰り返して語る本文となっているのである。

しかし、新宮熊野神社の神主のなにかしが「頼朝公」の開記證判を盗み、それが出羽国置賜郡にて失われたという点は共通している。事実、天正十七年には、伊達政宗が摺上原合戦にて若名盛重を敗走させている。

ここで最も重要なのは、「頼朝公」から賜った「一山の開記證判」が「天下大に乱」れたはてに失われたという、新宮熊野神社の危機意識であろう。

安政七年写本の「来暦部」の後陽成院の天正十七年条には、以下のとおりである。（句説点 筆者による）

同十七<sup>己</sup>丑六月五日、政宗摺上原合戦、盛重無軍利、常州佐竹工落去

同月、新宮ノ社士某、一山ノ證判ヲ盗テ政宗工降参、新宮ノ長官ヲ乞、三別當嗾訴、因之社士、會津ヲ逃去、米沢ニテ山賊ニ被害<sup>云</sup>、此時自頼朝公所賜ノ二百町ノ印證<sup>并</sup>開記等ヲ失ス、是當山衰困ノ初也

ここには、源頼朝の「開記證判」を失ったことを「是當山衰困ノ初也」と記している。

新宮熊野神社にとって大きな痛手は、源頼朝の「開記證判」を失ったことであると、来由部の本文も来暦部の本文と、重ねて危機感を語っているのである。後小松院の御宇からの戦乱は乗り越えたが、「頼朝公」より賜った「一山の開記證判」が盗まれて失われ、新宮熊野神社は「衰困」してしまった。

新宮熊野神社は、征夷大將軍の源頼朝の「一山の開記證判」という權威を確かに所有していたが、戦乱の中で盗まれ、他国の出羽国で失われてしまった。この点は、「今日ノ天下」の江戸幕府の親藩である会津藩が、御改を行った時、新宮熊野神社側としては訴えなければならぬことであつたと考える。

そこで、安政七年写本の本文では、応永から永享まで会津内での争いのあつたこと、永祿から天正までの他国との戦乱の中で盗まれ失われてしまった「頼朝公」の「一山の開記證判」を述べる本文となつたのではないか。

明和六年（一七六九）に中条度泰が『新宮雜葉記』の再編集を行う前に、会津藩の寺社政策として、『家世実紀』元文五年（一七四〇）の「正月十一日」条に「改正神社惣録録定編寺院本末帳致成就二付、品々被仰出之御書付町奉行へ被相渡」と寛文年間の御改の後の寺社の乱れを指摘している記事がある。ここでは、「土津様神社御改正被仰付、神社志御編集後」、保科正之による御改から年月が過ぎ、「段々混雑仕、社家増侶共、二面々預社之神号を取違不相弁族有之」、「社社方之争論出入年々弥増」、それぞれの寺社の祭神が間違えられる、何なのか寺社自身がわきまえていない、そこで寺社同士で争いが起こり、年々、それが増加している。よつて「改正」を行うとして、十項目の条件が挙げられている。「諸寺院社家修験」の「申分」を聞いた後、「畢竟神君之御遺徳各御威光を以差凶仕候故、寺社方兎角之不及争論」、最終的には保科正之が定めたものが判断基準となり、寺社方は争論に及ばなかつたとある。

保科正之の寛文年間の御改で、源義家による勸請の神社と認められ、代々の藩主による修補を受けたことを語る本文が、中条度泰によつて増やされた背景には、会津藩の寺社政策があつたことも考え

られるのではないだろうか。

## 二、(七) 慶長年間の大地震と蒲生氏による再興

この、慶長年間の大地震と蒲生氏による再興を語る本文は、中条度泰系統の安政七年写本と渡辺直昌系統の資料叢書本とでは、出来事の前後が異なつてゐる。安政七年写本では、(8) 慶長六年秋、蒲生秀行の再入部・①蒲生秀行に源君創草の来由印證を尋ねられ、義家の鞍鎧を呈上・②社領五十斛の寄附と廢宮の修復・(9) 慶長十六年九月二十一日、大地震により一字も残さず顛倒・(10) 蒲生忠郷、拜殿を再興と語つてゐる。

然りといへども、心ある庄民は供産も備へ、残る僧徒社人なども半は侍りしかは、六月の花祭り、月並の堂社の会式など、いとなみ侍りしに、慶長六辛丑年、秋九月廿六日、蒲生飛驒守秀行公、再び此国をマ・知行方しり玉ふ時、社職をそして、源君創草の来由、並、其印證を尋玉へるにより、昔時

義家公、東夷追討の時、戦場に駕玉ふ、その鞍と鎧とを呈上す、鞍の前輪に義家の二字あり、後輪に心如明鏡臺と金にて鏤む、因茲同十月十八日、社領五十斛を寄附し玉ひて廢宮を修復し玉へは、昔の春にもかへりなんと、衆人脛ひの眉をひらきけるに、いかなる時ぞ、同十六辛亥年の秋、八月廿一日己巳の刻より、大地、俄に勸方●て月を宝庫本・七●して数日更に震ひ止す、十三間の拜殿をほしめ、四所の明神、五所の宮、勸請十五所の本地堂、一万宮の南殿、八所の廊閣、瀧の宮、禪・八幡の兩宮、小寺勝手の奥院、三多計明神、大山祇・麓山宝庫本の神カ●●社、神の蔵、天満天神の宮、四天王の東門、金剛力士の南門、大黒天の北ノ門、補陀洛寺の千手堂、文殊堂、十王堂、三所宮の本地堂、北堂、護

摩堂、東浄堂、西惠堂、粧嚴塔、此外、僧坊三十餘院、唯、三所の高閣のみ残て、其外一字ものこらず顛倒す、見る人肝をいたましめ、聞人袖をうるをさつといふことなし、粵におゐて前太守蒲生下野守忠郷公、拜殿を再興し、且廢宮を修補し玉ふ（句讀点、筆者による）

資料叢書本は以下のとおりである。（句讀点、筆者による）

然ト雖、心アル庄民ハ供産ヲ備へ、残ル僧徒社人抔モ半ハ侍リシニ、如何ナル天変地異ナル哉、頃シモ慶長辛亥仲秋二十五日、大地震動シ、数日ノ間、更ニ不止、十三間ノ拜殿ヲ始メ、四所ノ明神、五所ノ宮、勸請十五所ノ本地堂、一万宮ノ南殿、八所ノ廊閣、瀧ノ宮、稻荷八幡ノ両宮、小守勝手ノ奥之院、三多計明神、大山祇、羽山神社、神蔵、天満天神之宮居、四天王ノ東門、金剛力士ノ南門ニ、大黒天ノ北ノ門、補陀樂寺ノ千手堂、文珠堂、十王堂、三所ノ宮ノ本地堂、護摩堂、東浄堂、西惠堂、莊嚴堂、其外、僧坊三十餘院、皆、破壊、低倒シ、只、三所ノ高閣ノミ残レリ、見ル人肝ヲ痛マシメ、聞人袖ヲ濡サズト云コトナシ、爰ニ於テ会陽ノ前太守・蒲生秀行公、社職ヲ召シテ義家公創立ノ由来並ニ其印證ヲ尋ネ給フ、依テ義家公ノ姓名ヲ記セル鞍ト鐙トヲ呈ス、依之社供五十斛ヲ寄附シ賜ヒ、且、宮ノ廢壞ヲ修補シ玉フ

資料叢書本では、慶長十六年（辛亥）の大地震とその被害のありさま、蒲生秀行による社職の召出の命令、新宮熊野神社の草創の来由の説明と源義家奉納の鞍と鐙の呈上、蒲生秀行からの社領五十斛の寄附と修補となっており、安政七年写本と出来事が前後している。そして、安政七年写本の(10)蒲生忠郷、拜殿を再興にあたる本文がない。

では、安政七年写本「来曆部」では、文禄元年の蒲生氏郷による会津の「若松」の名付けから慶長十六年の大地震、蒲生氏による新宮熊野神社の修補はどう記載されているか。（句讀点、筆者による）

文禄元年壬辰年氏郷黒川ヲ名若松

同三年甲午年鎮下稻初穂施入

同四年乙未二月七日氏郷於京都逝去、同年七月十三日蒲生秀行会津エ入部、今年新宮稻初穂無施入訴之官府糺明鎮下兩年分今年施入

慶長三戊秀行野州宇都宮エ移玉フ、上杉景勝会津ニ入部

同六年辛丑八月廿五日景勝羽州長井ニ移玉フ

同年九月廿六日蒲生秀行宇都宮ヨリ会津イ再入、此時新宮社衰困而破壊ヲ訴フ、来由ヲ糺玉フ、往昔 源君奉納シ玉フ鞍鐙ヲ呈上ス、修補ヲ加社供ヲ寄附シ玉、其文曰

会津於領分御知行五十石寄進候全可令收納者也

慶長六

十月十八日 秀行判

新宮別当坊

御墨印古文字ニテ秀郷ト有  
蒲生氏ハ儀藤ノクニ裔也ト有  
然レハ先領ノ印ヲ用ヒ  
来リテヘシト見ユ

同十年乙巳年自檜原山石森山黄金出ル

同十一年丙午五月十一日蒲生忠郷誕生シ玉フ

同十六年辛亥八月廿一日巳剋大地震、是ヨリ月ヲ越テ不止、此時新宮ノ神社仏閣倒テ三所ノ神殿計残、此後三社ノ前殿ノ外無造営、此時山崎前大川ノ地形ユリ上テ流水湛四方七里二横流シテ新湖ト成ル、青木聖徳寺觀音堂湖水倒、越後海道高寺通スタレテ坂ニ移ス

同十七壬子五月十四日秀行薨、号弘真院殿前拾遺覺山静雲居

士

同十九甲寅年蒲生忠郷新宮三社ノ神殿前殿修補シ玉フ、棟札

文曰(後略)

資料叢書本の「来歴之部」では、安政七年写本よりも記載されている出来事が少ない。(句読点、筆者による)

文禄元<sup>壬辰</sup>年氏郷黒川ヲ若松ト号ス、同四年二月七日氏郷於

京都逝去、七月十三日同秀行会津へ入部(六月朔日)、同四年二月七日氏郷於

慶長三<sup>戊戌</sup>年秀行野州宇都宮へ移ル、同上杉景勝会津二入部(正月十六日)

同六<sup>辛丑</sup>年八月二十五日景勝羽州長井ニ移ル、同年九月二十

六日蒲生秀行宇都宮ヨリ会津へ入部

同十六<sup>辛多</sup>年八月二十一日巳ノ刻大地震、是ヨリ用越不止、

此時新宮神社仏閣倒テ只三所ノ神殿計リ残、此後三所ノ本社

前殿之外無造営、是時山崎前大川地形動上テ流水湛四方七里

二横流ス、新湖トナリ青木聖徳寺観音堂湖水ノ中ニ至、越国

道高寺街道墜テ坂下ニ募、同年十月秀行新宮ノ来由ヲ糺テ社

供ヲ寄附シ給フ

其文ニ曰 会津於領分御地行五十石寄進候全可令取納者也

慶長十六年十月十八日 秀行<sup>判</sup>

新宮別当坊

太上天皇(種第百九代 後水尾天皇)

慶長十七<sup>壬午</sup>年五月十四日秀行公薨玉フ(弘長院前拾遺 後山勝天居士)

同十九<sup>甲寅</sup>年蒲生忠郷新宮三所之前殿修補シ玉フ(六月十五日)

棟札ニ曰(後略)

また、安政七年写本と資料叢書本で、新宮熊野神社への蒲生秀行の寄進状の日付が異なっている。この「十」の一字が、安政七年写本

と資料叢書本との本文の異なりを生じさせているのではないか。

そこで、『会津旧事雑考』を確認する。文禄元年に蒲生氏郷が秀吉

に従い、「名古屋之役(名護屋城)に赴いたこと、六月朔日に会津の

黒川を近江の蒲生郡の若松森にちなんで「若松」と名づけられたこと

が記載されている。文禄三年には、蒲生氏郷が会津から上洛したこと

と、文禄四年に飯豊山の絶えた別当蓮花寺を氏郷が開かせたこと、

二月七日に京都で秀吉によって毒殺された記事がある。慶長三年正

月十六日には、蒲生秀行が秀吉の命で宇都宮へ移り、上杉景勝が若

松城へ入った記事がある。慶長六年には上杉景勝が羽州長井へ移さ

れ、九月に蒲生秀行が会津に移った記事がある。慶長十年二月には、

檜原山と石森から黄金が出た記事がある。慶長十一年の蒲生忠郷の

誕生の記事は、『会津旧事雑考』の諸本中で記載のあるテキストとな

いテキストがあるようである。該当の年号を比較すると、『会津旧

事雑考』には、新宮熊野神社に関する出来事は記載されていないの

である。

この安政七年写本の本文にあたる部分を『熊野山縁起』にて確認す

る。越<sup>コニオテ</sup> 慶長中前ノ津陽ノ太守蒲生秀行公命<sup>シテ</sup>ニ社職<sup>ニ</sup>於義家創

建之證来<sup>ラ</sup>一社職諾<sup>シテ</sup>告<sup>ク</sup>ニ其ノ旧因<sup>ヲ</sup>、呈<sup>上</sup>ス銘<sup>ス</sup>ニ義家姓名<sup>ヲ</sup>

鞍鐙<sup>ヲ</sup>於公殿<sup>ニ</sup>ト矣、故<sup>ニ</sup>太守感得<sup>シテ</sup>而属<sup>ニ</sup>為<sup>ス</sup>ノ先之礼<sup>ニ</sup>附<sup>ス</sup>

ニ社供五十斛<sup>ニ</sup>也、同十六年ノ秋地震連日振動<sup>シテ</sup>山岳顛摧<sup>シ</sup>河水

涌溢<sup>シテ</sup>宮社間欲<sup>ス</sup>ニ没倒<sup>セント</sup>、故<sup>ニ</sup>達<sup>シ</sup>ニ于太守ノ之高聴<sup>ニ</sup>奉<sup>テ</sup>

命<sup>ヲ</sup>修<sup>ス</sup>ニ壞宮廢社<sup>ト</sup>也

1、慶長年中、太守の蒲生秀行に新宮熊野神社の源義家による勸

請の由来と義家の鞍鐙を呈上する

2、蒲生秀行は感激して、礼として「社供五十斛」を寄附した

3、慶長十六年の秋、大地震が起こり、新宮熊野神社の建物が倒れてしまった

4、そこで、太守に訴え、その命令で壊れた新宮熊野神社の建物を修復した

安政七年写本と『熊野山縁起』では、寄進状を与えられたのは「慶長中」、慶長十六年の大地震の後、新宮熊野神社を修補したのは「太守」とだけあり、細部は異なる。だが、おおよそ、安政七年写本の(8)慶長六年秋、蒲生秀行の再入部・①蒲生秀行に源君創草の来由印證を尋ねられ、義家の鞍鎧を呈上・②社領五十斛の寄附と廢宮の修復・(9)慶長十六年九月二十一日、大地震により一字も残さず顛倒・(10)蒲生忠郷、拜殿を再興と、同じ順番で語っている。

ここから、安政七年写本の本文は、会津藩に提出した縁起である『熊野山縁起』の記述の順番に合わせたと考えられる。

また、安政七年写本には、蒲生秀行の判に割注が附されている。

御黒印古文字ニテ秀郷卜有蒲生氏ハ俵藤太ノ裔也ト然レハ先祖ノ印ヲ用ヒ来リ玉ヘシト見ユ

俵藤太は、平将門を誅した鎮守府將軍・藤原秀郷である。源氏の將軍ではないが、「鎮守府將軍」の末裔である蒲生氏によって寄進をうけたことに割注が附されているのである。

## 二、(六) 寛永年間、社領を失う

蒲生氏から社領五十石を与えられた新宮熊野神社だが、次の領主である加藤嘉明の時代には、また社領を失ってしまった。

(1)寛永九年、加藤嘉明が会津を知行・(2)加藤嘉明の命に対して長雨、濁川洪水のため遅参・①旧例からもれ、堂宇傾き落ち、参詣の人も断絶とした本文である。

安政七年写本は以下の通りに語る。(句読点、筆者による)

斯て星月を経る所に、寛永九丁卯年、加藤左馬介嘉明公此由をマ、知行カしり玉ふ時、五月十七日、一日を以て、旧例に準し供産を国中の国中の諸寺諸社へ賜ふへきとの貴命候へたりて●カ拜受す、折ふし霖雨頻にして濁川の水溢れて往來を絶し兔角に公間に達する事、遅かゆへに、旧例空しく成ぬ、またもろくの堂社傾き落立へき力もなく、營破れては霧不断の香を焼き、扉落ては月常住の燈を排くとかや、住僧社職も絶て神社仏閣の例なく、跡は野人の所管に汚し、神祇仏像は爰かしこに散乱し、草露に朽て、往來の人も眺しめに見なり、参詣の人も断絶して、雨凄涼とすさましく、風蕭索ともものすこく、国中の末社末寺は旧例を省て他の法を継ぎ、庄民いつとなく鎮守の尊崇を忘れたり

加藤嘉明が会津を領地としたのは、寛永四年である。また、この年の干支は丁卯であるため、安政七年写本では誤写が生じたものと考えられる。加藤嘉明の招集に対し、新宮熊野神社は長雨のための川の増水で遅れてしまった。その為に遅参して「供産」を受けられなかったとする。

資料叢書本では、以下の通りである。(句読点、筆者による)

斯て年月ヲ経ル處ニ、寛永四年、加藤嘉明公、当国ニ入部シ玉フ、時ニ旧例ニ准シテ社供産ヲ国中ノ諸寺諸社ヘ賜フベキトノ貴命下リテ各拜受シ、折節、当宮ノ從者無住ニシテ、其時ヨ移シ、公聞ニ達スルコト遅キガ故ニ、旧例空シク成ヌ、諸々ノ堂社、傾落スレドモ取立可クモナク、瓦破レテ霧不断ノ香ヲ焼き、扉落テ八月常住ノ燈ヲ挑クトカヤ、住僧社職仏閣倒ル、跡ハ野人ノ營ニ穢レ、神體仏像モ此處彼處ノ藪ニ埋レ草露ニ朽テ、往來ノ人モナカシメニ見奉リ、参詣ノ人モ断絶シテ、国中ノ末社

末寺ハ旧例ニ背テ他ノ法ヲ続キ、庄民、何時トナク鎮守ノ尊崇ヲ忘レタリ

本文はほぼ同じだが、旧例通りの供産を失った理由が、安政七年写本と資料叢書本では異なる。安政七年写本では長雨の為に遅参したため、資料叢書本では「当宮ノ從者無住」のためとする。

『熊野山縁起』では、以下の通りに遅参の理由を語る。

寛永年中加藤嘉明公就玉ヲ封ニ于津陽ニ、時准旧例ニ賜フニ供産ヲ於諸社ニ、専ラ受テ其租ラ也、於テ是ニ当宮從者モ亦要シテ獻シコトヲニ於先規ノ之證判ヲ赴ニ城下ニ、恨クハ焉暴雨頻々トシテ河水激湛シ行程判断スルコト尚シ矣、故ニ時移テ不達ニ公聞ニ又關スニ於社領旧例ヲ一也、自レ爾以來靈堂末社自ラ泯絶シテ而唯有ラニ三社高閣ノニ而已

ここでは、「暴雨」による「河水激湛」で行けなかったとする。安政七年写本と理由を同じくする。

安政七年写本の「来暦部」では寛永四年条に、以下の通りにある。

同四年正月四日忠郷薨

同年丁卯五月五日加藤左馬介喜明公会津入部シ玉フ、同十七日

国中ノ寺社任先例賜供産、此時霖雨ニシテ洪水溢及遅参ス、遅

参ノ不義ヲ以奉行終不判談、徒ラニ此時失社領法職暫絶

資料叢書本の「来歴之部」では、以下の通りである。

同四年正月四日官符忠薨玉フ高岩寺ニ葬ル、同年五月五日加藤

左馬之助会津へ入部シ給フ、同年同月十七日国中之寺社任例供

産賜、此時新宮寺無住ニシテ流寺ヨリ任職ヲ論因之遅延シテ同

二十一日ニ訴、遅参ノ儀ヲ以奉行終不判断從、是時失社領法職

暫絶

ここでは、それぞれの来由部と来暦部に差異がないことがわかる。

よって、中条度泰系統の本文は、『熊野山縁起』の長雨による洪水で遅参したとの本文から作られたと考えられる。

二、(九) 寛文年間  
主による保護

まず、安政七年写本の、(13)正保年中、宥慶による修復・①供田を開く・②朽残る神像仏像を集めて、仮納め・③宥慶、新宮寺の住職になり、若松弥勒寺の末寺となる・(14)寛文三年、保科正之の公聴、源君創立の来由を糺す・①友松氏興、参詣して鎮座を改める・②御祈禱所となり社地を得る、寛文五年六月に御社参・(15)寛文七年、会津七太社の御糺と玉山講義御附録の奉納とした本文だが、渡辺直昌系統の本文は、保科正之の高聞に達し、「重テ宮殿廊閣再ビ昔ノ春ヲ迎ヘリ、難有哉」と結んでいる。その後の、寛文年間の御改めに触れていない。

安政七年写本は、以下の通りである。(句讀点、筆者による)

●●●行●宥慶と云行者、三社の傾を憂て自ら供田を開き、正

保年中に破壊を修復し朽残●●●神像仏像を聚て、假りに拝閣の

傍に納なりにしに、心ある人は是を乞て諸寺の本尊に仰か●●●

此時、從●●●なかりしかは、宥慶、自然と新宮寺の住職と成て、

若松弥勒寺の法を続しかは、是よりして弥勒寺の末寺と成る、

其後、寛文三癸卯年住僧玄長希望(キボフ)を重殿(キボフ)

土津神君の公聴に達す 源君創立の来由を御糺し有て 貴命に

依て、友松氏興、参詣し玉へ、内殿に入て尊躰を拝し、鎮座を

明らめ、尊躰六尊各寸尺を改め玉へり、これより破壊を修復し、

且、旧例に準して御祈禱所になさしめられ、社地賑ひのため御

花畑(ソクケ)より若干の枚苗を下し賜り、社地四壁にことごとく植させ

らる、同五<sup>乙</sup>巳年六月 御社参まし〜き、同七丁未年秋九月、会陽七太社の 御鎮座を 御糺しありて、御玉山講義御附録を 御奉納なさしめらる、難有哉

資料叢書本は、以下の通りである。(句読点、筆者による)

爰ニ延行院ト云行者、三社ノ傾クヲ愁テ自ラ供田ヲ開キ、正保年中、施主ヲ進テ破壊ヲ修補シ朽残ル神體仏像ヲ集テ、持客ノ傍ニ奉納シ、心在ル人ハ是ヲ乞テ、諸寺ノ本尊ニ仰グベシトナリ、此時、従者ナカリシカバ、延行院、自然ニ新宮寺ノ住職ト成、若松弥勒寺ノ法ヲ統シカバ、是ヨリ新宮寺ト云ハ末流トナレリ

其後、寛文年間、住僧・重慶ノ希望ヲ官府 保科肥後守正之公ノ高聞ニ達シ、重テ宮殿廊閣、再ビ昔ノ春ヲ迎ヘリ、難有哉

『熊野山縁起』では、寛文三年に藩主の「高聴」に達し、奉祿され、「興宮」したと語る。これは、安政七年写本、資料叢書本と共通する。

また、大永年中(一五二二〜一五二八)に中興した雄仁阿闍梨がいたが、後を継ぐものが無く、絶えてしまったこと、近いところでは、日道、宥林、養林、宥慶という「野釈」(野僧)がいたこと、今では弥勒寺と本末関係となつたと、筋目を明確に述べている。これは、寛文三年七月二十五日の、会津藩の「御政治御執行之御趣意」で示された、「少分之小寺」は「取立申間敷候」、つまり廃寺となることを避けるための申し立て、あるいは、『会津神社志』の山崎闇斎の序文「嘗憂<sup>三</sup>胡仏雜<sup>三</sup>于国神<sup>一</sup>、嘆<sup>三</sup>神社在<sup>三</sup>于汚地<sup>一</sup>」、吉川惟足の跋文「雖<sup>レ</sup>然中世以降、大小神祇混<sup>ニ</sup>雜淫祠邪神<sup>一</sup>、或見<sup>レ</sup>移<sup>ニ</sup>寺院<sup>一</sup>、或被<sup>レ</sup>穢<sup>ニ</sup>民家<sup>一</sup>、恐後來悉失<sup>ニ</sup>垂迹之地<sup>一</sup>焉」とあるような、新宮熊野神社から取り除かれる対象の寺院ではないとの訴えであると考えられる。

これらのうち、安政七年写本、資料叢書本の本文には弥勒寺の末寺となつた記事のみ取られている。

然後、寛文三年僧某申要<sup>ス</sup>レ修<sup>セ</sup>ンコトヲ<sup>一</sup>、廢社ヲ<sup>一</sup>奏<sup>シテ</sup>ニ<sup>一</sup>官府<sup>ニ</sup>、達<sup>シテ</sup>ニ<sup>一</sup>希望<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>当位貴大君之高聴<sup>ニ</sup>、奉<sup>ケ</sup>レ<sup>ル</sup>祿<sup>ヲ</sup>興<sup>ニ</sup>宮殿高閣<sup>ヲ</sup>一重肇<sup>トスルナリ</sup>レ始也、是<sup>レ</sup>非<sup>ニ</sup>所謂神之遺風<sup>ニ</sup>一乎、吾<sup>カ</sup>寺院<sup>ハ</sup>者從來別当職<sup>ニ</sup>シテ而冠<sup>タリ</sup>ニ<sup>一</sup>于社僧<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>也、故<sup>ニ</sup>号<sup>ス</sup>ニ<sup>一</sup>熊野山新宮寺ト、雖<sup>レ</sup>然年曆遙而住職之階数亦杜絶<sup>ス</sup>矣、大永中雄阿闍梨住<sup>シテ</sup>ニ<sup>一</sup>吾<sup>カ</sup>寺<sup>ニ</sup>、統<sup>ニ</sup>其絶<sup>タルヲ</sup>一、起<sup>ニ</sup>宗綱<sup>ヲ</sup>一、斯<sup>レ</sup>謂<sup>ニ</sup>是<sup>ヲ</sup>中興之宗師<sup>ニ</sup>也、其<sup>レ</sup>後嗣次又断<sup>ラ</sup>矣、近来、日道宥林養林宥慶野釈<sup>等</sup>唯四世附<sup>ニ</sup>属<sup>シ</sup>寺院<sup>ヲ</sup>一、恭<sup>ニ</sup>敬<sup>シ</sup>宮殿<sup>ヲ</sup>一奉<sup>ニ</sup>從<sup>スル</sup>者也、今列<sup>スル</sup>コトハ<sup>ニ</sup>于津陽弥勒寺ノ末派<sup>ニ</sup>一、宥慶粟<sup>ニ</sup>密灌<sup>テ</sup>於<sup>ニ</sup>前<sup>ノ</sup>弥勒宥盛法印<sup>ニ</sup>一自<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>歸<sup>ス</sup>ニ<sup>一</sup>弥勒寺ノ裔<sup>ニ</sup>也、

さて、安政七年写本の「来由部」において、友松氏興がやって来て、尊躰や鎮座を調査したと語っているが、「来歴部」寛文四<sup>甲</sup>辰年条には「伝曰」として、より詳しく友松氏興と新宮熊野神社の別当や村長とのやりとりが記されている。(注<sup>27</sup>)

家老の友松氏興による御糺は、『家世実紀』寛文四年九月十四日条、『会津神社志』の吉川惟足による序文「因<sup>レ</sup>茲源公命<sup>ニ</sup>臣友松氏<sup>一</sup>、興<sup>レ</sup>自<sup>ニ</sup>頓丘<sup>一</sup>、覓<sup>レ</sup>国行去、或求<sup>ニ</sup>古老口授<sup>一</sup>、或窺<sup>ニ</sup>旧社縁起<sup>一</sup>、自<sup>ニ</sup>山川及草木<sup>一</sup>無<sup>レ</sup>不<sup>ニ</sup>尋窮<sup>一</sup>、而後会津風土記六年而漸功成」にあるとおりである。

この寛文年間の保科正之の御糺が、きつと主の命令を成し遂げようという強い意志をもつた友松氏興によつて実行された様子が、新宮熊野神社側からの視点で記録されている。新宮熊野神社側は「重慶曰、往古ヨリ秘密ニテ、別當社司ト云トモ直<sup>ニ</sup>尊体ヲ拜スコトナシ」、「押テ拜ル者神罰遠からず」と、古くから守つてきた信仰を述

べるのに対して、「氏興曰、誓と成るは輕事之、即時に死とも君命之何をいとふへき、速に扉を開くへし」、保科正之の命令をはたすためならば、死をいとわないと述べる。そんな友松氏興に対して、新宮熊野神社側は「辞するに詞なく神扉を開く」とことなつたと記載している。

実際に寛文年間の御札が行われた時のやりとりが、新宮熊野神社の儀式に関わる中条氏に伝わっており、この本文が増やされたのではないかと考えられる。

また、寛文七年に「御玉山講義御附録を御奉納」とあるが、『家世実紀』では寛文五年条であり、奉納の年代が異なる。寛文五年「九月廿八日、玉山講義附録、所々之神社江御奉納、且老并重役之面々へ一部つゝ被下」の記事として、「兼而御編集之玉山講義附録、此節板行致出来候二付、東照宮・高田村伊佐須美神社・塔寺八幡宮・諏方神社・新宮村熊野神社へ、一部つゝ御奉納可被仰出、将又家老共始重役之面々へ一部つゝ拜領被仰付、翌年十二月、伊勢豊宮崎御文庫江茂被成御奉納候」とある。

そして、(16)以降、享保六年まで修復を受ける(17)新宮寺について、住僧実宥が三代・松平正容に公聴(18)享保十四年、往古の鳥居を基として大鳥居を建立(再建立)する(19)元文二年、五月から六月の長雨により山崩れ、神殿葺名氏再興が破壊(20)住僧会秀、四代・松平容貞へ公聴、再興する(21)寛延三年秋、住僧弘秀が入院し修復、神宮寺の建立、中興(22)熊野神社の七不思議、利益靈験常に奇なること(明和六年)・(1)尊形の遷宮の儀式にあたる本文だが、渡辺直昌系統の本文を持つ資料叢書本は、末尾の(22)熊野神社の七不思議、利益靈験常に奇なること(元禄十五年)・(1)尊形の遷宮の儀式の末尾部分にあたる本文以外はない。

先に述べたが、この安政七年写本の本文は、代々の源氏の将軍によつて新宮熊野神社が保護されて、その神威を保っていると言語ものである。源義家による勧請から新宮熊野神社ははじまり、源頼朝による信仰と社領の寄附があつた。だが、世の乱れによつてそれらを失い、再び、源氏の将軍の「今日ノ天下」の親藩である会津藩が領主となつたことで、新宮熊野神社は「靈神の威光」と「名将の遺跡」をそなえ、この「奇なる事」を言祝いで「来由部」は本文を結んでいるのである。

まとめ

ここまで、『新宮雜集記』が語ろうとしていることを探るため、糸口として安政七年写本、その「来由部」の本文の分析を行った。

安政七年写本の「来由部」は、まず、源義家による会津への熊野神社の勧請から始まり、源頼朝からの信仰と社領や「一山の開記證判」を賜つたことを述べる。

その後は、世が乱れ、新宮熊野神社は衰え、ついには、源頼朝の「一山の開記證判」の盜難と紛失という危機をむかえる。一時は、鎮守府將軍・藤原秀郷の末裔である蒲生氏<sup>(注28)</sup>の寄附で「衆人愴ひの眉をひらき」、修補を受けるが、慶長の大地震や領主の加藤氏への交代で再び、「鎮守の尊崇を忘れ」られた神社となつてしまった。

しかし、「今日ノ天下」の江戸幕府の一族である保科正之(源左中将)が会津の藩主となり、以降、代々の藩主によつて保護を受け、新宮熊野神社は「靈神の威光」を備えた「名将の遺跡」と、信仰を集める「奇なる」神社であると本文は言祝ぐ。



安政七年写本の「来由部」は、新宮熊野神社が「今日ノ天下」の「河海ノ源水、喬木ノ本根」である源義家の勸請に始まり、源頼朝の信仰を得、中世には戦乱で衰えたが、再び、源氏の將軍の一族である会津藩・保科正之と代々の藩主によって「宮殿廊閣、昔の春に●<sup>掃</sup>れり」と語る。これは、会津藩側からすれば「今日ノ天下」である自分達の支配者としての權威の源である「源義家」を守る政策である一方、在地側、会津の新宮熊野神社側からは、戦乱や度重なる領主交替で失った保護や社領を取り戻す根拠となった。

渡辺直昌系統の資料叢書本において、中世に新宮氏が滅びたことも、源頼朝の「二山の開記證判」を盗んだ神主が殺されたことも、「神明ノ禁メ」と熊野の神の神威を語っていた。それに対して、中条度泰系統の安政七年写本では、中世を「天下大に乱れた時代として語り、新宮熊野神社の衰えはその「乱」の為で、「今日ノ天下」の江戸幕府の一族である保科正之（源左中将）が「御札」を行ったことで、「昔の春」、つまり、源義家が勸請した頃に戻ったとする。ここから、中条度泰系統の本文は、源氏の將軍・会津藩を意識した本文を作り上げているのではないかと考えられる。

また、会津藩が行った御札、その実行者である家老の友松氏興の行動については、中条度泰系統にのみ記載されていた。ここでは、中世以来の新宮熊野神社の祭祀のしきたりを守ろうとした別当や村長に対して、新たに会津の藩主となった保科正之の命令を、自分の命をかけても成し遂げようとする友松氏興の強い意思と行動力が語られている。これは、中世の在地の勢力「郷頭」らが残る会津で、新たな領主である保科正之が「郷頭」たちの勢力を排除して近世的地方支配を實現」していく過程ではないだろうか。

その上で、中条度泰が附した割注や、増やした本文からは、自分

は新宮熊野神社の祭祀を担う立場であるとの自負が見出されるのではないか。遷宮については「往古より田部氏・中条氏・別当と一緒に七日の精をなし出る旧例之、その餘、出ることを許し玉はず」、また、神道の神と仏教の仏菩薩を分けようとした会津藩の政策に対しては、源頼朝の信仰した文殊菩薩を「元禄十三庚辰年秋、再興所一万宮の本尊是之」と、一万宮の本地仏であると本文を増やしている。

なお、この「来由部」の後には、熊野の本地譚である「同開闢記」や新宮の地名の由来などをまとめた「新宮旧跡之部」、「来歴部」がある。さらに分析を行うことで、中条度泰の再編纂の意図の他、渡辺直昌が『新宮雜葉記』を元禄十五年に編纂した意図が明らかになってくるのではないだろうか。

『神祇全書』第四輯 株式会社思文閣 明治四十一年五月発行 昭和四十六年五月復刻

『続々群書類従 第八 地理部』続群書類従完成会 昭和四十五年四月

『今昔物語集 三』日本古典文学大系 岩波書店 昭和三十六年三月

『平家物語』日本古典文学大系 岩波書店 昭和四十一年三月 第九刷

『会津藩家世実紀』第二巻 昭和五十一年三月・第六巻 吉川弘文館 昭和五十五年二月・第八巻 吉川弘文館 昭和五十七年二月・第九巻 吉川弘文館 昭和五十八年二月

志立正知氏『歴史』を創った秋田藩 モノガタリが生まれるメカニズム』笠間書院

平成二十一年一月

白井哲也氏『日本近世地誌編纂史研究』思文閣出版 平成十六年二月

（注1）本論では、菊池研介『会津資料叢書』（大正六年十一月）以降、『喜多方市史

第四卷（平成七年六月）においても『新宮雑葉記』と統一されて呼ばれていることをふまえ、『新宮雑葉記』と表記する。

菊池研介『会津資料叢書』の「解題」に、以下のとおりにある。

新宮ハ今耶麻郡慶徳村ノ大字ナリ。コ、二鎮座セル熊野神社ハ源義家ノ勸請ナリト云フ。爾来星霜八百年、此間ニ於ケル沿革及宝器等ヲ詳記セルモノ即チ本書ナリ。書中、開闢記ノ如キハ、本地垂迹説ニ因リタルヲ以テ、信憑スルニ足ラズト雖モ、其来歴部ハ、新宮ヲ中心トシテ会津二起レル史上ノ事実、天変、地妖等ヲ詳記セルガ故ニ、会津研究ノ好資料ナリ。而シテ本書ヲ会津旧事雑考ニ対照スルニ、事実月日符号シ、彼ニ無シテ此ニ在ルモノアリ。且彼ハ寛永二十年二筆ヲ止メタルモ、此ハ宝永七年マデノ事実ヲ載セテルヲ以テ、六十七年間ニ於ケル事件ヲ見ルベシ。

『会津資料叢書 第二』については、国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp>）によった。

〔注2〕 『新宮雑葉記』の活字化されているテキストは、左記の三本である。

〔1〕渡辺直昌（元禄十五年）系統として、

・菊池研介『会津資料叢書』所収『新宮雑葉記』大正六年

・喜多方市史編纂委員会『喜多方市史 第四巻 考古・古代・中世 資料編Ⅰ』所

収『新宮雑葉記』平成七年（『会津資料叢書』所収『新宮雑葉記』を底本に、武藤恵

紀氏本によって校訂）

〔2〕中條度泰（明和六年）系統として、

・喜多方市教育委員会『喜多方市史資料叢書 第7集』所収『新宮伝記』平成二十年

三月

〔注3〕 『宮城学院女子大学大学院 人文学会誌 第十八号』平成二十九年三月（平成

三十一年四月、いわき明星大学は医療創生大学へ名称を変更）

〔注4〕 『喜多方市史 第四巻 考古・古代・中世・資料編Ⅰ』（平成七年）の「解題」

中に「現在、熊野神社の宝庫に所蔵されている『雑葉記』（宝庫本）」と記載されているため、ならって「宝庫本」と表記する。

〔注5〕

喜多方市教育委員会『喜多方市史資料叢書 第7集』の目次を参考に本文の追加部分を整理した。追加部分については、翻刻されている記事と記事との行間が空いている箇所を区切った。カッコ内は本文引用である。『喜多方市史 第四巻 考古・古代・中世・資料編Ⅰ』（平成七年）の「解題」には、「その後、天保十四年（一八四三）に至る歴代住職の追書や、明治三十九年（一九〇六）熊野神社に大小二振を寄進した新宮村の村民の名と、その時の新宮村の区長が詠んだ歌が記されている」とある。どの本文から別筆であるのかについては、『喜多方市史 第四巻 考古・古代・中世・資料編Ⅰ』の翻刻には記載されていない。

〔注6〕

『新宮伝記』明和八年卯月条（『喜多方市資料叢書 第7集』）の記事で、新宮熊野神社の別当から、「拝見」しに来る者がいない「光源氏の御系図巻軸」を、『新宮雑葉記』へ書き写すように命じられたと述べる。『新宮雑葉記』を閲覧に来る者、つまり、源義家による熊野神社勸請の由来や、熊野の本地譚などを享受する層が一定して存在しているとわかる。系図のあとには「光源氏の御系図巻軸」の奥書も筆写されている。（句読点、筆者による）

同年卯月、前々奉納の 近衛信基卿の御筆、光源氏の御系図巻軸、重

太なる処末迄拝見するものなし、此書へうつし置てよと別当のありし

まま写すこと、左のことし

光源氏系図…（系図・略）…

光源氏の物語けいづといふもの、いづれの代にいでき誰人のしわざといふ事をしらす、くでんまちくにして、ぜひをわきまへかたし、定てしてん事うつしのあやまりあるへし、此頃この物語に心ざすともがら、三四ヶ年がほどだがひにあひからたひ、五十余帖のうちしづかにひらきみて、ぐわんらいをかいたらば、浮詞をきりきる、なかん

づく、うじ、やから、たしかならず、前後みえざるともがらをは、一卷一まきにおき々を一人々ついにしして、対論潤色をへ、すなわち、書うつしけんかうをどぐるものなり、おほよそ、彼物語は代々のもてあそびとして、家々註釈数おほしといへども、桃花坊の禪閣相符の洪海の遺漏を決し給へるにへたるはなかるべし、□□にものこれをひろい、あやまりをあらたむる、されは後世のともがら、なんぞしたかはさらんやと筆をのこし給へれば、今のけいづのおもむきも、此ぎりとはとしく定めをける、中にもなをあやまりなきにあらざるべし、将来の君子かならず心さしをおなじくすべしといふ事しかり、ときに長享二のとし春陽の三月これをしるしをいりぬ

此けいづは、三条前の内大臣さねたか公のしんざくにて侍り、このころ、この物語に心さずともがらときこゆるは、そうぎほうし、又、故中納言もつな卿などぞ、よるひるかたらひあへる此人どもの事にやと、おほえ侍るさるべし

永正四年五月十二日に書きたしをはりぬ

(注7) 安政七年写本は、本文中に宝庫本と本文の異同が認められる箇所がある。「来暦部」については、宝庫本の後桜町院の宝暦十二年までではなく、桜町院・元文三年までしか書写されていない。

(注8) 白井哲也氏『日本近世地誌編纂史研究』思文閣出版、平成十六年二月

白井氏の指摘のある「郷頭」について例を挙げれば、『家世実紀』万治三年(一六六〇)に「五月十五日、郷頭并百姓之内、分外之驕在之段、其下々を掠私可有之様、思召急度可致吟味、且於地下猥酒為造間敷旨被仰出」、「郷頭并百姓共之内、自分之富二任せ、奢有之屋作等二至迄、分限二不応結構成儀仕、…(後略)」と、ぜいたくな生活を送っている様子が記されている。「御政治御執行之御趣意」は、『家世実紀』寛文三年(一六六三)七月二十五日に示されている。そのうち、「七月廿五日、新地之寺社取立、或者無

故而致出家候儀御停止、且異色異言之輩御制禁被仰出」は、左記の通りに、新たな寺社を認めないこと、小規模の寺やあやしい社を認めないこと、理由(筋目)のない出家を認めないこと、あやしい言動をなす禰宜巫祝たちを禁じること、それらを会津藩内から追い払うことが明記されている。

新地之寺社取立候儀、兼而被仰出候通彌可致無用候、故而取立候儀候ハ、其旨申出可任差図候、然上者、少分之小寺并狐禿念類之社二而も為取立申間敷候、若取立候者有之候ハ、禿候様、且無拋諷有之者歟、或者可成出家二筋目有之者之義者、可為格別候得共、望候として致出家候事無用二候、能々致吟味有油断間敷旨、此余禰宜巫祝等、奇怪成事申候ハ、致禁制、其外異色異言之輩急度御領内可追払旨被仰出之

続く、『家世実紀』寛文四年九月十四日、寺社縁起御改被仰付」条には、寺社縁起の編集の記事がある。

御領内并御預所共二、神社之數垂跡本地名神姪祀勸請年歴之由来、并仏寺之數開基年歴之由来、社人社僧住持看主、虚言不申様二具二相改候様、佐藤勘十郎二被仰付候間、勘十郎物主二相成、赤羽市右衛門・菅勝兵衛と致相談、町奉行鶴沼善助・木村忠右衛門、郡奉行井口弥五右衛門・吉村善兵衛・笹沼与左衛門・佐藤武兵衛等引加、明細二遂吟味候処、翌寛文五巳年四月中迄、銘々為差出真偽致取捨、都而縁起二十四冊之内、寺院十八冊、神社四冊、堂宇志冊、新地寺院志冊編集成就

この記事中の「佐藤勘十郎」が、会津藩の家老の友松氏興である。小島一夫氏『会津藩人物辞典(文人編)』(歴史春秋社、平成二年十二月)によると、友松氏興は「通称を勘十郎といひ、而齋と号した」とある。

そして、『家世実紀』寛文十二年閏六月十日に「御領内神社改定之巡見相畢」とある。

(注9) 『神道大系 延喜式(上)』神道大系編纂会 平成三年

蚕養神社について、『家世実紀』寛文七年七月五日条に再興の記事がある。

七月五日、蚕養社御再興、

蚕養社者延喜式内奥州一百座之内二而、会津郡二鎮座有之、祭神者稚産靈神專蚕養之儀を被為守候神二候処、額転二及旧社地不審体二相成居候故、此社神名帳ニも被載置名神之事ニ候条、所之者ニ相尋、社之旧地相知候ハ、為相統、先小分二祠鳥居等建置、神主之儀致吟味可申上旨、寛文四年八月被仰出候間、此旨町奉行ニ申渡旧記為相尋候処、博旁町未御持組町之中より北へ行候猪苗代街道之傍、字蚕養宮と唱候地有之候得共、祠者無之、其所二槻之大成古木式本神木と申尊、致蚕養候者致参詣候、此木之在所者道之東ニ而西者田地二候、此所二慶長之末年迄小祠立居候を覚候者も候得共、何之祠と申儀者不相知候、先者此場所旧地之様二候、然共尚御蔵入御私領相尋、脇々ニ蚕養社之真旧地相見候ハ、其節可申上旨、同年九月御請申上候後、尚吟味之上蚕養社之旧地外ニ者無之、彌此地ニ相決、…(中略)…且御神体之儀者、吉川惟足ニ御頼箱勧請被仰付、追而可被差下候、…(中略)…今

日蚕養社御再興御普請全御成就二相成候、

翌年、『家世実紀』寛文八年五月十一日条には「蚕養国神社領拾石御寄附被、御黒印被下」とある。山崎闇斎の講義をまとめた『神代卷講義(浅見綱齋)』には、「○養蚕」。コレガ養蚕の始リゾ。養蚕官方延喜式ニアルガ、今会津ニアル中將様ヨリ興シテ、カツキリト今ハヲコリテアル。定テ三石バカリ田モツイテアラフ、町ハツレニアリ。」とある。(『日本思想体系』近世神道 前期国学『岩波書店 昭和四十七年』)

(注10) 安政七年写本の「来暦部」には慶長六年、上杉景勝が羽州へ移った記事に続き、「同年九月廿六日」条に、蒲生秀行が宇都宮から会津へ再び領主となつて戻つてきたこと、蒲生秀行から来由の糺しを受けて、「源君奉納シ玉フ鞍

鍔ヲ呈上」し、寄附として「御知行五十石」を与えられたことが記載されている。この記事から考えると、寛文年間の会津藩による御改めにおいては、実際には、源義家奉納の鞍鍔ではなく、それと引き換えとなつた蒲生秀行からの寄進の証文(御黒印)が、証拠の品として示されたのであろうか。つづく、安政七年写本「来暦部」の寛永三年の記事には、「八幡太郎義家公の「乘玉ふ所の鞍と鍔」という「重玉」を「呈上官府(蒲生氏へさした)」ところ、「無返」とある。源義家勧請の神社である証拠として提出したが、蒲生氏から返してもらえなかった、ということなのであろうか。

(注11) 塔寺八幡神社と新宮熊野神社の名がならんで確認できる『家世実紀』の記事として、以下を例に挙げる。

寛文五年「九月廿八日、玉山講義附録、所々之神社江御奉納、且老并重役之面々へ一部つゝ被下」の記事にて、「兼而御編集之玉山講義附録、此節板行致出来候二付、東照宮・高田村伊佐須美神社・塔寺八幡宮・諏方神社・新宮村熊野神社へ、一部つゝ御奉納可被仰出、将又家老共始重役之面々へ一部つゝ、拜領被仰付、翌年十二月、伊勢豊宮崎御文庫江茂成御奉納候」とある。

また、寛文七年九月二十五日条では「依御凶事打続候、上々様御安全長久之御祈禱、加判之者共申合諸寺者へ申付、当年者度々之洪水、加之御不幸事有之候二付、高田伊佐須美・塔寺八幡・滝沢八幡・猪苗代替椅・新宮熊野・郭内諏方・御城内稲荷・鳥居町八角・柳津虚空蔵二而、中將様奥様 若殿様 御新造様 市正様御安全御長久之儀、…(後略)…寛文十二年十二月十日、中將様御病氣不被成御勝候二付、寺社江御祈禱被仰付、中將様御病体御勝無之、殿様より御意を以御祈禱之儀吉川惟足江被成御頼、尤伊勢神明江御立願在之、於会津者猪苗代替椅明神・同警梯明神・飯豊山権現・新宮熊野社・小川庄八幡社・塔寺八幡宮・滝沢八幡社・御山八幡社・羽黒山権現社・小平瀧天神社・高田伊佐須美社・柳津虚空蔵堂・郭

内諫方社・鳥居町八角社・町分蚕養社・南町稲荷社江御立願<sup>ニ</sup>而御祈祷、  
…(後略)とある。新宮熊野神社は、会津藩や藩主保科正之とその家族の  
ための祈祷を命じられている寺社のうちのひとつである。

なお、『会津風土記』の新宮熊野神社の記事の割注に、「在新宮村、此与  
<sup>ニ</sup>岩沢之本宮栗生沢之那智<sup>ニ</sup>謂<sup>ニ</sup>三所権現<sup>一</sup>とあり、「新宮村の新宮熊野神  
社のほかに、岩沢に熊野神社の本宮、栗生沢に熊野神社の那智、それらを  
まとめて「三所権現」という」と読み取れる。『会津風土記』において、新宮  
村の新宮熊野神社は、紀伊国の新宮速玉神社にあたるという理解で割注が  
執筆されたのだろうか。だが、新宮熊野神社側(『新宮雜葉記』)では、源義  
家が最初、熊野堂村に熊野神社を勧請した、その後<sup>ニ</sup>に現在の場所に移した  
ために新宮熊野神社というところある。新たな場所に神社を移したために「新  
宮」の名称であるとの主張である。『会津風土記』編纂時に、会津藩側は、  
新宮熊野神社が提出した縁起以外の、他の縁起・伝承を参考にしたのだろ  
うか。なお、安政七年写本の「同開闢記」では、「紀州の熊野に侍る所の縁  
起の趣<sup>ニ</sup>諸神靈顯赫<sup>ニ</sup>事<sup>一</sup>と割注にあり、熊野の本地譚が語られる。この割注  
からは、新宮熊野神社と那智との交流がうかがえるのではないか。

(注12)

『熊野山縁起』(『会津資料叢書』所収)句読点、筆者による。  
東奥会津耶麻郡熊野山新宮去<sup>ニ</sup>津陽城<sup>一</sup>、行程三十五里<sup>ニ</sup>而今当<sup>ニ</sup>野<sup>一</sup>  
之乾<sup>ニ</sup>也

当宮<sup>ハ</sup>者昔時後冷泉院ノ御宇、多田満仲之孫裔源頼義ノ嫡男八幡太郎義家東  
征<sup>シテ</sup>而赴<sup>ニ</sup>奥州<sup>一</sup>、欲<sup>シテ</sup>攻<sup>レ</sup>下<sup>ニ</sup>擊<sup>セ</sup>コト<sup>一</sup>於夷賊安倍ノ貞任宗任<sup>上</sup>、天喜康平  
間争鬪之祈<sup>テ</sup>于熊野三所権現<sup>ニ</sup>、曰願<sup>ハ</sup>揚<sup>ニ</sup>譽<sup>ヲ</sup>於精銳<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>意遊<sup>シ</sup>帰洛<sup>ス</sup>  
ル<sup>トキハ</sup>則築<sup>キ</sup>三社<sup>ヲ</sup>東奥<sup>ニ</sup>、將<sup>ス</sup>成<sup>ニ</sup>其ノ誓願<sup>ヲ</sup>、而遂<sup>ニ</sup>到<sup>リ</sup>奥州<sup>一</sup>、奮  
<sup>ニ</sup>軍威<sup>於</sup>四圍<sup>ニ</sup>、拔<sup>シ</sup>武勇<sup>ヲ</sup>於甲兵<sup>ニ</sup>、悉<sup>ク</sup>擊<sup>テ</sup>殺<sup>シ</sup>於貞任宗任<sup>ノ</sup>一族<sup>ヲ</sup>、  
平<sup>治</sup>国家<sup>ヲ</sup>、東国ノ群士恐<sup>レ</sup>懼<sup>シ</sup>於義家<sup>ノ</sup>之武威<sup>ヲ</sup>、而竟<sup>ニ</sup>畏服<sup>ス</sup>矣、義家  
帰<sup>ニ</sup>洛陽<sup>一</sup>後賜<sup>テ</sup>賞<sup>ヲ</sup>叙<sup>シ</sup>任<sup>ニ</sup>從五位出羽守<sup>一</sup>也、於<sup>テ</sup>茲<sup>ニ</sup>康平五年不<sup>レ</sup>克<sup>ニ</sup>

戻止<sup>スル</sup>コト、而撰<sup>レ</sup>境<sup>ヲ</sup>定<sup>テ</sup>地<sup>ヲ</sup>得<sup>ニ</sup>此ノ郡<sup>ヲ</sup>、東面<sup>ニ</sup>築<sup>テ</sup>於<sup>ニ</sup>三所権現廟基<sup>ヲ</sup>、  
而号<sup>シテ</sup>名<sup>ニ</sup>熊野山新宮<sup>一</sup>、附<sup>ニ</sup>三所権現<sup>一</sup>也、加施宮前<sup>ニ</sup>創<sup>シ</sup>高閣<sup>ヲ</sup>、藩籬<sup>ノ</sup>  
中<sup>ニ</sup>建<sup>ニ</sup>靈堂末社<sup>ヲ</sup>、東<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>薬師堂文珠堂<sup>一</sup>、西<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>阿弥陀堂<sup>一</sup>、南<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>  
虚空藏堂<sup>一</sup>、北<sup>ニ</sup>二十王堂<sup>一</sup>、又末社<sup>ニ</sup>會<sup>テ</sup>諸神<sup>ヲ</sup>、列<sup>ス</sup>其ノ間<sup>ニ</sup>也、社僧社  
務職奉<sup>テ</sup>而祭<sup>リ</sup>此<sup>ノ</sup>神魂<sup>ヲ</sup>、表<sup>シ</sup>祝<sup>ヲ</sup>禮<sup>ヲ</sup>、奏<sup>シ</sup>舞<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>殿<sup>上</sup>、以<sup>テ</sup>治  
<sup>ニ</sup>神事<sup>ノ</sup>之制也、偉哉、靈瑞<sup>ニ</sup>現<sup>ル</sup>鳴<sup>ル</sup>世<sup>ニ</sup>、年六月十五日貴賤<sup>ノ</sup>運<sup>心</sup>不<sup>レ</sup>遠<sup>ニ</sup>  
七<sup>ニ</sup>數百里之風烟<sup>一</sup>、來<sup>テ</sup>詣<sup>ス</sup>ルコト<sup>ヲ</sup>于宮前<sup>ニ</sup>及<sup>リ</sup>今<sup>ニ</sup>矣、時世推<sup>テ</sup>移<sup>テ</sup>靈蹤<sup>ヲ</sup>大半穿<sup>レ</sup>  
破<sup>シテ</sup>而供<sup>産</sup>毛亦断<sup>フ</sup>矣、越<sup>コト</sup>慶長中前<sup>ニ</sup>津陽<sup>ノ</sup>太守蒲生秀行公命<sup>ニ</sup>社職<sup>ニ</sup>  
於<sup>ニ</sup>義家創建之證<sup>ヲ</sup>來<sup>テ</sup>社職<sup>ニ</sup>告<sup>グ</sup>其<sup>ノ</sup>旧因<sup>ヲ</sup>、呈<sup>上</sup>上<sup>ニ</sup>銘<sup>ス</sup>義家姓名<sup>ヲ</sup>、較  
鑑<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>公殿<sup>一</sup>矣、故<sup>ニ</sup>太守感<sup>得</sup>而屬<sup>シテ</sup>為<sup>ス</sup>先<sup>ニ</sup>之禮<sup>ニ</sup>附<sup>ニ</sup>三所権現<sup>一</sup>社供<sup>ニ</sup>五十斛<sup>一</sup>  
也、同十六年<sup>ノ</sup>秋地震連日振動<sup>シテ</sup>山岳顛<sup>摧</sup>河水涌溢<sup>シテ</sup>宮社間<sup>ニ</sup>欲<sup>ス</sup>没<sup>ル</sup>倒<sup>セ</sup>  
<sup>ニ</sup>、故<sup>ニ</sup>達<sup>シ</sup>于太守<sup>ノ</sup>之高聽<sup>ニ</sup>奉<sup>テ</sup>命<sup>ヲ</sup>修<sup>ス</sup>壞<sup>ニ</sup>宮廢社<sup>ヲ</sup>也、寛永年中加藤嘉  
明公就<sup>ニ</sup>玉<sup>一</sup>封<sup>ニ</sup>于津陽<sup>一</sup>、時准<sup>ニ</sup>旧例<sup>一</sup>賜<sup>ニ</sup>三所権現<sup>一</sup>於<sup>ニ</sup>諸寺社<sup>一</sup>、専<sup>ラ</sup>受<sup>ク</sup>其  
ノ租<sup>ヲ</sup>也、於<sup>テ</sup>是<sup>ニ</sup>當<sup>ニ</sup>宮從者<sup>ノ</sup>モ亦要<sup>シテ</sup>獻<sup>ス</sup>コト<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>先規<sup>ノ</sup>之證<sup>ヲ</sup>判<sup>ラ</sup>赴<sup>ク</sup>城下<sup>ニ</sup>  
<sup>ニ</sup>、恨<sup>ハ</sup>焉暴雨頻々<sup>トシテ</sup>河水激湍<sup>シ</sup>行程判断<sup>スル</sup>コト<sup>ハ</sup>尚<sup>シ</sup>矣、故<sup>ニ</sup>時移<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>達<sup>ニ</sup>公  
間<sup>ニ</sup>又闕<sup>ス</sup>於<sup>ニ</sup>社領旧例<sup>一</sup>也、自<sup>レ</sup>爾以來靈堂末社自<sup>ラ</sup>泯<sup>絶</sup>而唯<sup>有</sup>三社  
高閣<sup>ニ</sup>而已

然後、寛文三年僧某申<sup>ス</sup>修<sup>セ</sup>コト<sup>ヲ</sup>廢<sup>シ</sup>社<sup>ヲ</sup>奏<sup>シテ</sup>宮府<sup>ニ</sup>、達<sup>シテ</sup>希望<sup>ヲ</sup>於  
<sup>ニ</sup>当位貴大君之高聽<sup>ニ</sup>、奉<sup>テ</sup>禄<sup>ヲ</sup>興<sup>ニ</sup>宮殿高閣<sup>一</sup>重肇<sup>トス</sup>ル<sup>レ</sup>始<sup>也</sup>、是<sup>レ</sup>  
非<sup>ヤ</sup>所謂神之遺風<sup>一</sup>乎、吾<sup>カ</sup>寺院<sup>ハ</sup>者從來<sup>ニ</sup>別<sup>ニ</sup>當<sup>ニ</sup>職<sup>一</sup>而冠<sup>リ</sup>于<sup>ニ</sup>社僧<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>也、  
故<sup>ニ</sup>号<sup>ス</sup>熊野山新宮寺<sup>一</sup>、雖<sup>レ</sup>然年曆<sup>ノ</sup>遙<sup>ク</sup>而住職<sup>ノ</sup>階<sup>ノ</sup>數<sup>亦</sup>杜<sup>絶</sup>矣、大永中雄  
阿闍梨住<sup>ニ</sup>吾<sup>カ</sup>寺<sup>一</sup>、統<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>絶<sup>ニ</sup>起<sup>ニ</sup>云<sup>ニ</sup>綱<sup>ヲ</sup>、斯<sup>レ</sup>謂<sup>ニ</sup>是<sup>ヲ</sup>中興<sup>ノ</sup>之宗師<sup>一</sup>  
也、其<sup>ノ</sup>後嗣<sup>次</sup>又断<sup>フ</sup>矣、近来、日道有<sup>ニ</sup>林養林有慶野<sup>一</sup>唯<sup>ニ</sup>四世附<sup>ニ</sup>屬<sup>ニ</sup>寺  
院<sup>ヲ</sup>、恭<sup>ニ</sup>敬<sup>ニ</sup>宮殿<sup>ヲ</sup>奉<sup>テ</sup>從<sup>ス</sup>者<sup>也</sup>、今<sup>レ</sup>列<sup>ス</sup>于<sup>ニ</sup>津陽<sup>一</sup>彌勒寺<sup>ノ</sup>末派<sup>ニ</sup>、有  
慶粟<sup>ニ</sup>密灌<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>前<sup>ニ</sup>彌勒<sup>一</sup>有<sup>ニ</sup>盛法印<sup>一</sup>自<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>歸<sup>ス</sup>彌勒寺<sup>ノ</sup>裔<sup>ニ</sup>也、當<sup>ニ</sup>宮開闢<sup>一</sup>以<sup>テ</sup>  
至<sup>ニ</sup>當<sup>ニ</sup>今<sup>一</sup>曆<sup>ニ</sup>五百四年<sup>一</sup>、當<sup>ニ</sup>寺中興<sup>一</sup>後百四十余年也、草創<sup>ハ</sup>是同<sup>ニ</sup>當

社洪基<sup>一</sup>、今茲春ノ之孟依<sup>二</sup>鈞命<sup>三</sup>、而往々<sup>ニ</sup>顯著<sup>ス</sup>於諸山之旧記<sup>ヲ</sup>、当宮是<sup>レ</sup>年代阻隔<sup>ニシテ</sup>而雖<sup>ニ</sup>序次不明<sup>ナリト</sup>略述<sup>シテ</sup>来由<sup>ノ</sup>之大意<sup>ヲ</sup>、以呈<sup>シテ</sup>官府<sup>ニ</sup>、謹<sup>テ</sup>而監<sup>ス</sup>焉<sup>一</sup>、

維時寛文五乙巳年二月下幹

当社別当熊野山新宮寺三光院

真言沙門

阿闍梨重慶記

新宮寺代々住持

<sup>中興</sup>雄仁<sup>阿闍梨</sup> 日道 宥林 養林

有慶 重慶

末山新宮寺住持

<sup>中興</sup>龍藏院 長円房 春識房 歡悅房

行我房 正意房

奥州路会津耶麻郡新宮村諸法山神宮寺

去<sup>二</sup>津陽城<sup>一</sup>行程三十五里而當<sup>二</sup>

郭之乾<sup>一</sup>為<sup>二</sup>同郡新宮寺末裔<sup>一</sup>也

当院ハ者当宮<sup>ノ</sup>之奥院<sup>ニシテ</sup>而年々奉從而社僧職其<sup>ノ</sup>一ナリ也、開基年来疑<sup>ラ</sup>ハ是齋<sup>ラ</sup>ニ于当洪基<sup>ニ</sup>矣、雖<sup>レ</sup>然住僧統<sup>モ</sup>亦闕如<sup>ス</sup>焉、故自他宗交嗣<sup>ニ</sup>繼<sup>ス</sup>於寺院<sup>ヲ</sup>、自<sup>二</sup>往古<sup>一</sup>及<sup>テ</sup>今<sup>ニ</sup>、恭敬於当宮<sup>ヲ</sup>一年月尚<sup>シ</sup>矣、故<sup>ニ</sup>今時<sup>モ</sup>亦依<sup>レ</sup>無<sup>ニ</sup>密宗<sup>ノ</sup>徒<sup>一</sup>、借<sup>ニ</sup>往<sup>ス</sup>於浄土之沙門<sup>ヲ</sup>、令<sup>レ</sup>奉<sup>ニ</sup>承<sup>ス</sup>当社<sup>ヲ</sup>、更<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>怠慢<sup>一</sup>、後來何<sup>ヲ</sup>屬<sup>シヤ</sup>他門<sup>ニ</sup>哉、可<sup>レ</sup>統<sup>ク</sup>密灌<sup>ノ</sup>之住<sup>ヲ</sup>者也

寛文五乙巳歲舍二月日

神宮寺当住沙門

木本道

福島県立図書館蔵の菊池研介編『会津資料解題』(写本・明治末)に、以下の通りにある。(筆者注・「」内割注)

會津寺社縁起 寫本一卷

寺社の縁起を集録したるものにして熊野山新宮寺縁起の末文に

今茲春之孟依鈞命而往々顯著於諸山之舊記當宮是年代阻隔而雖序

不明畧述来由之大意以呈官府謹而監焉

とありて藩命により各寺社より進録したるものなり各縁起は寛文五年

正月乃至三月に撰進せり本書収むるところ如左

津川新善光寺、耶麻郡熊野山新宮、同新宮寺、下荒井蓮華寺、飯

豊山、恵日寺、柳津円藏寺、熱塩示現寺、小高木延壽教寺、大沼

郡萬劫寺、大沼郡文明寺、大沼郡善龍寺、天寧寺、大沼郡惠倫寺、

金剛寺、大沼郡満藏寺、大沼郡松栄寺、河沼郡八葉寺、弥勒寺、

觀音寺、融通寺、願成寺、大沼郡高巖寺

日新館志卷十八に云

寛文五年春正月先公將編風土記也命寺院社家各録其縁由及口碑所

傳而上之分爲四部曰寺院部〔自一卷至十八卷天台真言臨濟曹洞淨

土時宗法華親鸞宗〕曰寺社部〔自十九卷至廿二卷〕曰堂宇部〔二十三

卷〕曰新地寺院部〔二十四卷〕

と右の如く二十四卷に合綴したるものなり今存するものは抜書一卷なり誠に惜しむべし

この菊池研介の『會津寺社縁起』写本一卷については、現在の所在はわからない。なお、『国書総目録』には『會津寺院縁起』二四卷 ⑧寺院 ⑨蓮沼由道編 ⑩寛文五 ⑪會津松平家とある。

(注13)

『奥羽軍志』国文学研究資料館(<http://www.nijiac.jp>): 書誌URL: [http://dbrec.nijiac.jp/KTG\\_B\\_200016384](http://dbrec.nijiac.jp/KTG_B_200016384) (句読点 筆者による)

奥羽軍志序

「河海至<sup>テ</sup>大<sup>ナリ</sup>、然<sup>モ</sup>無<sup>レ</sup>シ不<sup>レ</sup>スト<sup>コト</sup>有<sup>ラ</sup>源水<sup>一</sup>、喬木其<sup>レ</sup>榮<sup>フ</sup>、然<sup>モ</sup>無<sup>レ</sup>シ不<sup>レ</sup>スト<sup>コト</sup>有<sup>ラ</sup>本根<sup>一</sup>也、

本朝軍功之大ナル武林ノ榮フル、以テ鎌倉ノ右幕下ノヲ為レ盛リト矣、然ルニ無セハ頼義・義家、則豈ニ以テ貶謫ノ身ニマ、俄ニ擁ニセシ主將ノ器ヲ哉、原「夫レ承平ノ之役貞盛・秀郷誅ニ戮ミ將門ノヲ、勲功藉甚リ、故ニ其ノ氏族蔓ニ衍ス於東州ニ、所謂小山結城坂東ノ八平氏等共ニ是レ一州之豪一郡ノ之長ナリ也、何ソ必立ニシメ人ノ之下風ニ哉、頼義・義家膺ニ將帥ノ之任ニ再ヒ征ス奥羽ノヲ、前度、誅ニシ貞任ノヲ擁ニシ宗任ノヲ、後度ハ殺シ武衡ニヲ戮ニシ家衡ノヲ威振ニヒ東塞ニミ、名冠ニタリ北關ニミ、自レ是レ以來關左ノ士林藤平等ノ諸族、悉ク為レ源家ノ興亡ト、故ニ逢テ右幕下ノ勃起ニ、無シ不レ」ストゴト左ノ祖源氏ニミ、是知マ、右幕下ノ之勲業為レ「頼義・義家ノ之貽厥」也、可レシ謂マ、河海ノ之源水、喬木ノ之本根ナリト也、然モ右幕下之事ハ膾ニ炙人口ニ、挙レテ世知ル之、頼義・義家ノ之武功、雖レモ知ニルト大概ノヲ、不レ詳ニモ頼末ノヲ余嘗テ在リ京洛ニミ、見ル槐門秘府ノ所ノ藏陸奥語記ニ、在テ武江ニ見ル貴介公族所ノ伝後三年ノ記古書草子ノヲ、併ニセテ二部ノヲ而シテ后ニ乃知マ、二將ノ之難ク為レ父、難キヲ為レ子ノ勇名、雖レモ漢ノ之絳侯・條侯唐ノ之李晟・李愬ト、不レサランコトヲ能ハハ擅ニニスルト其ノ美ヲ於兩朝ニ也、頃歲ニ記伝ニハ写シテ往往ニ有レレ之、方ニ今マ洛ノ書肆和泉ノ掾時元、合ニ刻シテ欲ニ広ク行ニト于世ニ、余喜ニフ二將ノ戰策流ニ播スルトコトヲ圖ニ、

(注14)

渡辺直昌系統「由来之部」冒頭部分(『云津資料叢書』所収『新宮雜集記』)、句讀點は筆者による。

(注15)

奥州路会津県耶麻郡熊野山三社大権現開興ノ昔ヲ伝ヘ侍ルニ 後冷泉院ノ御宇、安倍ノ貞任王威ヲ背キシ時 八幡太郎源義家公、渠レヲ追討ノ為メ天喜康平ノ際、多クノ春秋ヲ経玉フ、イト六ヶ敷カリシニ、熊野三所ニ信心ヲ凝シ、此軍利有ランニ於テハ東奥ニ三所ヲ選シ奉ラント祈リ給ヒシ驗シニ、事故無ク東夷平カニ成ヌ、因願三ツノ御社ヲ当州ニ奉遷ス、熊野三所、南紀ノ例ニ任セテ、宇為党鈴木党、警固ノ土ニ附シ賜ヘヌ、其後又義家公、後三年ノ軍ノ時、重ネテ三ツノ御社ヲ此所ニ築キ熊野山新宮ト名付、靈山ノ左右二十二所ヲ安置シ鎮護ラシメ、東門ニ第六天、南嶺ニ神ノ蔵、其外末社靈堂ヲ五葉ノ嶺ニ連ネ給ヘリ、三密瑜伽ノ道場ヲ建テ、三百余宇ノ衆徒、百余人ノ神職ヲ置キ、国家安全ノ祈祷ヲナシ給ヘバ、実ニ和光同塵ノ月ノ影スミ、分段同語ノ花ノ匂ヒ香バシク、翠ノ瓦ニ映シ、朱ノ玉垣ハ御手洗川ニ写テ利生方便ノ誓ヒ区々ナリ、奥州ノ熊野ト号ス、遠近ノ緇衣信ヲ発シ、貴賤ノ男女袖ヲ連ネ、毎年弥生中ノ五日ヲ花祭ト定、小布瀬奥川役庄民携来リ、社地ノ四壁ニ花垣ヲカコフ、此時兒ノ舞侍リトナン、其装束耳今残レリ、又水無月十五日ヨリ二十五日迄ヲ大祭ト定メ、奏舞樂堂懸流鏑相撲田楽ヲ興行シテ祭礼ヲ成セリ

『日本書紀』日本古典文学大系 岩波書店 昭和五十四年

一書曰、伊弉諾尊、追至伊弉冉尊所在處、便語之曰、悲レ汝故來。答曰、族也、勿ニ看吾ニ矣。伊弉諾尊、不レ從猶看之。故伊弉冉尊恥恨之曰、汝已見我情。我復見汝情。時伊弉諾尊亦慙焉。因將ニ出返。于時、不直默歸、而盟之曰、族離。又曰、不レ負ニ於族。乃所唾之神、号曰「速玉之男」。次掃之神、号「泉津事解之男」。凡ニ二神矣。(一書「第十」に曰はく、伊弉諾尊、追ひて伊弉冉尊の所在す處に至りまして、便ち語りて曰はく、「汝を悲しとおもふが故に來る」とのたまふ。答へて曰はく、「族、吾をな看まし」とのたまふ。伊弉諾尊、從ひたまはずして猶看す。故、伊弉冉尊、恥ぢ恨みて曰はく、「汝已に我が情を見つ。我、復汝が情を見む」とのたま

ふ。時に、伊弉諾尊亦慙ちたまふ。因りて、出で返りなむとす。時に、直に黙して歸りたまはずして、盟ひて曰はく、「族離れなむ」とのたまふ。又曰はく、「族負じ」とのたまふ。乃ち唾く神を、号けて速玉之男と曰す。次に掃ふ神を、泉津事解之男と号く。凡て二の神ます。」

吉川惟足『神代卷惟足講説』(国立公文書館デジタルアーカイブ <http://www.archives.go.jp/>) 請求番号143-0401 選者吉川惟足/編者津田松隣

写本・明治九年内務省)によって翻刻した。)

一書曰伊弉諾尊進至一〇族親一ノ心此段肝要ノ段ト師説ニアリ人コト二人ノ非ヲミレトモ我非ヲカヘリミル物ナシ吾情ヲミ玉フタホトニ吾モ亦其方ノ情ヲミントナリ〇情陰陽ニ氣コマリテコ、ロトナル都テトケハ心ノ字情ハ心ノ発ソナサケト訓ス心ノハセユクト云義ナリ意モ情モ心ノ用ソ性ノマ、ニ発スル物ヲ情ト云心ハ寂然不動ナレハ恥ハナイソ情ニハ恥コトアリ故ニコ、ロト云字ニ情ノ字ヲ書玉フ可レ味尚心性ニ口決アリトソ情ハ七情アリ七ツニサクルト云フ義アリ恥ヲシルハ金氣ソ我汝力情ヲ復見ントノ玉フニ付テマコト二人ノ非ヲミレトモ我ヲカヘリミルコトナシ人ヨリ我ヲ察セハ非ヲミツケラレント慙玉フナリ〇族離トハ夫婦ノ情ヲタツニアラス

首書云其方ノ恥ノ心ヲモミントナリ、我カクレタル処ヲミハ我亦ミント也、人ノツ、マシイコトハアラハサヌ物ソ、カヘリミハ我ニモ亦恥アルヘキソ

カリソメニモ左ヤウニミルハ異端ノ見ソ、本然ノ正キ上ニハ親疎ハ無、同体ノ上ニハ親疎差別無コトヲノ玉フ、自得ノ処ソ、神明妙用ノ地ニ至テ自然ト会得スヘキ処トソ、又曰、不負於族ハ陰陽争処ソ、陰惡ニマケジ陽善ニ立歸ントノ心不負トハカヲ入処ソ、此金氣ヲ以テ本然ニカヘルノ方ソ、祓ノ時ツバキヲ吐ハ此ヨリ起ル惡念ヲハキ出セハ陽ニ歸ル処ヲ速玉ノ男ト申ス、熊野本宮ナリ〇吹掃之神一油断シテハ又陰惡ニナルベキホトニ間断ナク其上ニ掃ノ義ナリ、愁鬱ニムスホラレタル処ヲトクノ心、事解ハコト

ヲトク也、此ニ付テ吉田ニ対字カタイ陽ノ祓タイ陰ノ祓ト云相伝アリ〇泉守道者ハ掌ル地下ヲ神也伊弉冊ノカタノ神ソ醜女ノ類ナリ身アルホトハ泉守道カアルナリ〇有言ハ伊弉冊ノノ玉フコトアリトソ我與汝一我已生国ホトニ遺恨モナシ万物ヲ生テノ上ニハ何イキント也生タカリテモ無益ナリ吾此黄泉ノ国ニ留ラハ陽神モサリ玉フヘカラスイキタカリテノ用ハトナリ〇菊理媛神ハ又伊弉諾ノ方ノ神ソ上ノ泉守道ハ陰要ノ上ノコトワリヲ言ソ菊理媛ハ心散乱ノ時トリナホスノ義故心ヲク、ル心ナリ熊野ニハムスフノ神ト云康頼ノ祓ニモムスフト云ラハ用ナリムスフトアレハトクコトアルホトニ此ハ尤ナリ故ニムスフト云ラ用ナリ〇有「白事」陽善ノコトヲ云ナリ陽神ノヨイヤウニコトハリヲ云コトソ云ヤウノシナラハ略ノ有「白事」ト也陰惡ノ中ニモ陰惡ノコトハリアリ陽ニハ尚又云分アルコトソ陽神ノ此世ニマシマサネハ万物ヲ比スルコトカ無ナトノコトハリナルヘシ仁徳ノ時ナラヘテ祭玉フ此ニ神ノ垂迹ノ地ハ諸神根元抄ニモミエスイツノ世ヨリ祭リソメラレタト云コト時代伝記ニミエス〇散去ハ陽善ニ歸ノ義ナリ但親一〇粟門ハ今ノ阿波ノ鳴門也速吸名門〇筑紫之日向ニアリ潮太急ナルヲ以テ名ナリ〇磐土ハ表筒ナリ音通赤土ハ中筒也音通

首書曰此段ニハ六神ヲ生ス是カ老陰ノ数ナリ行水ナトニミソキノ大事ト云是アリ一年二日ノ出ニ東ニ三方日ノ入ニ西ニ三方アルカコトシ出入各三都テ六神アルソ

忌部正通『神代卷口訣』(『神道大系 古典注釈編三 日本書紀註釈(中)』  
神道大系編纂会 昭和六十年三月)

拂ヒ陰念ニ於穢處ニ亦歸リ誓ツテ而斷愛也、族離者、放ニ破ス萬事也、又タ曰ク、不レ負ニ於族者、於ニ陰之間味ニ、不レ負ニ陽之清明也、乃チ所唾ク之神者、吐レ唾ヲ、發ニ陽氣ヲ、捨ニ陰氣ヲ也、祓除ハノ時ニ必キ吐唾、速玉之男、於是ニ現ル熊野速玉神社也、次ニ掃之神者、掃ニ先非、歸ニ本明也、現ニ泉津事解之男、如レ字、



『延喜式』には、紀伊国三十一座、大十三座、小十八座)の「牟婁郡六座大座」に「熊野早玉神社、熊野坐神社大座」がある。(『神道大系 古典編十一 延喜式(上)』神道大系編纂会 平成三年十月)

(注16)

『会津神社志』をみると、林鷲峰による序文には、然或為「积氏」被掠而忘本縁、或為「新祠」被「奪而失」旧貫、或式内之社偶存亦荒廢難「認」、或邪淫之祀妄盛而誣惑成「害」、其弊至「瓊瓊相混、薰蕕同器」者已久矣、有志之徒豈不「太息痛恨」哉、山崎闇齋による序文には、嘗憂「胡仏雜」于国神、嘆「神社在」于汚地、吉川惟足による跋文には、雖然中世以降、大小神祇混「雜淫祠邪神」、或見「移」寺院、或被「穢」民家、恐後來悉失「垂迹之地」焉」とある。ここでは、神道の神に仏教の仏菩薩が雜さつてしまい、「有志」の人々はいへんな「痛恨」の思ひであると語っている。「有志」の人々とは、編纂を命じた会津藩主の保科正之をはじめ、林鷲峰、山崎闇齋、吉川惟足など携わつた人々を言っていると考えられる。

これは中世における、神々が仏教の經典を聞くことを喜んだとする説話等とは異なる姿勢である。

『神道集』(近藤喜博『神道集 東洋文庫本』角川書店 昭和三十四年十二月)の「神道由来之事」には、「我朝ニ亦自本神国故、一百八十柱ノ神始トシテ一万三千七百所等、皆利益目出在メテタク」とある。その上で、神道には権「権者」と実(実者)があると述べ、「答、実者ハ皆地鬼等ナリ、権者ノ神ハ往古ノ如来、深位ノ大士ナリ教化六道ノ約束利益、衆生ノ為ニ和光垂迹八相成道ス、終ニ論シテ尤可「帰依」但亦実者ノ神ナリト云トモ、神ト顯レ利益无「非」、後生ノ利益ノ契ノ為ニ礼ラ作者、不レ可有「其失」、日本ハ自「本神国」ナリ、惣テ可「敬礼」一「国」風俗、凡愚ハ権実ヲ難レ弁ヘ、只神ニ随テ敬礼セシメ、何失有「ク」恐設始タル実者ト云トモ、終ニ権者ノ眷属ト成ヘシ、亦如此得失、待対相望ノ善意、権者ノ神ト對シテ実者ノ失立ル日、例ハ法花中ニハ、大小権実頭蓋等此行、彼ヲ勸雖レ然依レ縁ニ亦此ヲ捨ル事無云云」と説いている。続いて、「問、大小権実ノ明神本地ハ、実

ハ「仏菩薩」云々、以何可知耶」との問いかけに、「本朝ハ边州、日本は世界(インド・中国・日本の三国)の片隅にある国であるから、「自ラ仏菩薩我朝ニ来下シテ時ニ明神ノ垂迹人界ニ心生ス、日本においては仏や菩薩は神の姿で垂迹している、「日本ニ多ノ神明在マヌ、本地豈ニ仏菩薩ニ非耶」、日本には多くの神々があり、その本地はどうして仏や菩薩ではないのでしょうか(神の本地は仏菩薩である)と述べる。

『諸神本懐集』には、「ソレ仏陀ハ神明ノ本地、神明ハ仏陀ノ垂迹ナリ。本ニアラザレバ迹ヲタル、コトナク、迹ニアラザレバ本ヲアラハスコトナシ。神明トイヒ仏陀トイヒ、オモテナリウラトナリテ、タガヒニ利益ヲホドコシ、垂迹トイヒ本地トイヒ、権トナリ実トナリテ、トモニ濟度ヲイタス。タゞシフカク本地ヲアガムモノハ、カナラズ垂迹ニ歸スルコトハリアリ。本ヨリタル、迹ナルガユヘナリ。ヒトヘニ垂迹ヲタウトブモノハ、イマダカナラスシモ本地ニ歸スルイヒナシ。迹ヨリ本ヲタレザルガユヘナリ。コノユヘニ、垂迹ノ神明ニ歸セントオモハバ、タゞ本地ノ仏陀ニ歸スベキナリ」とある。

『私聚百因縁集』の「伝教大師事」には、最澄が宇佐宮で一乗経を、春日社で法華経を講じたところ、八幡大菩薩から紫色神衣を、春日社では紫雲がたちこめたことに続き、「凡ソ神明ハ顯レ驗、権現ハ顯レ理、給ヲ事致高徳ノ處ナリ、権化ノ定、法欵、役行者に熊野権現・金剛威王、伝教大師(最澄)に法宿権現・高産天王、弘法大師(空海)に丹生明神、得一大師(徳一)に石梯権現、泰澄大師に白山権現、勝道上人に日光大菩薩、慈覚大師(円仁)に赤山・摩多羅神、智證大師(円珍)に新羅明神、行教和尚に宇佐宮「皆是レ神明貴ニ仏法」ヲ、権現隨「喜行徳」ヲ儀也」とある。高僧が仏教を広めるために、在地の神々は喜んで手助けをしたと語られている。

(注17)

「屋代本」剣巻上による。原注の「長禄本」は、彰考館蔵『平家物語剣巻』。(『屋代本高野本対照平家物語』新典社 平成五年六月)

また、「劍讚嘆」にて、源為義の娘の「たづはらの姫が熊野の別当」田辺の別当けうしゆん房の妻となったこと、「高館」では、鈴木三郎重家が、自分の祖先を熊野権現（摩揭陀国の主）とともに飛来した「能見の大臣重高」と語る。（『舞の本』岩波書店 平成六年七月）

「劍讚嘆」

其後、二振の太刀、八幡殿の御手に渡る。それよりも、為義の御手に渡りけり。

その頃、為義の嫡女に、たづはらの姫と申て、熊野にこそまじくけれ。かの姫、熊野にまします謂れば、後白河の法皇、熊野参詣ましくして、証誠殿に籠らせ給ひ、「此山に別当はなきか」と尋ね給ふ。「此山開けて、七百余歳の今に至るまで、別当は候はずと答へ申。折節、夏籠りして、花摘みける法師あり。法皇叡覽ましくして、「これを別当に定めよ」と、かの聖を別当に定め給ふ。「御堂寺の別当は、子孫に伝へて持つべきに、妻なくしては叶ふまじ。妻を語らひ給へ」とて、為義の嫡女、たづはらの姫を、別当の妻に定め給ふ。

為義、此由聞き召し、「某が婿には、源平両家を選び、弓矢を取て器量の人を婿に取らんと思ひしに、行方も知らぬ法師を婿に取るこそ無念なれ」と、不興して音信なし。かゝりし時の折節、都に事出来、戦ふべき災ひあり。けうしゆん房へ聞き、「われは、勘当の婿なれど、舅の詮となる間、一見継ぎ見継がんとて、三つの山には八将神、山伏などを催して、紀の国を打立て、淀八幡に陣を取て、箒を焚かせ控へたり。為義御覽じて、「あれほどの大勢は、いかなる者ぞ」と問ひ給へば、「為義の嫡子婿、田辺の別当けうしゆん房」と答へらる。為義聞き、「さもあれ、けうしゆんは誰が末ぞ」と問ひ給へば、「実方の中将の末孫也」と答へらる。為義聞き、「さては、さるべき人にてあり。父はあほう親王とて、世に隠れなき族姓なり。為義のためには、過分の婿と覚えたり。此時対面申さん」とて、田辺の別当け

うしゆん房に対面し、嫡子に伝はる劍なれば、髭切を義朝に、蜘蛛切を田辺の別当けうしゆん房に引き給ふ。不興こそ許りんめ、劍給はり、けうしゆん房は、熊野に帰り給ひけり。

「高館」

すでに其夜も夜半斗の事なるに、鈴木三郎重家は、居たる所をつんど立て、中門の廊に出で、弟亀井を近付、「いかに亀井、今度重家、紀州藤代を出し時、先祖重代に伝たる腹巻一領着て下る。皆傍輩達も聞き召せ。

此腹巻と申は、忝くも熊野の権現のいにしへ、摩揭陀国の主とし、武王が中の武王にて、天下を治め給へば、海内殊静かなり。然れども、かの御門に御代を継がせ給ふべき王子の更におはせねば、いかならんする后にか、王子の誕生有べきと、後の数を揃ふるに、既に千人齋ひ申、寵愛に思し召されたる后に、王子の御座なれば、ましてや疎き方様に、いかでか更におはすべき。されども、末の后に、御衰殿と申こそ、懐妊とおはしませ。…

（中略・五衰殿女御の物語）…

御門、叡覽有、「あふ、濁れる世に生れて、戒を保つ業因に、かゝる罪を作る事は、丸が科にてあらずや。かゝる物憂き国には、有て益なき事」とて、万里の飛車と名付て、虚空を翔ける車に、今の太子諸共に、既に乗り給ひけり。第一の臣下に能見の大臣重高、奥見の中将兼満、彼ら二人を供として、車の榻に乗じて、東を指して飛び給ふ。我朝紀伊国牟婁の郡首無里にしては、又熊野権現と現れて、衆生を濟度し給へり。五衰殿の王子は、若王子にておはします。能見の大臣は、子守の宮と現せらる。奥見の中将は、飛行夜叉、是なり。その御跡を慕ひ申、ちけん上人飛來たつて、聖の宮と現せらる。その外の神達は、次第く帰朝して、しよしや明神、五体王子、勸請十五社、金剛夜叉、諸社と現し給ふも、皆此時の人々ぞ。

然るに、亀井よく聞。重高より重家まで、十六代と覚えたり。重高の古

摩揭陀国より我朝へ飛ばせ給ひし折節、御門兵士の其ために、此腹巻を召されて、飛び来たり給ふ也。代々嫡子に伝はる家の宝を、今、鈴木迄相伝す。重代なれば身を離さず。

(注18)

先の(注17)の「劍讀嘆」の「田辺の別当けうしゆん房」だが、『新宮雜葉記』来歴部(安政七年写本)の宝永四年八月二十五日の「再興ノ諸仏開眼供養」の記事中、「耶麻郡新宮金銅如来腹籠覽書」に「元禄二年の頃、高橋半右衛門・田部左次兵衛といへる人」、「又同年諸仏再興覺書有後々のため記す左の如し」には「若松の善者、高橋吉平・田部吉延、巡礼して元禄十二の秋、来りぬ」とある。「田辺の別当」に由来するのは不明だが、ここでも「田部」という人物が諸仏再興に関わっていることが記載されている。

(注19)

「梁田家文書」人會津の商人司、梁田家の軌跡」福島県立博物館友の会古文書愛好会 平成三十年三月

(注20)

資料叢書本の「村老伝」に「其外神主ハ梁田氏代々長官ニシテ五十余人社職アリ、此外又御館ヨリ寺守護置文龜年中ニ西海枝氏、永禄年中ニ平田氏、棟檄所載是也ト云、宝庫本「村老之伝」に「其外神主、梁田氏代々長官ニシテ五十余人社職有、此外又屋形ヨリ寺守護ヲ置玉フ也、文龜ニ西海枝氏、永禄ニ平田氏、棟札ニ所載是也」とある。(句讀、著者による)

(注21)

中条度泰系統の宝庫本「村老之伝」は「又古老伝」曰吾祖父当社全盛之時社職也、聞リ常ニ語伝」とある。

(注22)

安政七年写本・末尾部分(筆者注・「」内割注)

当社創草の始應徳二<sup>廿</sup>年より、今、明和六<sup>廿</sup>年に至て星霜既に六百<sup>八十</sup>五歳、いま●火難の愁を聞す、是當社七不思議のその●なり、三所の神<sup>八十九</sup> 躰●六尊、往古より深●にして、別当社職といへとも、直に尊軀を拝し奉る事なし、宮殿修補の時には、別当、七日の精をなし、夜更丑の刻を待て灯を消し、白布を以て面目を隠し、新菰を身にまとふて、南宮北宮と遷宮し奉る往古より田部氏、中条氏、別当と一同に七日の精をなし出

(注23)

安政七年写本による。(句讀点、筆者による)

る旧例之、その餘出ることを許し玉はずことなれば、おほろけの人のさうなく拝し奉るへき様なし、押て拝する古人、神罰遠からずと伝へり、されは新宮に産るもの、鳥族畜類を服せず、まのあたり其汚をいとさはるものは、口腫腹脱て惑することの幾人そや、然に其過を改て精をなすに、其愁る所の愈ること又速なり、世既に澆季<sup>キヨキ</sup>ニ及ふといへとも、此外に七不思議の跡、なに事誠に靈神の威光、名將の遺跡なり、いかにいわんや、国家擁護の鎮座、哀愍納受の利益靈驗常に奇なる事を

土常神君の 公聴に達し厚き 御恵を得て再興成就して昔の春に歸れり、  
其後住職移替り、又々宮殿拜殿寺俱に大破に及へり、住僧弘秀寛延三<sup>〇</sup>』  
年秋、入院して三度これを修復し、神輿神器具を悉く造立し、絶て久  
しき祭りを興し、そのうへ神宮寺を建立す、在住の間肺行<sup>マツカシ</sup>をくたき、都  
て絶たるを継ぎ廢<sup>れ</sup>●●●●●中興せり、難有哉

(注24)  
宝庫本「村老之伝」には「時連ハ新宮ノ城主タリ、小布瀬奥川迄也、此領百余  
邑ヲ于今ニ呼成ヘシ、社領ハ最初モ三十五村本莊ノ地ナルヘキカ、時連ノ  
末六代ニ当テ、盛俊、威ヲ振テ、加納莊ノ地頭佐原氏ヲ亡シ、又、猪苗代  
領ヲセバメ、黒川ト戦、終、此時、新宮氏終ト云云」とある。

(注25)  
『会津旧事雑考』は、応永二十六年条において、六月二十九日、七月二十八  
日と、新宮氏と葦名氏との戦いを記載している。

六月二十九日条では、夜に小川城が落とされた、これは葦名氏に当る、  
そのために新宮氏がこれを攻めた。「伝曰く、その時の名前の伝わってい  
ない城主が、先の夜に大水で城が崩れる夢をみた、はたして、その通りに  
城は落ちたとの伝承を記している。この伝承は、『新宮雜葉記』にはない。

七月二十八日条には、小布瀬城が落とされた、これは新宮氏に当る、そ  
のために葦名氏がこれを攻めたとし、この小布瀬城の古塁は、今の「館原」  
にあり、落とされたのはここではないかとの会津藩による調査が述べられ  
ている。

会津藩が伝承の聞き取りの他、実際の遺跡・城跡も調査して証拠を得よ  
うとしたのは『会津風土記』からもわかる。『会津風土記』古蹟の項目に、新  
宮城「在中津西北三十五里」新宮六郎時連居焉、北田塁「在二会城西北十四  
里」北田二郎広盛居焉○俱在「河沼郡」とある。(白内割註)

(注26)  
安政七年写本「来暦部」では、「同廿七庚子年、七月二日夜、盛俊高館城落去  
奥川城二籠ル、又自黒川攻落之、盛俊奥川城落去、越後国五十公野住ス」  
とある。『会津旧事雑考』の七月二日酉刻説に類似している。また、越後国

の落ちのびた先の地名が「五十公野」と具体的に記載されている。  
(注27)安政七年写本「来暦部」寛文四年条から五年条「60丁オモテ」64丁ウラまで、「は  
一行末」は丁のオモテ・ウラを分ける)

新院 第百十三代

寛文四<sup>甲</sup>辰年 太守公新宮社ノ来歴ヲ有 御糺依

貴命友松氏興有社参内殿ニ入テ鎮座ヲ明シテ尊軀各寸尺

改メラル

傳曰氏興依 貴命参詣シ玉ヒ當社ノ来由ヲ詳ニ糺シ玉ヒ

社僧ニ向テ曰今度鎮座ヲ可糺蒙 貴命内殿ノ神扉

ヲ開カルヘシ重慶曰往古ヨリ秘密ニテ別當社司ト云

トモ直ニ尊体ヲ拜スコトナシ宮殿脩補ノ時ニハ七日ノ精

ヲナシ深更丑刻ヲ得テ燈ヲ滅シ白布ヲ以面目ヲ隠シ

新孤ヲ身ニマトヒ遷宮ヲ奉スル例也押テ拜ル者神罰ニ(60オ)

遠からずとなるのみ傳へ侍り氏興曰誓と成るは輕事之

即時に死とも君命之何をいとふへき速に扉を開くへし村長何

ぞ存し当り無きや否謹曰御戸開田と云あり此内殿を開たる

者の領か又外陣を開たる者の領か其吏を不弁旨言上す氏興の云

汝か言然り如當社は御戸開の神事有其者の領に必せり別當

速に御扉を開へしとなり辞するに詞なく神扉を開く即

内扉に入玉へ寸尺を改玉へ前方御糺の時弥陀葉師觀音の

像と云と有り固之某貴命を蒙れり御束帯の神軀六尊

ト一々指教玉へ神扉を開させ外陣に退き玉ふ時證誠殿の

御鉢の内に四五寸計の白き小蛇あり氏興曰當社は靈社にて(60ウ)

座す故臣今日の糺し不直有やと白蛇を出し給へり汝等近く

居寄り能々是を可見置近士の曰至小なる是白蛇か對曰白蛇

白龍に等し變形する時は至大と成りて雲を凌ぐ至小なる時は

粟粒に等し鱗に障る事なけれ障る時は忽害を為す」

と戒玉へ汝等是を見よと宣ひ小刀のみねを以て頭より尾に」

及て撫玉ふ事二三遍金石に當る如き響有り少馬ありてかき」

消如く見へすと云々又氏興村長に曰往昔前殿高さを問」

玉ふ村長謹て縁の下馬上に有も障らすと氏興曰汝能知れ」

如此の大社に下馬あり禮を知る者可駕成武士は丈尺に疏し」

早く曉さしめん為其器を以響を言也其義を誨んか響へ」(61才)

て可云事は一言を揚る時は不乘事明々けしと云々又社領と」

地頭領と出入ありし時芦名の家臣富田氏實元龜三年」

自筆和談の状證誠殿内陣の神扉の内の方に張付置けり」

知る者なし氏興自ら刺し玉へ是後世の重器とも可成者也不」

可漫とて渡し玉へり」

同年新宮社住從 宦府修復シ玉フ」

同年新宮社為賑御花畑ヨリ杉苗若干下シ賜り社地ノ四壁」

二植サセラル同菅勝兵衛 御代參」

同年新宮寺法務重慶三有 貴命祈願所ヲ歸舊例」

從宦府御書付曰」(61ウ)

覺」

殿様 御年五十七」

奥様」

筑前守様 御年廿二」

同御新造様」

市正様 御年十六」

今猶御所芳氣ニ被成御座候間其旨を被存別而御息災御延候所之御祈

禱專一二候」

右御安全瀧長久之御祈禱抽丹誠一候被遂行者也」

九月吉辰

菅勝兵衛

新宮村熊野三所権現 赤羽市右エ門 井深茂右エ門」

新宮寺」(62才)

同五乙巳年國中舊記ヲ糺シ玉ヒ有於風土記御撰此後舊事」

雜考御編集新宮ノ遺記兩書ニ悉載玉フ同年諸山ノ遺記」

可呈上有貴命其時ノ大意曰」

東奥會津耶麻郡熊野山新宮者津陽城行程三十五里而今 當郭之乾也」

當宮者昔時 後冷泉院之御宇多田滿仲之孫裔源頼義公」

同八幡太郎義家公東征而赴奥州欲於夷賊安陪貞任宗任」

討天喜康平間争鬪之時祈テ熊野三所権現而願譽揚於精」

銳中意遊飯洛則築三社於東奥將成其誓願而到奥州觸軍」

威於四圍拔武勇於甲兵悉擊殺於貞任宗任之一簇平治国」(62ウ)

家東国之群士恐懼於義家之武威而竟畏服矣義家歸洛陽」

後賜賞叙任從五位出羽守也於茲東面築於三所権現廟基」

康平五年定地得此郡號名熊野山新宮附供産也加施宮前」

創高閣藩籬中靈堂末社東藥師堂文殊堂西有阿弥堂」

南虚空藏堂北有十王堂又末社會諸神列其間也社僧務」

職奉從而祭此神魂表祝禮奏舞樂于殿上以治神事之制也」

偉哉靈瑞應現鳴世年々六月十五日貴賤連心不遠數百里」

之風烟來詣于宮前及今矣時世推移靈蹤大半穿破而供産」

之断矣越慶長中前津陽太守蒲生秀行公命社職問於義家」

創建之證來社職諾告舊因呈上銘義家姓名鞍鑰於公殿矣」(63才)

故太守感得而屬為先之例附社供五十斛也同十六年秋地」

震連日振動而岳儻摧河水涌溢宮社間欲沒倒達于太守之」

高聽奉命修壞宮廢社也寛永年中加藤喜明公就封于津陽

時准舊例賜供産於諸寺社專受其稅也於是當宮從者又要

獻於先矩之證判赴城下恨暴雨頻々河水激湛行程判斷尚

矣故時移不達公聞又關於社額舊例也自尔以來靈堂未社

自氓絶而唯有三社高閣而已然後寛文三年僧<sup>甲</sup>要修廢

社奏宦府達希望於 當位貴太君之 公聽奉祿興營宮殿

高閣重肇 始也是非所謂神之遺風乎吾寺院者從來社

僧職冠社僧中故號熊野山新宮寺雖然年曆遙而任職之階<sup>(63ウ)</sup>

數又社絶矣大永中雄仁阿闍梨住吾寺續其絶起宗綱新謂

是中興之宗師也其後嗣次亦断矣近来日道宥林養宥慶

野<sup>吳</sup>唯四世附属寺院恭敬宮殿奉從者也列于津陽弥

勒寺之末流宥慶稟密灌於前弥勒寺宥盛法印自是歸

弥勒寺裔也當社開闢以往至當稔曆算五百四年坎當

寺中興後百四十餘年也艸創是同當社洪基今茲春之

孟依鈞命往々顯着於諸山之舊記當社は年代阻隔而雖序

次不明略述來由之大意以呈 官府謹而監焉

維時寛文五<sup>乙</sup>巳年二月下幹

當社別當熊野山新宮寺三光院<sup>(64オ)</sup>

真言沙門阿闍梨重慶

なお、資料叢書本の寛文五年条には、菊池研介による割注が附されている。「同五年太守国中之旧記糺シ撰セ玉フ風土記新宮ノ遺記悉載之玉フ是

後向氏旧事雜考編集シテ新宮ノ遺事又載悉焉」に続き、「(重匡曰宝庫本コ

ノ次ニ熊野山縁起アリ附録ト同文ニ付省略)」と割注である。

(注28)

安政七年写本「来暦部」慶長六年条の蒲生秀行の判への割注に「御黒印古文字

ニテ秀郷ト有、蒲生氏ハ俵藤太ノ裔也ト、然レハ先祖ノ印ヲ用ヒ来リ玉ヘ

シト見ユ」がある。



## 伊勢御師三日市太夫次郎の旦那場と活動

——盛岡藩を中心に——

今 井 亜 希

御師とは寺社において、参宮者の案内や宿泊の世話をする職の者である。一般的な寺社では御師を「おし」と呼称するが、伊勢神宮の御師だけは「おんし」と呼称される。伊勢神宮には「私幣禁断」という決まりがあり、天皇家以外の私による奉幣、祈禱を禁止していたが、鎌倉時代には私幣、私禱は公然と行われていた。しかし、伊勢神宮は「私幣禁断」を掲げているため、正規の禰宜職は私幣、私禱を受け持つことができない。そのため、「詔刀師」と称する者が現れ、これが私幣、私禱を担当した。

これが伊勢御師の原形となっており、伊勢御師は天皇家以外の一般の人々と伊勢神宮のかけ橋をする役割を担っていた。伊勢御師は外宮領山田に住む外宮御師と内宮領宇治に住む内宮御師に分けられる。伊勢御師は伊勢神宮を諸国へ勸化してまわり、伊勢神宮を訪れた参宮者の世話をするのが仕事である。伊勢御師達はそれぞれ諸国に檀家を持つており、檀家に御祓大麻を定期的に配り歩くことで檀家から初穂(初尾とも書かれる)を受け取っていた。これを旦那場と言いつつ、檀家の居る地域を旦那場という。旦那場によって、伊勢御師は伊勢神宮の権威を諸国に対して継続的に示していき、参宮者の獲得を図った。伊勢御師は旦那場によって得られる初穂と、参宮者を世話することで得られる利益によって生計を立てていたため、伊勢御師にとって檀家は重要な財産であった。

本稿では、外宮御師のなかで最大の檀家数を誇り、北日本地域の大部分を旦那場とする三日市太夫次郎を取り上げる。盛岡藩の公的な記録である盛岡藩家老席日記『雑書』(以下『雑書』と略す)には三日市太夫次郎に関わる記事が定期的に現れるため、盛岡藩と三日市太夫次郎の継続的なやりとりが分析できる。三日市太夫次郎と盛岡藩の関係を追っていくことで、伊勢御師の旦那場における活動の実態を明らかにし、伊勢御師の活動が地域社会に与えた影響について考察していく。

三日市太夫次郎は盛岡藩全体を旦那場としていたが、『雑書』からこうした旦那場のなかで、三日市太夫次郎が初穂を集めるために盛岡藩へ様々な働きかけを行っている様子がみとれる。旦那場中に三日市太夫次郎名代の従者が初穂を取逃げした事件や、凶作により初穂が減少していることを引き合いに出して三日市太夫次郎は、盛岡藩に初穂を集めさせようとしていた。また、太々神楽を執行することで、御祓大麻配布による初穂とは別に太々神楽料として初穂を得た。太々神楽の初穂を盛岡藩の領民から一律で集めようとした際に三日市太夫次郎は、代官が初穂を集めるように盛岡藩に願い出ている。旦那場は本来、檀家と御師の両者の間でのみ行われるものであるが、三日市太夫次郎は盛岡藩を旦那場とする中で、盛岡藩の権力を以て初穂を集めようと試みていた。このような働きかけをしてくる三日



市太夫次郎に対して盛岡藩は、旦廻は「相対次第」であるとして旦廻に藩は関与しない方針でいるが、臨時的に藩が初穂を集めることもあった。

三日市太夫次郎は旦廻で初穂を集めるだけでなく、盛岡藩からの助成も受けていた。盛岡藩主の装束を拝領し、それを着て祈祷することで、藩主に成り代わって盛岡藩の武運長久と五穀豊饒を願っていた。藩主から拝領した装束は伊勢神宮での行事の際にも伊勢御師が着用するため、藩主から下される装束は御師の勢力を示す要素であった。装束拝領の要請に盛岡藩は快く応じており、盛岡藩としても藩の権威を藩の外側に示すために装束を差し出したと思われる。

遷宮の時には、神事の携わるために物入りであることを理由にして三日市太夫次郎は盛岡藩へ助成と遷宮による旦廻の許可を要求している。盛岡藩は助成金を出しているが、遷宮のための領内旦廻は断っている。

三日市太夫次郎は自身の手代を名代として藩に派遣していくかたちをとっているが、『雑書』によると、三日市太夫次郎の名代は伯父の林斉から始まる。名代は一年から数年ごとに交代していき、今回確認した正保元年(一六四四)から文化十三年(一八一六)までの一七二年間で、二十二人の名代が盛岡藩を旦廻している。当初は個々の名代による単発的な旦廻が繰り返されていたが、宝永七年(一七一〇)に現れる石川平兵衛を境にして、石川姓という特定の家の手代が名代を担っていくかたちに統一されていく。

藩の公的な日記という『雑書』の特性上、三日市太夫次郎名代がどのように盛岡藩領内を動いて行ったかという具体的なところまでは見えてこないが、慶安三年(一六五〇)に三日市太夫次郎伯父の林斉が上下二十四、五人を連れて盛岡藩領鹿角に入ってきたという記事

や、承応元年(一六五二)には三日市太夫次郎名代渡辺伝右衛門が上下十一人を連れてきたという記述があるため、おおよそ十人から二十人前後で三日市太夫次郎名代は盛岡藩を旦廻していたと予想できる。どちらの記事も近世初期の記事となるため、近世全体では旦廻の人数に変動があることが予想されるが、現在のところ述べることができるのはここまでである。

『雑書』には、定期的に行う通常の旦廻とは異なり、臨時的に行う旦廻の事例が見受けられる。臨時の旦廻は、通常旦廻に比べて旦廻をする名代一行の人数と盛岡藩から提供される伝馬の数が少なくなっているが、藩からの初尾の枚数は通常の旦廻と同様のため、旦廻の待遇は通常の旦廻と変わらないといえる。

これまで三日市太夫次郎の旦廻について述べてきたが、最後に盛岡藩領内からの伊勢参宮に対する盛岡藩の姿勢と、盛岡藩の修験者と伊勢神宮の関わりから、地域社会と伊勢神宮の関係性についてみていく。『雑書』には諸士・領民の伊勢参宮の手続きや、抜け参りに対する盛岡藩の規制が見受けられる。近世初期は参宮を規制するような記事が少なく、あっても内容が短いものであるが、時代が下っていくにつれて、諸士・領民・女など各々の対象に、具体的な参宮の手続きの注意や禁止事項を申し渡している。盛岡藩は手続きをしつかり踏めば女以外は大方伊勢参宮ができるようにしているが、諸士・領民を問わず女に至るまで抜け参りをする者が領内に大勢いるため、参宮の手続きが徹底されていない実態があった。

近世初期の『雑書』には藩の代参として盛岡藩の修験が数多く伊勢神宮へ向かっているが、寛文年間あたりから藩の代参を担当する者は修験者から武士に転換していく。盛岡藩の修験の総録である自光坊は、天照大神を祭神とする神明社の別当を務めており、盛岡藩の

修験と伊勢神宮の關係の深さが窺がえる。領民の伊勢神宮への憧れの高まりや、修験と伊勢神宮の關係が構築されていることから伊勢信仰が地域に根差している様子がみてとれる。このような伊勢信仰の地域社会への広がりを支えたのは伊勢御師であった。

本稿では三日市太夫次郎の旦那場での活動について盛岡藩をもとにみてきた。『雑書』の内容からは盛岡藩の権力に頼ろうとするなど、旦那場での影響力と利益を拡大しようとする三日市太夫次郎の強かな姿勢がみてとれた。『雑書』をみていくことで三日市太夫次郎の旦那場での活動の実態がみえてきたが、三日市太夫次郎の旦那についての研究はまだまだ乏しく、旦那の全貌はまだまだ明らかになっていないため、今後も検討が必要である。

第四章では、A送り出し機関で行われている来日直前の技能実習生を対象とした短期集中コースのカリキュラムについて問題点と改善点を明らかにしている。第一節は、従来の短期集中カリキュラムの問題点を明らかにし、カリキュラムの策定に至るまでの経緯をベトナム人教師と日本人教師の意見を踏まえて述べている。第二節は、カリキュラムの策定の詳細と実践とその目的について述べている。

第五章では、短期集中コースの新カリキュラム実践後の考察をしている。第一節は、従来のカリキュラムからどのような点を変えたのかを明らかにし、実践した内容について説明している。第二節は、カリキュラム最終日に技能実習生に対して行った振り返りアンケートの結果をまとめ、技能実習生の声とカリキュラムの実践者である筆者(教師)の視点を交えて考察し、反省点と今後の改善点を見出している。

最終章である第六章では、三節に渡って本稿の振り返りや今後の展望を述べている。第一節は、来日前の事前教育における日本語教育のカリキュラム策定と授業の実践を通して、技能実習生にとって来日前の日本語教育とはどのような役割を担っているのかを見直し、更なる効果的なコミュニケーションな授業の実践の改善案を述べている。第二節は、今後の技能実習生を対象とした日本語教育の展望を述べている。第三節は、現在までほとんど解明されることのなかった送り出し機関での日本語教育の実態を明らかにしたことで今後の課題が浮き彫りになったことを挙げ、今後も技能実習生の来日前の日本語教育の実態が鮮明になることで、より技能実習生にとっての日本語教育が充実したものになるようお願いを述べている。

なお、本稿の構成は六章構成となっている。まず序章では、第一節に筆者が本研究をするまでに至った経緯を述べ、本研究を行う上での問題意識を掲げている。第二節は、現在に至るまでのベトナムの日本語教育の歴史を、先行研究を踏まえて振り返っている。姜(2017)は、ベトナムに日本語教育が導入されたのは1940年代であると述べている。その後、今日に至るまでベトナムや日本の政治・経済に左右されながらもベトナム国内に日本語教育が受け入れられるどころか、ブームのように日本語学習人口が増え続けていることを紹介している。

第一章では、技能実習生の定義と技能実習生は出国前に避けては通れない事前教育の場である送り出し機関を中心に述べている。第一節は、技能実習制度の生い立ちを、先行研究をもとに論じた上で技能実習生とは何かを定義している。また、技能実習制度を取り仕切っているJITCOの設立についても触れている。第二節は、ベトナム国内における技能実習生がなぜ「留学生」ではなく「技能実習生」として日本に行く決意をしたのかという観点から彼らのバックグラウンドについて触れている。第三節は、技能実習生として来日する前に必ず事前教育を受ける規定があり、その教育の場である送り出し機関について、先行研究を踏まえて役割や任務を説明している。第四節は、技能実習制度と日本語教育はどのような繋がりを持っているのかを先行研究を踏まえて論じている。技能実習制度と日本語教育は切っても切り離せない関係でありながらも、これまで先行研究は圧倒的に少なく、不透明なことも多い。その上で、少ない中でも研究されてきた4つの分野を挙げ、技能実習制度と日本語教育がどのような関わりをもち、どのようなことが解明されてきたのかを紹介している。

第二章では、技能実習生のための事前教育を中心に述べている。第一節ではベトナムにおける事前教育の現状をJITCO (2007)の「外国人研修生派遣前日本語教育実態調査結果報告」をもとに分析している。JITCO (2007)によると、この調査に協力をしたベトナムの送り出し機関のうち96.3%が、JITCOの「研修生派遣前日本語教育ガイドライン」を参考にして事前教育を行っていることがわかった。また、中でも特に参考にしていると言われていたのが日本語教育分野であった。この調査で数値化された事前教育の全体の大まかな実態は明らかになった。しかし、この調査は技能実習制度がベトナムで急速に増え始める前のことである上、2007年に実施された調査であることから現在の実態からは多少異なることが推測される。第二節は、技能実習生にとって必要な日本語力とは何かをJITCOの『講習日本語ガイド』と先行研究を踏まえて言及している。JITCOの『講習日本語ガイド』では、技能実習生は日本の地域社会で生活しながら技能などを習得することが滞在の目的として挙げており、必要な日本語は留学生や旅行者とは違うと述べている。技能実習生が実際に遭遇する場面を想定し、その場面でどのような日本語を使用するのかをこの節で分析している。

第三章では、事前教育として日本語教育を行う上での問題点を言及している。第一節は送り出し機関での日本語教師の視点からの評価と来日後の受け入れ側の視点からの評価の「ずれ」の問題について筆者の実体験をもとに明らかにしている。第二節は、監理団体と実習実施機関による技能実習生の評価はどのようなものであるか、実際に筆者がA送り出し機関で受けた評価の一例をもとに分析する。第三節は、筆者が携わったA送り出し機関の教育方式とそのバックグラウンドを述べている。第四節は、A送り出し機関で実施している日本語教育のカリキュラムを明らかにし、現状を述べるとともに、受け入れ側から来日前に身につけておくべき能力として求められている日本語能力試験N4レベルの日本語力について言及している。

## 修士論文題目及び内容の要旨

# ベトナム人技能実習生を対象とした 来日前の日本語教育に関する実践研究

析丸 華緒

### 論文要旨

2015年3月、筆者はベトナム社会主義共和国の首都ハノイにて日本語教師として働きだした。ここで教える対象は留学目的の学生ではない。職業上の技術や技能、知識の習得を目的に来日し、最長5年間という期間で働く予定のベトナム人技能実習生である。筆者は、ベトナムで働くことが決まるまで「技能実習生」という言葉すら耳にしたことがなく、当時はこれから日本で働く人のための日本語教育をする、という浅い認識でしかなかった。しかし、その後2年もの年月が流れ、延べ600人を超える技能実習生に出会い、事前教育として日本語を教えるということが来日後の彼らの取り巻く環境にどれだけの影響を与えることになるか、彼らの将来の第一歩に大きく携わる責任を身をもって感じ、彼らのために何が出来るのかを追求し続けた2年間であった。その一方で、日本国内では「技能実習生」にまつわる制度や労働環境の問題が瞬く間に広がり、今日では週に何度も新聞やテレビ番組で残念な現状ばかりが取り上げられている。このような事態を重く受け止め、良い方向に向かうにはどうしたら良いかを考えたとき、筆者が出来ることは技能実習生の日本語教育の質を向上するための改善策を見出すことであった。筆者は技能実習生にとって必要なものは実習先や日常生活で日本人とコミュニケーションが取れる日本語力であり、そのような授業をデザインし、カリキュラムを改善しながら実践していくことに意義があるという考えに至り、本稿でその実践内容を報告する運びに至った。

これまで行われてきた技能実習生に関する先行研究は、技能実習制度そのものの問題や制度の実態、来日後の技能実習生の生活を社会科学的な観点から取り上げた研究が多く、日本語学習者としての技能実習生の日本語や、技能実習制度における日本語教育、特に来日前の日本語教育を扱った研究、技能実習生あるいは実習現場からの視点に立った研究の数は少ない。

本稿では、これまであまり十分な説明が行われてこなかった技能実習生の来日前の日本語教育に焦点を当て、来日後に彼らが異国の地で目の当たりにする日本語ギャップを軽減するために有効である授業カリキュラムを作成し、実践したものを報告する。この授業カリキュラムは、これまで筆者が直接受け入れ側から要請されてきた技能実習生の日本語力の底上げや受け入れ側からの意見書、そして日本語教師の視点から見た来日前の技能実習生の評価と受け入れ企業の視点から見た来日後の技能実習生の評価と「ずれ」をもとに筆者が再編したものである。授業カリキュラム実施の最終日には技能実習生に記述式アンケートを配布し、自己評価型ではあるが、このカリキュラムを通してどのようなことが出来るようになったのか、どのような力が足りないのかを技能実習生に振り返ってもらった。筆者はこの振り返りアンケートをもとに技能実習生の声と、カリキュラムの実践者である筆者(教師)の視点を交えて考察し、反省点と今後の改善点を見出したいと考えている。

# 宮城学院女子大学大学院人文学会会則

## 第一章 名称及び事務所

第一条 本会は、宮城学院女子大学大学院人文学会と称する。

第二条 本会は、事務所を宮城学院女子大学大学院事務室内に置く。

## 第二章 目的及び事業

第三条 本会は、人文科学に関する研究を推進し、会員の知見を高めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種研究会、研究発表大会及び講演会等の開催
- 2 機関誌、会報及び会員名簿等の発行
- 3 他の研究団体・機関等の連絡及び協力
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

## 第三章 会員及び組織

第五条 本会は、次の一般会員及び特別会員をもって組織する。

- 1 一般会員
  - (1) 本学大学院人文科学研究科に学生として在籍中の者及び同大学院を修了した者
  - (2) 本学大学院に研究生又は科目等履修生として在籍中の者及び在籍したことのある者
  - (3) 本学大学院を中途退学した者
  - (4) 本学学芸学部を卒業し、他学大学院に学生として在籍中の者及び他学大学院を修了した者

## 2 特別会員

- (1) 本学大学院人文科学研究科に専任の教員として勤務している者及び勤務したことのある者
- (2) 本学大学院に兼任又は併任の教員として勤務している者及び勤務したことのある者
- (3) 前号の規定する以外の者の有志で、本会則第七条に規定する委員会の推薦により、総会において承認された者。ただし、本号に該当する会員は、本会則第七条及び第八条の規定に係る権利をもたない。

## 第四章 会員の権利及び義務

第六条 会員は、次の権利及び義務を有する。

- 1 機関誌、会報等の配付及び本会が開催する諸事業の案内を受け、随時、研究成果を発表することができる。
- 2 会費は、毎会計年度内の指定された日までに納入しなければならぬ。
- 3 三年間継続して会費を滞納した場合には、会員の資格を失う。

## 第五章 役員及び任務

第七条 本会に、次の役員を置き、委員会を組織して、事務及び運営に当たる。

- 1 会長 一名  
会長は、本会を代表し、会務を統括する。

## 2 委員 若干名

委員は、委員会を組織して会長を補佐し、本会の事業を遂行するために、会務の運営と執行に当たる。

## 3 監査委員 二名

監査委員は、本会の会計を監査する。監査は、毎会計年度末に行う。ただし、必要に応じて、随時、行うことができる。

## 第六章 役員の選任及び任期

第八条 本会の役員は、次の方法によつて選任する。

1 会長には、本学大学院人文科学研究科長を推戴する。

2 委員は、一般会員及び特別会員の中から推薦又は選挙によつて選任し、総会の議を経て、会長から委嘱する。

3 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によつて選任する。

4 監査委員は、委員の中から互選によつて選任し、総会の議を経て会長から委嘱する。

第九条 役員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第七章 会議等の開催及び議決

第十条 本会は、毎年一回定期総会を開き、会務について報告し、審議する。総会は、本会会員の二分の一以上の出席を持つて成立する。ただし、委任状を含むものとする。議決には、出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

第十一条 会長は、会員の五分の一以上の要請又は委員会の議に基づいて、臨時総会を招集することができる。

第十二条 委員会は、随時、開くものとする。

第十三条 研究発表大会は、総会の日程に併せて開催するものとする。

る。

## 第八章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつて充てる。

第十五条 本会の会費は、年額千円とし、四月末日までに納入するものとする。ただし、臨時に要する費用は、その都度、徴収することがある。

第十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条 本会の会計並びに監査に関する報告は、毎年一回、総会において行う。

## 第九章 会則の変更

第十八条 本会則の変更は、委員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附則 本会則は、一九九八年十二月二十三日から施行する。

宮城学院女子大学大学院人文学会誌

第 二十 号

二〇一九年三月三十一日発行

編集及び  
発行人

宮城学院女子大学大学院

〒九八一―八五五七

仙台市青葉区桜ヶ丘九―一―一

人文学会 深澤 昌夫

☎(〇三三)二七九―五八三四

印刷所

株式会社 東 誠 社

仙台市宮城野区岡田西町一―五五